令和7年9月定例会

文教厚生委員会 予算決算委員会(文教厚生分科会) 会 議 録

長崎県議会

目 次

(9月	8日 委員間	討議)						
	1、	開催日時・場	所							 •
	2、	出 席	者							
	3、	経	過							 •
		委員会								
		審査内容等に	関す	る委員間	討議(協	議)				 •
•	-	日目)								
		開催日時・場								;
	2、									
		付託事								 ;
	4、		過							
	(総	終務部) - エ ニク								
		委員会	古古	≐兴 ㅁㅁ						
		総務部長所管								3
		決議に基づく								
		議案外所管事								
		「私学助成の	允夫	強化寺に	関9 る思	兑 書」	に係る妥	:貝間計	莪	 1 9
	<u>≃</u>	日目)								
_		·ロロノ 開催日時・場	fif:							2
	1、 2、									2
	2、 3、		過							 ۷
	٥,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
	(教	(育委員会)								
	•	委員会								
		教育長総括説	明							 2
		高校教育課長	補足	説明						 2 4
		議案に対する	質疑							 2 4
		議案に対する	討論							2 4
		決議に基づく								 2 4
		教育次長補足								2 !
		義務教育課長								2 !
		高校教育課長								2 (
		教育DX推進								2 (
		児童生徒支援								2
		生涯学習課長								2
		学芸文化課長								2 8
		体育保健課長								2 8
		陳情審查	IIII/C	□ル27 ・・・						2 9
		議案外所管事	······ 黎—	毎日に かかず						2 9
		成木ババ 日尹:	177	リメルースリタ						

(第3日目) 1、開催日時・場所 2、出 席 者 3、経	5 0 5 0
(福祉保健部・こども政策局)	
委員会 短礼 (2/2015年) 英语 (2/2015年) 1987年 (2/2015年) (2/2015年) 1987年 (2/2015年) (2/2015年) 1987年 (2/2015年) 1987年 (2/2015年) (2/2015年) (2/2015年) (2/2015	- 0
福祉保健部長所管事項説明	5 0
こども政策局長所管事項説明	5 2
決議に基づく提出資料説明	5 3
陳情審査	5 4
議案外所管事務一般に対する質問	5 4
委員間討議	9 2
・審査結果報告書	9 4
(配付資料)	
・委員会関係議案説明資料(総務部)	
・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)	
・委員会関係議案説明資料(追加1)(教育委員会)	
・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)	
・委員会関係議案説明資料(追加1)(福祉保健部)	
・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)	
・委員会関係議案説明資料(追加1)(こども政策局)	

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所 令和7年9月8日

自 午前10時49分 至 午後10時53分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名 中村 泰輔

委 員 長 虎島泰洋 副 委員 長 中山 員 功 委 溝口芙美雄 前田 哲也 中島 浩介 松本 洋介 近藤 智昭 " 坂本 浩 本多 泰邦 山村 健志

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

午前10時49分 開会

【中村(泰)委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、委員席につきまして、配布しておりま

す配席表のとおり決定したいと存じますので、 ご了承をお願いいたします。

次に、会議録署名委員を慣例によりまして、 私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島委員、本多委員のご 両人にお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。 本日の委員会は、令和7年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員 間討議であります。

それでは審査方法についてお諮りいたします。 審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて 行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審 査内容については、原案のとおり決定されまし たので、この後、理事者へ正式に通知すること といたします。

ほかにご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかにないようですので、これをもちまして 本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午前10時53分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月24日

自 午前 9時58分 至 午前11時14分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 泰輔 委 員 툱 虎島泰洋 副 委 員 툱 中山 委 功 員 溝口芙美雄 " 前田 哲也 " 中島 浩介 松本 洋介 近藤 智昭 " 坂本 浩 本多 泰邦 " 山村 健志 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

中尾正英総 務 部 長猿渡圭子総 務 部 次 長櫻間秀道学事振興課長

- 6、付託事件の件名
- ○文教厚生委員会

(1)議案

第91号議案

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

(2)請願

なし

- (3)陳情
- ・今和8年度離島振興の推進に関する要望書
- ・国政・県政に対する要望書(長崎県町村会)
- ・県の施策に関する要望書(新上五島町)
- ・諫早市政策要望
- ·要望書(壱岐市)
- ・令和7年度長崎県へ施策に関する要望・提案書(南島原市)
- ・要望書(平戸市)
- ・要望書(長与町)
- ・県立高等学校再編に関する要望書
- ・要望書(島原市)
- ・要望書(五島市)
- ·要望書(長崎市)
- ・要望書(私学助成に関する意見書の提出について)
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・要望書(佐々町)
- ・消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた地方 公共団体の通報対応に関するガイドライン(外 部の労働者等からの通報)」(令和4年6月1日 発行)に対応した「長崎県法令違反等通報制 度」および「長崎県教育委員会法令違反等通報 制度」への改善を求める陳情書

7、審査の経過次のとおり

【中村(泰)委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたし ます。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 91号議案「県立高等学校等条例の一部を改正す る条例」1件、そのほか陳情16件の送付を受けて おります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。 文教厚生分科会においては、今回予算議案が ありませんので、分科会による審査は行わず、 委員会のみの審査を行うこととし、部局ごとに お配りしております審査順序のとおり行いたい と存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議ないようですので、 そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては各部局の 審査における委員一回当たりの質問時間は、理 事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡したの ち審査時間が残っている場合に限って再度の質 問ができることといたしますので、よろしくお 願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。 それでは、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管外事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、総務部長より所管事項説明を求めます。 【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案外の主な所管事項について、 ご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料をお開きください。

今回ご説明いたしますのは、長崎県公立大学 法人の業務実績に対する助言について、「長崎 県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進 捗状況について、新たな総合計画の策定につい てでございます。 まず、長崎県公立大学法人の業務実績に対する助言についてでありますが、長崎県公立大学法人の第4期中期目標期間の2年目に当たる令和6事業年度に係る業務実績について、中期目標の達成に向け、取組状況に対する助言を行うことを目的に、長崎県公立大学法人評価委員会を開催し、去る8月21日にその結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がなされました。

委員会では、法人が定める中期計画の取組項目について、目標達成が見込まれる項目として、 しまなびプログラムの点検及び改善について、 「長崎県ならではの環境を生かしたプログラム の検討」や「大学と企業との連携を深化させ、 企業や地域の課題解決に取り組むことで、学生 の自主性向上に期待する」などの助言をいただ いております。

一方で、目標達成には努力が求められる項目として、3年修了時までに9割以上の学生に卒業要件を取得させる取組について、「早期取得を達成した学生の経験を1、2年次の学生と共有する機会を設けるといった、これまでと異なる手法を取り入れる努力」や、「同じ卒業要件を設けている学科での取組の横展開や情報連携の強化の必要があること」、さらに、「学生に卒業要件の早期取得の必要性を理解させ能動的に行動できる仕組みづくりや、時代の変化に合わせた卒業要件の見直しも必要であること」などの助言をいただいております。

また、県内就職率の向上については、「大学の取組だけでは難しいため、行政や民間企業と 一体となって取り組む必要がある」との助言を いただいております。

県といたしましては、委員会からの助言も踏まえて、引き続き法人と一体となって魅力ある

県立大学づくりを進めてまいります。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてでありますが、令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し、一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係部分については、配付している資料のとおりでございます。

総合計画の施策及び事業群の指標である4項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが2項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである2項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが1項目、令和6年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも今回の評価・分析の結果を踏まえ、 取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達 成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計 画・総合戦略の実現を図ってまいります。

最後に、新たな総合計画の策定についてでありますが、令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただ

いたところでございます。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築に当たっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、稼ぐ視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、総務部においては、基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、 挑戦を応援する」では、「すべてのこどもたち を支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に 関する施策において、私立学校の独自性・自主 性を尊重しながら魅力ある学校づくりの支援に 取り組んでいくこととしております

また、基本戦略「時代の変化に対応する力強 い産業を創出する」では、「地域を支える企業 の人材育成・確保」に関する施策において、地 域に貢献し選ばれる県立大学づくりに取り組ん でいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご 意見をお伺いするとともに、パブリックコメン ト等により県民の皆様の声をお聞きしながら、 今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまい ります。 以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】「 政策等決定過程の透明 性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充 に関する決議」に基づき、本委員会に提出して おります総務部関係の資料についてご説明いた します。

2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8 月の実績は、7月30日に開催しました長崎県公立 大学法人評価委員会1件と、8月25日に開催しま した長崎県私立学校審議会1件の計2件となって おります。

会議の結果については、資料3ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ ます。

【中村(泰)委員長】以上で説明が終わりました。 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の とおり、陳情書の送付を受けておりますのでご 覧願います。

審査対象の陳情番号は59番となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、 陳情につきましては承っておくことといたしま す。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など に関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、 次に、議案外所管事務一般について、ご質問は ございませんでしょうか。

【松本委員】 先ほどご説明の部長資料の2ページのところに長崎県公立大学法人評価委員会が開催されたという報告があります。

ここの部分のところで、しまなびプログラム の点検・改善についての助言があったというこ とですが、最初にこのしまなびプログラムの概 要についてお尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】しまなびプログラムの概要でございますけれども、こちらは長崎県の離島でございます対馬、壱岐、五島、新上五島、小値賀、宇久、的山大島を佐世保校、シーボルト校に次ぎます第3のキャンパスとして位置づけをしておりまして、こちら平成27年度から講義科目と演習科目、この演習科目が実際に島に行って行うフィールドワークになります。こちらの二つの科目で構成するカリキュラムとなっております。

こちらは、その島での体験学習を通じまして、 地域課題に取り組むことができるような人材の 育成を目的として行っております長崎県立大学 独自の教育プログラムとなっているところでご ざいます。

【松本委員】これはかなり以前から実施されている県立大学ならではの探求的な主体的な学習でもあり、地域課題の解決にもつながるということで、非常に特化したものだと思いますが、これについて点検及び改善ということが挙げられ、これ県立大が今後やっていくということですが、実質その点検・改善はどのような内容に

なるんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】今回ご報告しております 令和6年度の点検・改善の内容としましては、それまで1年次に実施をしておりました島のフィールドワーク、実際に島に行ってのフィールドワーク、こちらの方をまず島についての基本的な知識ですとか、フィールドワークのスキルを習得した上で実際にフィールドワークに行くように、この1年次に実施していたものを2年次の実施へ変更を行っております。それとともに、選択科目への変更を行っております。

それから、これは受入れ側の環境のことになりますけれども、観光客の増加ですとか、あとはコロナ禍のときに宿泊施設などが廃業などによりまして、受入れ側に県立大学の学生を受け入れる範囲に限界が来ているというところがございました。

そういったことも踏まえまして、また島内交通事情の変化というのもございまして、そういった状況も踏まえましてこのプログラムが今後も継続して実施できるためには、この日程をこれまで4泊5日で行っておりましたけれども、1日減らしまして3泊4日に変更しております。

ただ、1日減少することになりますけれども、 1年次に開講することにしております長崎の島 に学ぶというこの講義科目の内容をより充実さ せることによりまして、教育効果についてはさ らに向上していくようにということを目指して おります。

【松本委員】 確かに1年生に入ったばっかりの 段階で、何の事前知識もないまま離島にやっぱ り行ってしまっても、観光ではなくてあくまで も課題解決ですから、1年生でしっかりとその講 義を受けて、島の実情、そして課題を把握した 上で2年生で行って実施に課題研究をするとい うのは非常に効果的だと思いますし、やはりせっかくやるのであるならばちゃんとした結果が 出せるような手法というのは評価をいたします。

これは県立大で独自で改善しているということなんですが、今回は法人評価委員会での指摘ということで、長崎県ならではの環境を生かしたプログラムの検討や、大学と企業との連携を深化させ、企業や地域の課題解決に取り組むことで、学生の自主性向上に期待するという助言があっているということで、こちらの外部の助言に対してはどのように解釈されていますか。

【櫻間学事振興課長】こちらの助言につきましては、それぞれの島において課題解決ということがこのしまなびプログラムの目的ですけれども、それぞれの島において課題が見つかったときに、どうしてもやはりその課題に一番関係がある学科の生徒が中心になってしまうというところがあるかと思います。

そういうことではなくて、一つの課題に対してあらゆる県立大学様々な学部・学科を持っておりますので、それぞれの学科の特色を生かしてそれぞれの学科の視点からその解決策を考えていく、そういったことができれば、より学生たちは直接的に関係ない学科の学生であっても自主的に、能動的に、主体的にそのしまなびプログラムに関わっていくのではないかと、そういったご提案をいただいております。

また、内容に関わる関係者に関しましても、 学生だけの取組ではなくて、やはり教員ですと か企業なども一体となって、そういったところ とも連携しながら、それぞれが自由な発想の下 に課題解決策を提案していけるような、そうい った環境をつくっていくことを今後、改善策と しては期待しているという助言になっておりま す。 【松本委員】 やはり1年では一般教養で、3、4年が専門性の部分を学習していくと思いますから、やっぱりそれぞれの学部・学科での専門性を生かせるようなやはり視点の提案とかを誘導していくことも必要だと思いますし、またもう何年も続いて形骸化してしまって受入先の離島もやはりかなり負担も増えておると思いますし、しかしそういった中でやはり学生から新たな提案とかが地域企業に対してプラス効果になることも今まで出ていると思いますので、そこの部分をもっと深く、さらに今まで出てきたのと同じ提案ではなくて、新しい視点が出せるようなやはりカリキュラムの変更とか修正・改善というのもやはりしていく。

そして、それと同時にやはりそういった結果を社会に打ち出していくっていうこともやっぱり県立大学、特に県内に対して学生がこういう提案をして、こういうことが採用されたってことがやはり地元の自治体に対して、また県内に対してやっぱり周知していくっていうことも一つの学生のやりがいにもつながると思いますし、県内就職へのやっぱりきっかけにもつながっていくと思うんですよね。

そういったところも、ぜひ外部からこういった指摘があるということはやっぱり重く受け止めて、そしてそれをいつどのように具体的にやるかというところは、どうお考えですか。

【櫻間学事振興課長】まず、今回、大学の方で 改善策として対応したものについては、6年度の 改善策については今年度から実施をしていると ころでございます。

また、大学としましてもこの目標、第4期の中期計画で掲げている目標になりますけれども、こちらは毎年点検・改善を常に行っていくということになりますので、今後もそういった点検・

改善というのは引き続き行っていく。

その際に、先ほど法人評価委員会からいただいた意見というのも踏まえながら、どういった改善ができるかということは今後、今年度以降の改善策に反映していけるように、大学としてもそういった検討を進めていかれるものと考えております。

【松本委員】 あと、その報告等は何か報告会と かそういった発信とか、そういうものは具体的 にやっていらっしゃるんでしょうか。

【 櫻間学事振興課長】報告会については実施を しておりまして、これまでは報告についてはオ ンラインも活用しながら、それに関わった方た ちに見ていただけるように、またそれ以外の方 たちも見ていただけるような形で実施をしてい るところでございます。

【松本委員】 せっかくの事業でございますし、 関わる方々も多い事業でございます。こういっ た指摘も踏まえてしっかりとまた改善点をまた 委員会でもどんどん報告して、よりよいものに していただきたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございません でしょうか。

【前田委員】県公立大学法人評価委員会を開催し、知事に対して報告がなされたという中で、 県内就職率44%が達成できてないことを踏まえて、この委員会の中では大学の取組だけでは難しいため、行政や民間企業と一体となって取り組む必要があるとの助言をいただいたっていうことで、表現としては非常にオブラートに包んだような表現になっていますけども、まさに今日午後、坂口理事長が来たときに、またその点は議論すると思うんですけども、事前に委員会資料をもらっていて、そこにも通したときに、理事長って多分このチェンジ&チャレンジ2025 がスタートした後に理事長になってますよね。

区切りとして今年度で終わるから、新たな目 標とKPIとかを設定する時期にかかっている と思うんだけども、今日の資料とか見ても理事 長だけじゃないんでしょうけども、県内就職率 44%の根拠についての教職員の方々の納得感が 薄いというような資料が出てきていて、という ことは理事長だけに限らず、教職員の中でこれ 44%必達の意義というものの共有が行政側とで きてないんじゃないのかなと思っているんです けども、今日の午後まさにこのことを議論した いと思っていますけども、これ新しく理事長が なったとき、また、途中こういう報告会があっ ている中で、県内就職率を高めることを目標と して、その数字を44%に設定したことについて、 今、学校側としてはそこに対して違和感持って いるっていうふうなことになってないんですか。 ちょっとその点についてご答弁いただきたいと 思います。

【櫻間学事振興課長】こちら44%の目標を設定 した時点というのが、以前ご説明をいたしまし たけれども、県内の大学で連携して国の補助金 を獲得する際に、その時点での県内就職率から 10%それぞれが引き上げるという目標の基に、 各大学において設定をした目標になっておりま す。

県立大学の場合は34%を44%に引き上げるという目標を大学の方で設定された目標になっております。

ですが、それが当時そういった決定をした際の経過を知る方たちがだんだん大学の方でも少なくなってきた中で、県としてはそういった根拠を基にやはり44%というところはしっかり達成してほしいというところで、大学の方に働きかけをしてまいりましたけれども、それが感覚

として自ら設定した目標であるものの、県から 言われている目標だというふうに認識が少しな っていたところがあるのかと思います。

そういった点につきましては、今回、坂口理事長、理事長代わられましたけれども、そこで改めてこの経緯について認識を共有させていただきまして、大学内で教員にこの44%の根拠というところの説明をしてもらっているところでございます。

【前田委員】午後の資料だから今これを見てどうこうっていうやり取りできませんけども、納得感が薄いというところで就職率44%の根拠について、教職員の方々の負担が多いっていうことに対して納得感のない要請に対してっていう項目になっているんですね、目通していると思いますけども。

そう考えたときに、課長が言われたように、 そもそものこの目標設定を誰がしたのかってい うこと、でもその背景としては補助金を取るた めにどうしても設定せざるを得なかったってい うことであるならば、もう一度大学内でここの ところの議論をして最初からしないと、なかな か次も思うようにならないし、僕ら議会側とし て県内就職は高めてほしいという思いがある中 でね、ずっと議論が平行線というかすれ違うと 思うんですよね。

ですから今日いい機会ですので、その点を理事長がどう考えているかも含めてやり取りしますが、なんにせよ現場側がそこの目標意識を持たないと絶対達成できないと思いますんで、その行き違いに気づいているんであったら、早めに県も含めてきちんと部長とかも含めて議論した方がいいと思いますんで、要望だけとどめ、今後の質疑の中で再度やり取りさせていただきたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございません でしょうか。

【山村委員】同じように県立大の件で、部長の 説明資料の中にもありました卒業要件の見直し も必要であるっていうことが書かれてあったと 思います。

そもそも卒業要件の見直しは誰がどのように 決めていけるのかっていうのを教えていただけ ればと思います。

【櫻間学事振興課長】大学の卒業要件に関しましては、それぞれの学科においてどういった学生を育てて卒業させていくのかということを踏まえて、各学科においてこういった要件を課せばそれにふさわしい人材になるだろうということで、各学科での議論を踏まえて、最終的には大学の方で大学の意思決定として決定をしているところでございます。

【山村委員】 ありがとうございます。

ということは、大学が決めればいいっていう ことっていうことの認識でいいってことですね。 県が特にああしなさい、こうしなさいっていう ところではないっていうところで認識をさせて いただければと思うんですけど。

資料の中に卒業要件の項目がかなり書いてあって、確かに以前、理事長と意見交換させてもらったときも、すごくやっぱり違和感がある、 私個人的には違和感があったと、やっぱり部外テストで記憶力の試験みたいなところが卒業要件になっていると、いや逆に言うとそれをクリアしないと卒業させないっていうことになってしまっているって。

正直、大学ってもっと自由なところですし、 大学の教授がきちっと4年間見て、この子は卒業 に値するかしないかっていうのを評価すべきも んだと思うんです。それが一部の学科ではその 卒業要件に外部テストが合格するかしないかが 入ってしまっているっていうのがすごくやっぱ りどうしても違和感があって、社会人になるの に必要ない試験科目までやっぱり試験になって しまっているっていうところ。

それともう一つが、ちょっと思いがあるのは、 せっかく4年頑張った子たち、きちんと卒業、授 業としてはちゃんとしました。ただ、ペーパー テストの記憶力のテストは取れませんでした、 卒業できませんっていうのが、社会人になると きには大学の卒業要件は必要だと思うんですよ ね。ただ、民間の適正要件というのは多分ほぼ ほぼ社会人のときには必要なくて、結構学生さ んたちの未来を閉ざしてしまっているような感 じもします。

そういったところにおいて、県としてあんまり言うことではないっていうところであるんでしょうけれども、どう考えているのかっていうご意見をお聞かせ願えればなと思いまして。

【櫻間学事振興課長】卒業要件に外部試験を課していることにつきまして、学生がそういった専門知識を得たりですとか外国語の能力を得たりと、それのために試験に向けて努力をする、そういった努力を行ったということが例えば就職活動等において、企業側からするとそういった外部試験に受かるだけの学習を大学時代にやってきたんだなと、そういったアピールにつながるというそういった意義があるのではないかと思っております。

しかしながら、委員からご指摘ございましたとおり、確かに記憶するだけの資格について、そういったものが必要かということについては、今後社会に出るに当たって必要かということにつきましては、先般の法人評価委員会の委員からも同様に、そもそもその社会で求められてい

る資格というのは、もうどんどん変化をしていっていると、そういった中で卒業要件自体はも う見直す必要があるんではないかと。

それから、学生がただ資格を取るためという 学習意欲の逆に低下につながっているようなこ とになってはいけないと、やはり学生が自主的 に、能動的に取得をするような卒業要件という のが必要ではないかというような助言もいただ いたところでございまして、県といたしまして も、そういった現在の卒業要件については何ら かの見直しを行う必要はあるのではないかとい うふうには捉えているところでございます。

なお、委員からもございましたけれども、卒 業要件自体は大学において決定を設定されるも のでございますけれども、そういった法人評価 委員会の意見を踏まえまして県立大学において も、今後やはり見直しということはやっていか ないといけないという意向はお持ちでございま す。

【山村委員】 ありがとうございます。

そういう考えであれば特に問題ないと思います。やはりちょっとどうしても違和感が覚える 内容が多かったというか幾つかあるなっていう のは正直なとこありましたので、その辺は大学 の自由裁量っていうわけじゃないでしょうけど も、裁量で時代の変化とともに変えていくって いうのはすごく大事なことかなと思っております。

もう一方、また別の質問になるんですけど、 県外流出が長崎県、特に若い女性の方が課題に なってきているかなっていうふうに思っていま す。せっかく県立大も女性の生徒さん多いかと 思うんですけど、女性が特に文系の女性の方々 がどこに就職するのかなって考えたときに、私 としてもなかなかイメージが湧かないっていう ところがあって、県外と県内どういう割合で出ていっているのかっていうのを教えていただければなと思います。

【櫻間学事振興課長】県内と県外の状況ですけれども、

県外に出ていっている割合としては、男性が73.1%、女性が60.1%ということで、男性に比べると女性の学生の方が県内にとどまっているという状況でございます。

【山村委員】 ありがとうございます。

女性の割合が多いかなっていうところで、逆に言うと女性は目標に達成しそうなぐらいなのかもしれないですけども、恐らく看護とか専門職種の方々が結構県内に残っていただいている方が多いということかなと思いますし、やはり県内就職をどんどんどん増やしていくためには、学生のニーズに合った職場が県内にないとなかなか厳しいのかなっていうのが、そこが多分大学だけじゃなくていろんなとこと連携してっていうところの話で、いかに大学生が就職したいと思うような県内の企業を育てていくかっていうか、職種をつくっていくかっていうのはすごく大事になるかなっていうふうに思っております。

そんな中で、県外に就職した女性がどういう 職種に就職したかっていうのを分析してれば教 えていただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】就職先が大体決まっております看護学科とかを除きまして、例えば特にいるんな職種が選べる文系の学生についての数字にはなりますけれども、文系の女性の学生の就職先、県外に出ていった就職先としては、業種の多いものとしてはサービス業が最も多くて、それ以外には情報通信業ですとか運輸業、郵便業、それから卸売業、小売業、こういった順に

高い順となっております。

【山村委員】 ありがとうございます。

多分、サービス業、具体にある程度でいいで すけど、ちょっとどういうものか教えていただ ければと思います。

【 櫻間学事振興課長】サービス業での内訳としましては、宿泊業ですとか、あとは飲食業、旅行業などが多い、そういったものがサービス系の主なものとなっております。

【山村委員】 ありがとうございます。

多分、宿泊業とか飲食業とか県内にもある職種ではあるんですけども、そこに行っている方々が多いっていうところを含めて考えたときに、ある意味県内のそういった企業さんたちとどうアクションを起こしていくかっていうのも必要な情報になってくるかなと思いますし、ある意味産業労働部とかいろんなところと連携して、せっかく県立大を持っているのでそういったデータがあるんで、それを共有しながら、いかに長崎県内に残ってもらいやすい職場をつくっていくかっていうのはすごく大事だと思いますんで、今後ぜひ取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

【中山委員】長崎県公立大学法人の業務実績に対する助言についてでありますけども、県内就職率の向上について、先ほど前田委員からも指摘がありましたように、この44%っていうのは県民に非常に成果として分かりやすいと、それを達成できないということが一つの問題だったんですけどもね。

その中で、先ほどもちょっとありましたけど、 大学の取組だけでは難しいため、行政や民間事 業と一体となって取り組む必要があると助言し てありますけど、評価委員の中からこういう発 言が出ているけども、具体的にどうしたらいい っていう具体的な提案があっておるのかってい うのが一つと、もう一つは、これを学事振興課 長としてはどういうふうに受け止めておるのか。 ちょっと2点について、まずもってお聞きしたい なと思います。

【 櫻間学事振興課長 】 具体的にこの助言をいただきましたのが、説明の流れとしましては法人評価委員会におきましても、大学法人の坂口理事長の方から委員会視察の際にご紹介が上がりました経営戦略についてご報告が上がっております。

そういった中で、今後、県立大学が民間企業 との連携をより深めていくということのご説明 がございました。そういった取組に対して、法 人評価委員会の方からも高い評価をいただきま して、そういったこれまでの県立大学において、 学生に県内就職を働きかけるという学内だけの 取組ではなくて、しっかりそういった学生たち を受け入れる側の企業の環境も整えていくこと が重要であると、そういったことに県立大学が これから関わっていこうとされていることにつ いて、ぜひそういったところについては推進し てもらいたいという助言になっておりまして、 県の考えとしましても、確かにもう今、学生た ちへの働きかけのみでこういった県内就職率を 上げていくというのはなかなか難しい状況にあ るかと思います。

そういった中で、県立大学が今から県内企業に対する働きかけをより強めていくことについては、県としてもぜひその方向で大学には取り組んでもらいたいと思っているところでございます。

【中山委員】 坂口理事長が経営戦略を含めて、 企業との連携等について話があったということ であれば、これは自然にまとまると思うんです よね。やれやれっていうのは当たり前の話でね。 よく分かりました。

そこでもう一つちょっとお聞きしたいのは、この目標達成が見込まれる項目の中で就職率目安95%に対して就職率は99.7%、昨年度を上回るすばらしい実績であると。県内就職については難しいけども、就職についてはすばらしい成績を上げたということでありましたからね。確かにすばらしいというふうに思いますけどもね。

ただ、ここでちょっと僕が気になるのは、就職率の目安が95%、これ実績化したときにあまりにも低過ぎる。99.7%まで達成しとってよ、95%というのはあまりにも目標が低過ぎる。

そして何が言いたいかというと、この目安の 見直しね。あとは100%じゃないわけですよね、 100%まで0.3%までやから、この見直しについ て100%っていう見直しについての意見は出な かったのか。これ目安を見直しする場合、どう いう手順でやっていくのか。この2点についてお 尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】まず、この目標を95%から変更する場合でございますけれども、それについての今回法人評価委員会でこれを例えば100%にしてはどうかというご意見は出ておりません。

実際にここを変更するとした場合の手続ですけれども、大学法人の方からこういった変更をしたいという申入れがございましたら、それを法人評価委員会においてその目標が適正かということを審議した上で、その意見を県の方にいただきまして、県の方で最終的にその目標変更の認可を行うという形になっております。

【中山委員】 そこで、これはあくまでもこれは 希望者なんですよね。やはりぜひね一回、大学 の提案が先ということやから、大学も95%につ いてはもう実績が十分出ているし、すばらしい 実績上げとるいうことやから、ぜひ大学の方に も私自身も働きかけんといかんと思うけども、 この見直しについて意見が出たということにつ いて、大学と協議をしてほしいなということを 申し上げておきます。

それともう一つは未就職者ね、これが結構多いんですよね。その中で在学中の企業やビジネス体験を通じて、特性のある学生がパフォーマンスを発揮できるような支援が必要である。

現在、どのような支援をしとるのか。そういう発揮できるような支援っていうのはどういうものか、どういうふうに受け止めているのか。この2点について、お尋ねしたいなと思います。【櫻間学事振興課長】現在の大学における未就職者、未内定者への働きかけとしましては、やはりその学生の学部・学科、学んできたことに応じた企業のマッチングという形での支援となっております。

しかしながら、今回法人評価委員会でいただいた意見としましては、こうした内定に至ってない学生の中には、例えば特性を持った学生ということで、なかなか社会とのマッチングができない学生というのもいるんではないかと、そういったこれは少し仮定の話にはなりますけど、そういったことが理由に就職に至ってない学生もいるんではないかと。

その場合には、やはりもう決まった企業に入ることを前提としたことではなくて、自ら一度 そのカリキュラムの中で例えば1年間、少額でも 事業を立ち上げることが可能ですので、例えば 事業を立ち上げたり、あとは少額の投資を行っ てみたり、そういった実社会で実際に体験する ようなカリキュラムを授業の中に盛り込むこと ができれば、そういった学生は自ら主体的にそ ういった学びを行って、例えば就職ではなくて 自ら起業すると、そういったことに向かう道も そういった学生のためには大学として準備して おいてもよいのではないか、そういった趣旨の ご提案となっております。

【中山委員】この提案は、非常に僕は的を得とると思うし、やはり特に僕もこの前大学に行ったときに起業家を育ててくれんかと、起業家精神を植え付けて、起業をやってほしいということで、それを含めてやはり今後やはり大学の一つの売りというのは、やはり起業できる学生をどう育てていくのかというのもポイントであるし、そのためにカリキュラムを変更できると、できればいいわけであってさ、それの裁量については学校の方にあるんじゃろうと思っとるんで、あとはそういう意思の問題だというふうに思うんですよね。

ぜひ、やはり希望者も100%ない、未就職者も結構おってとらないということあるから、その辺をやはり力を入れてやはり県立大学に行くと就職は100%できますよと、こうなると非常に大きな売りになるし、これは魅力になると思うんですよね。

ぜひね、未就職者も含めてさらに、一つ支援 を取り組んでいただくようによろしくお願いし ます。

それと、もう1点非常にいいこと言っとるんですけども、一旦県外に出て就職したけれども、 再び長崎県に戻りやすくするような環境を期待するっていうことで、これはまさに的を得とるわけよね。

そこで、この要点としては、大学と卒業生が 連携するネットワークの構築っていうことある んですかね。これはどういう意味なのか。現在 こういう取組を自主的にやられておるのか、こ れについてちょっとお尋ねしたいなと思います が。

【櫻間学事振興課長】現在の県立大学での卒業生とのネットワークにつきましては、今行われているものとしましては、学生時代に県立大学の学生になった場合には、それぞれに大学固有のメールアドレスをそれぞれに与えるわけですけれども、卒業した後もこのメールアドレスについては閉鎖をせずに、引き続き社会人になった後も使い続けていただくような形を取っております。

そういった中で、大学の方から様々なお知らせというものをそのメールを通じて行っているというのが現在の状況でございます。

【中山委員】ずっと卒業生に対してメールでいるいろ情報を通じて提供しとるということでありましたけれども、現在そのやり取り、自主的に発信はしとるとあるけども、どういう発信しとるのか、数ね。それとリターンというか、そういう反応ね、これは自主的になっとるんかどうか、分かれば教えてください。

【 櫻間学事振興課長】大学側からの発信につきましては、その案件がある都度になろうかと思いますので、それぞれいつ何件行ったというところの把握はできてないんですけれども、その返しリターン、学生側からの大学への連絡というところはほとんどあってないという状況でございます。

【中山委員】ぜひこの際、そういう発信の仕方 も含めて抜本的に見直しをして、やはり県外へ 出ていっているのを、そこで長年勤務というよ りは、そこに行っても3年間以内にね、やはり離 職者もおるんだよ。

そうなると、やはり一つは自分で探す方法と、 もう一つは母校の大学の関係者に話を聞くとか いろいろあると思うんだけど、それと、やはり 方式について、もう一度抜本の取組も含めて、 大学生からリターンがあるような形にせんこと には、やっても意味がないと思うんで、ぜひ実 効ある構築を、学生との構築をするように、一 つ取組を具体化してほしいと思いますけどいか がでございますか。

【櫻間学事振興課長】これまでも卒業生との連携というところは、大学としても必要性は感じているところであったかと思いますけれども、なかなかそのメールでのやり取りだけではなかなかそれが実現できていないという現状にございます。

今回もそういったことも踏まえて、法人評価 委員会からも、ここをもっと強化すべきだとい うご指摘をいただいておりますので、大学の方 もそういった意見は法人評価委員会の中で受け ておりますので、しっかりそこについては大学 としても取り組んでもらいたいと考えておりま す。

【中山委員】ぜひ期待していますんで、一旦やはり県外に行って、そこで早期退職して長崎に帰ってくる場合もあるだろうし、またはそこでキャリア積んで、そして長崎に帰ってくる場合もあろうし、ぜひ、やはり一回出た人に対してやはりアプローチというか、それをやはりもう少し強くしながら、具体的に取組をしていただくことを要望しておきたいなと思います。

【近藤委員】 ちょっと私の方から簡単に2点、 ちょっと質問させていただきます。

先ほどの部長の説明のまち・ひと・しごとのところで、セキュリティ学科を県立大学につくったときにえらいいろんな反響があって、それでいろいろ集まってその学科が人気になったと思うんですけども、現在どのような状況に卒業

生はなっているのか教えてもらえますか。 【中村(泰)委員長】 休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

【中村(泰)委員長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】セキュリティ学科につきましては、全体としての就職率は100%となっております。

ですけれども、県内就職に関しましては30% を切るぐらいで大体推移をしているという状況 でございます。

【近藤委員】一番最初の卒業生の県内就職率は、 ほとんどいなかったんじゃないかって思えるぐ らい県内就職率が悪かったと思います。

それ何でかっていうことで詰めていったら、 長崎にそういう企業がなかったっていうのが一 応説明で言われているんですけども、今セキュ リティの産学共同研究センターですかね、そう いうとこでいろんな形で、これは人気の部門だ と思うんですよ。

そういう中で、どういうふうな形で県内にそ ういう産業と手を結ぼうとしているのか、もし 分かったら教えていただけますか。

【櫻間学事振興課長】産学共同研究センターに つきましては、中に企業に入居していただきま して、実際にそこで研究活動、大学との共同研 究をやっていただく現場があります。そういっ た中にセキュリティ学科の学生も建物敷地内に 入ってきている企業の研究に関わることができ るというところで、そういった学生にとっては 現場の実際の企業の活動を知ることができる非 常に貴重な場となっております。

そういった企業につきましては、今のところ 目的としましては、県外企業が県内へ進出する 際の足がかりとしていただくために入居していただいているという状況がございますけれども、そういった中で実際にそういった企業が県内に定着していただければ結構ですし、そうではなくとも、そういった企業が県立大学と共同研究を行う中で、その共同研究に地元の企業が関わっていく、それによって地元の企業でもそういったセキュリティに関する必要性というのを認識していただいて県立大学の学生を採用していただく、そういった動きにつながっていくことをそもそも期待して設置をしているところでございます。

【近藤委員】ぜひこの学部は、県立大学につくるときに結構話題になったんですよね。長崎の県立大学にこんな学部ができるっていうことで、それでみんな喜んだ中で、これ県内の就職率にどういうふうな関連があるのかなっていう時点であらっていうことでみんなですね。

でも、ここはやっぱりすごい学科だと思うんで、これを利用して長崎県でいろんな方々がい ろいろ就職していただいて企業を支えていただければと思います。

もう一つ、今長崎県立大学には看護学科があるんですよね。今大体何人ぐらい取って、受験率は何%ぐらいあるのか、ちょっと教えてもらえますか。

【櫻間学事振興課長】看護学科につきましては、今回令和7年度に入学した学生になりますけれども、募集定員としましては60名の募集を行っております。それに対しまして、志願者は303人の志願があっております。

実際に合格者数は65名となっておりまして、 最終的な実際に志望者ではなく、受験を行った 方に対する合格者の率としましては、競争率と しては2.8倍という状況でございます。 【近藤委員】外部評価で見たら、県立大学の看護科っていうのは高いんですよ。いろんな形でそれに人気があって、それで県内就職っていうのは何%ぐらいになるんでしょうか。

【 櫻間学事振興課長 】 県内就職率は、3月の卒 業生で61.8%となっております。

【近藤委員】その半分、60%以上は県内で就職 するっていうことですよね。

もう一つ今、看護の中でいろんな形で、認定 看護師っていうまた1ランク上の看護師の免許 があるんですけども、この免許について庁内で 今少しあるんですかね、それが。認定看護あれ は、部署が違うとか。部署が違うみたいです。

ぜひ、看護学科っていうのが結構人気あって、 いろんな形で県内の女性は活躍している状況な んで、もうしっかりそれも見ていきたいと思う のでよろしくお願いします。終わります。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はありませんでしょうか。

【坂本委員】 県立大じゃないんですけれども、 ちょっと私学の関係でお尋ねします。

これ資料で出されている長崎県総合計画の進 捗状況、事業の進捗状況の参考1、51ページの参 考1のところの番号で言うと左側1の3、下から2 段目ですね。私立学校の耐震化の推進の進捗状 況が出されておりまして、やや遅れというふう なことになっています。

今議論になっている県立大学の県内就職率が遅れということでありますので、やや遅れと遅れが二つあって、そのやや遅れについてちょっとお尋ねをいたします。

まだ令和6年度の分が、これ耐震化の目標が 97%に対して実績値は算定中ということで、今 一番新しい数字が89.8%ということになります けれども、算定中は大体いつ頃を目途に、もち ろん次の総合計画のときにはそれが出るんでしょうけど、大体いつ頃になりますかね。まずそれをちょっと聞かせてください。

【櫻間学事振興課長】こちらすみません、委員会資料の提出期限までにはそっちの方の確定ができておりませんでしたけれども、今現在で数字の確認はできておりまして89.6%となっております。

【坂本委員】 分かりました。

89.6%ですから、令和5年度に比べてマイナス 0.2っていうことで、これ多分全国順位も低いで すよね。多分30何位、五、六位ぐらいじゃない かなというふうに思うんですけれども、これ小 中高の耐震化率ってなっていますけれども、私 立学校でいうと専修学校とか各種学校とかあろ うかと思うんですが、そこは対象にならないん ですかね。それとも何かもともと対象にならな いという理解でいいんですか。

【櫻間学事振興課長】こちら国の方の調査に基づく数字になっておりまして、国の調査の対象としましては小中高ということになっております。これ校種別ということではなくて、その設置をしている法人ごとという形にはなってまいります。

【坂本委員】 分かりました。

国の調査が小中高が対象ということで、当然 そういった専修学校とか各種学校も耐震はその 建物としての耐震というのはきちんとしなけれ ばいけない。それに対しては県の方も、この小中高と同じように一定の補助を出しているって いうことでいいんですか。

【 櫻間学事振興課長】県の補助につきましては、 あくまで小中高が対象でございまして、専修学 校は対象となっておりません。

【坂本委員】 分かりました。

じゃあもう自力で頑張ってくださいというふうなことになるわけですね、分かりました。そういうところから要望が上がってきてないんでしょうけどね。

それで小中高で、そもそも耐震をすべき学校数っていうか建物数というのか、これは多分167棟っていうふうに多分なっているんじゃないかなと思いますけれども、そのうちにこの令和5年度分でいうと89.8%、今多分150棟っていうふうなことになっていると思うんですけれども、その数字は間違いないですかね。

【 櫻間学事振興課長】この耐震化の状況の数字でございますけれども、今回令和6年度に令和5年度の実績と比べまして耐震化率がマイナスになっていることがございます。

この理由としましては、6年度から国の方でこの耐震化率を確認する際の調査様式というのが少し変更になっておりまして、その変更になったことに伴いまして各学校で再度点検を行っております。

そういった中で、ある学校におきまして、それまでそこには4つの建物であるという認識の下に4つの建物が全て耐震化ありというふうに算定をしていた学校があるんですけれども、国の要領を改めて確認したところ、それは1棟扱いでよいということになってしまいました。

ですので、4棟の耐震化対象に対して耐震化率ありが4棟だったのが、1棟の対象に対して1棟の耐震化率ということで、分母も分子もそれぞれ3ずつ減ったものですから、この耐震化率が減ったという状況がございます。

そういったこともございまして、現在の小中 高での耐震性がある建物としては147棟、全ての 棟数は164棟、それに対して耐震性ありは147棟 という状況でございます。

【坂本委員】 分かりました。

そういうふうに令和6年度から変わったとい うことですね。

令和7年度の当初予算では6,600万ぐらい補助 金の当初予算しているんですけれども、この予 算の根拠といいますか、この予算を全部使い切 ってしまったら目標とするこの97%っていうふ うに積算していたっていうことでいいんですか ね。

【 櫻間学事振興課長 】まず、この予算の積算に つきましては、翌年度耐震化に関して計画があ る学校の照会を行いまして、実際にこれだけの 予定があるというところに対して予算を組んで いるところでございます。

そしてこの実際に7年度の耐震化の事業を行う学校が耐震化を行えば、97%になるかというとそういうことではございませんで、あくまでこの計画は総合計画の最終目標として100%の耐震化率を目指すというところから、逆算しての97%という目標になっておりまして、ここについてはやはりどうしてもその7年度の事業が終わったとしても97%には届かない状況かと思っております。

【坂本委員】 分かりました。

そしたらそれぞれやっぱり学校の経営上の問題でなかなかできないから、それに対する補助っていうふうなことで、それを全部やったとしても目標には届かないというふうなことになるっていうことなんですね。

そうすると、それを学校側もなかなか経営大変だというふうに、財源的に大変だというふうに思うんですけれども、それを促していくっていう意味でいくと県がもうちょっと出しますよというふうなことをすれば、少しでも前に進むのかなと思うんですけれども、そこはなかなか

やっぱり県の方も財政的に厳しいのかなという ふうな感じがしておるんですが、いわゆる指定 避難所に指定されているところについては補助 率が6分の1から3分の1っていうようなことある じゃないですか。

それやっぱり指定避難所っていうのは、これ 市が指定すると思うんですけれども、例えばこ ういうところはどうですかみたいなことを促す とか、そういうことは特にないんですかね。

【 櫻間学事振興課長 】耐震化がまだ未実施の学校に対しましては、こういった補助率が上がりますよってことは常々紹介しておりまして、ぜひ指定避難所になり得る立地などであれば、ぜひそこは指定を受けてもらいたいということでお話はさせていただいております。

【坂本委員】 分かりました。

せっかく今の総合計画の中で耐震化率100% というふうな目標を立てて、年度ごとにやって 今年度が97%、しかしそれは正直学校の事情も あろうかと思いますけど、県の現在の予算を全 部使ってもなかなか達成できないというふうな ことっていうことで理解はいたしますけれども、 一応目標は100%ということになっていて、全国 順位も非常に低いというふうな状況であります ので、そこはきちんと今回の今の総合計画の内 容を少しきちんと総括をしてもらって、次の総 合計画の中にはやっぱりそういうきちんとでき るように少し各学校側とかいうところ等とも相 談をしていただければというふうに思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございません でしょうか。

【本多委員】今坂本委員からご質問のあった同 じ資料のそれの上の段になります、魅力ある私 立学校づくり、学校評価の評価数値の件なんで すが、基準値が3.4、そして実績値もずっと3.5 とか3.4で推移しているんですけれども、これ4 段階評価の3.4、100点満点だと85点ぐらい。こ れって高いのか低いのか。

また、努力次第でこの点数が上がるのか、それとも維持することで、もう上出来なのか。そういったものがちょっとよく分からないので、これの仕組みをまずは教えていただけますでしょうか。

【 櫻間学事振興課長】この学校評価と申しますのは、法律で定められたものになりますけれども、今回ここに書いております学校評価、自己評価、これにつきましては法律で義務づけられておりまして、全ての学校がこれは実施をしないといけないとなっております。

方法としましては、その学校の全教職員がその評価には参加することになっておりまして、 各学校が目標の項目を設定いたします。それに 対して生徒や保護者へのアンケート結果なども 踏まえて点数化をしていくことになっておりま す。

その点数としましては委員ご指摘のとおり4 点満点となっておりまして、評価の仕方としま しては4点というのは、その目標を達成した場合 に4点、3点となるのが目標をおおむね達成した 場合に3点、2点がやや不十分、1点が不十分とい うような点数になっております。

この3.4という数字ですけれども、3.4となる ためにこれは仮定の話ですけれども、文科省の 方でその項目の例が示されていて12項目がござ います。その12項目において、12項目のうちの 5項目は達成という評価を得て、さらに残りの7 項目が全て目標をおおむね達成したという評価 を得て初めて3.4という数字になるものでござ います。

仮定の話ですので、目標を達成したが少し多

くて、逆に不十分というのがある学校もあるか もしれませんけれども、今の状況としてはそう いった数値となっておりますので、これはかな り県としましてもかなり高い数字にあるという ふうに評価をしているところでございます。

【本多委員】 3.4は結構高い、今聞いてみると 高いような感じなんですけれども、県としては これの最終目的を3.5以上とされているんです けれども、その3.5以上にしている根拠とか、あ と県としてどういったお考えがあるのかをお聞 かせください。

【櫻間学事振興課長】 この3.4という水準を維 持できているということは、非常によいことで あるというふうに評価しているんですけれども、 また現状を維持していただければいいというこ とではなくて、やはリーつでも今の評価項目を 上げていただきたい、そういった思いもござい まして、やはり少しでもその学校にはまたさら に改善の努力をしていただきたいという思いで 0.1ポイント上げての3.5という目標を掲げてい るんですけれども、この3.5となるためには先ほ ど申し上げました12項目の評価のうち、これま で取っていた評価よりも全ての学校で1ポイン トずつ上げていく、1点上げた結果が3.5となる ものですから、これについても確かに3.4でも高 いんですけれども、3.5というのは相当な目標で あることは県としても認識はしているところで す。

【本多委員】確かに全ての学校で1項目を1評価上げる、大変な内容だと思いますけど、ただ、ずっと同じよりか一つでも上を取っていただきたいというような県側の思いが学校の方に通じればと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より、私学助成の充実強化等に関する意見書案の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

それでは、山村委員から意見書案の提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。 【山村委員】それでは、自由民主党会派を代表

【山村委員】 それでは、自田民王党会派を代表 しまして、私学助成の充実強化等に関する意見 書案の趣旨を説明させていただきます。

私立中学校高等学校は、建学の精神に基づき、 時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開 し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果た してきた。

一方で、深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、 将来を担う子供たちの資質、能力の育成が重要 であり、そのために学校教育が果たす役割はこれまで以上に増しているが、私立中学高等学校 を取り巻く状況を見ると、様々な課題が山積している。

本県の私立中学高等学校では、直面する課題に対応するため、学校経営の一層の効率化に努めているが、私立学校の特色ある教育を推進する観点からも、経常費助成のこれまで以上の大幅な充実が急務となっている。

また、ICT環境の整備や学校施設の耐震化及び空調換気設備の整備等についても、国による支援の充実が不可欠である。

また、骨太の方針に明記された「いわゆる高校無償化」が実現すれば、子供たちが自由に学校を選択できる機会が保障されるが、私立学校が多様で質の高い教育を実践していくためには、合理的根拠に基づく授業料の引き上げは必要で

ある。

加えて、幼稚園から大学まで授業料の無償化が進められる中、私立中学生の就学支援制度の 創設が求められている。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める 教育改革に的確に対応し、新しい教育、特色あ る教育を提供するためには、多大な予算が必要 となるが、少子化による生徒数の大幅な減少等 もあって、私立学校の経営は厳しい状況にある。

とりわけ長崎県の私立学校は小・中規模が多く財政基盤が脆弱であり、また、本県の人口減少は全国を上回るペースで進んでいることから、私立学校を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれている。

一方で、若者の県外流出など人口減少に歯止めをかけることは本県が抱える喫緊の課題であるが、県内就職率が高い私立高等学校は、地域における若者の定着に大きな役割を果たしている。

私立学校が今後とも我が国の学校教育の先駆 的実践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れ た人材を育成するためには、財政基盤の安定が 必要不可欠である。

よって、政府及び国会におかれては、「経済 財政運営と改革の基本方針2025」において、「公 教育の内容や質を充実」「物価上昇等も踏まえ つつ私学助成等の基盤的経費を確保」と言及さ れていることや、私学振興助成法第1条の「教育 条件の維持向上」保護者の経済的負担の軽減」 「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえて、 私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする 様々な支援が一層充実されるよう、強く要望す る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書 を提出いたします。委員各位の賛同をよろしく お願いいたします。

【中村(泰)委員長】ただいま山村委員から説明がありました私学助成の充実強化等に関する意見書案について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。 意見書案の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、私学助成の充実強化等に関する意見 書案については、提出することに決定されまし た。

なお、体裁の修正等については、いかがいた しましょうか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【中村(泰)委員長】 それでは、正副委員長にご 一任願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、総務部関係の審査結果について整理したい と思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、総務部関係の審査を終了 いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10 時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査 を行います。

大変お疲れさまでした。

午前11時14分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月25日

自 午前 9時58分 至 午後 1時48分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 泰輔 委 員 長 虎島泰洋 副 委 員 長 中山 委 功 員 溝口芙美雄 前田 哲也 中島 浩介 松本 洋介 近藤 智昭 坂本 浩 本多 泰邦 山村 健志 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

前川 謙介 教 育 長 狩野 博臣 教育政策監 坂口 育裕 教 育 次 長 山下 健哲 働きがい推進室長 福利厚生室長 市瀬加緒理 山﨑 賢一 教育環境整備課長 松尾美智子 義務教育課長

熊本	崇	義務教育課人事管理監
岩坪	正裕	高校教育課長
馬木都	みどり	高校教育課人事管理監
田代	賢司	高校教育課企画監
前田	和信	教育DX推進室長
近藤	亮二	特別支援教育課長
髙比目	き 裕	児童生徒支援課長
藤井	大作	生涯学習課長
岩尾	哲郎	学 芸 文 化 課 長
鬼塚	晃嗣	学芸文化課企画監
松山	度良	体育保健課長(参事監)
岡﨑	天一	体育保健課体育指導監
竹之四	内 覚	教育センター所長

6、審査の経過次のとおり

午前9時58分 開議

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。 これより教育委員会関係の審査を行います。 それでは、委員会による審査を行います。 議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】 おはようございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたし ます。

説明資料2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは 第91号議案「県立高等学校等条例の一部を改正 する条例」であります。

これは県立中学校及び県立高等学校の入学選 抜手数料について、納付方法を変更することに 伴い所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の所管事項についてご説 明いたします。 障害者雇用率については、本年6月1日時点で 1.72%となっており、法定雇用率2.7%を下回っ ております。

これまでの取組は2ページ下段に記載のとおりでありますが、今後も法定雇用率の達成に向けて必要な予算の確保や障害のある方にとって働きやすい職場環境づくりに努め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

全国・学習状況調査の結果について。

本年4月、小学校6年生、中学校3年生を対象に 国語・算数・数学・理科の調査が実施され、そ の結果が文部科学省から公表されました。

国語・算数・数学・小学校理科に係る本県の 平均正答率は小学校国語・理科、中学校の国語 が全国と同程度、算数が2.0ポイント、数学が2.3 ポイント下回りました。なお、中学校理科は全 国平均を5ポイント下回りました。

今回の調査結果で明らかになった内容としては、用語の意味を正しく理解することや目的に応じて自分の考えをまとめ、表現することに課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問調査では、道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、社会への貢献について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小中学校ともに全国平均より高く、地域や社会へ積極的に関わるうとする意識の高さがうかがえます。

県教育委員会では今後、今回の結果を詳しく 分析し、各学校の取組の充実等を支援するため の情報提供や教員一人一人の指導の改善等に役 立てることができる研修を実施するなど、実効 性のある学力向上対策を推進してまいります。

高校生の活躍について。

「第20回若年者ものづくり競技大会」において長崎工業高校機械科2年中川慶真さんが「機械

製図(CAD)」部門で全国1位となる金賞を獲得し、厚生労働大臣賞を受賞しました。

4ページをお願いします。

今後も本県高校生が意欲的に学習に取り組み、 より高い専門性を身につけられるよう、高等学 校教育の充実に努めてまいります。

「しま」の未来を担う子どもの育成について。

対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の5市町と佐世保市の離島部から計18名の児童が参加し、長崎スタジアムシティでの施設見学など多様な体験や参加者同士の意見交流を通して、ふるさと長崎県と「しま」の魅力や未来について考え、ふるさとを担っていく意欲やリーダー意識を高める機会となりました。

今後は、本事業での取組を修学旅行等のモデルプランとして市町教育委員会へ提供するなど、 県下全域での体験活動を推進してまいります。

子どもたちの文化活動について。

「第72回NHK杯全国放送コンテスト」朗読部門で長崎北陽台高校2年生の只安遥都さんが本県勢として28年ぶりに優勝するなど、3部門において個人8名、団体2校が入選・入賞を果たしました。

また、「第49回全国高等学校総合文化祭(かがわ総文祭2025)」が開催され、本県から310名の高校生が吹奏楽や合唱など19部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。

本大会では、パレード部門において西陵高校 吹奏楽部が1位相当のグッドパレード賞を受賞 したのをはじめ、弁論部門や放送部門など、7部 門において個人3名、団体6校が上位入賞を果た すなど優秀な成績を収めました。

九州地区及び長崎県民俗芸能大会の開催について。

ながさきピース文化祭2025地域文化発信事業

として、大村市シーハットおおむらで開催しま す。

九州地区大会では本県の「滑石の龍踊」をは じめ、九州沖縄各県の個性豊かで特色ある民俗 芸能が、また、長崎県大会では、ユネスコ無形 文化遺産である大村の黒丸踊りなどの風流踊や 無形文化遺産登録を目指す壱岐、五島及び平戸 の神楽が披露される予定です。

スポーツにおける活躍について。

「全国高等学校総合体育大会 開け未来の扉 中国総体2025」が開催されました。

団体ではソフトボール競技男子で大村工業高校、登山競技団体女子で長崎北陽台高校、個人ではウェイトリフティング競技女子76キログラム級で西彼農業高校の森七菜実選手がそれぞれ優勝を果たすなど、全30競技のうち14競技で団体8、個人28、合わせて36の入賞を果たしました。

全国高等学校定時制・通信制体育大会においても、卓球女子団体で鳴滝高校通信制、バドミントン競技女子団体でこころ咲良高校通信制が それぞれ優勝を飾りました。

中学生では全国中学校体育大会が開催され、 団体ではソフトボール競技男子で島原JHS男子 ソフトボールクラブ、個人では陸上競技女子4種 競技で長崎大学教育学部附属中学校の上田奈緒 選手、柔道競技男子60キログラム級で福江中学 校の山口裕剛選手がそれぞれ3位入賞するなど、 団体・個人合わせて9の入賞を果たしました。

成年競技では彬子女王杯第1回全日本女子銃 剣道選手権大会において、里麻衣選手が優勝を 飾りました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとと もに、さらなる競技力向上とスポーツの振興を 推進してまいります。

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025等

の進捗状況は記載のとおりでございます。

新たな総合計画の策定について8ページの7行目をお願いいたします。

教育委員会においては、主に基本戦略「こど もたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」 に関連施策等を位置づけております。

「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に関する施策及び中段の「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に関する施策についてでございまして、内容については記載のとおりございます。

今後も引き続き県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中に計画策定に向けて検討を進めてまいります。

ここで恐れ入ります。追加1をお願いいたしま す。

教職員の不祥事について。

過去に不適切な発言に係る指導を受け、「体 罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向 上研修」を受講していたにもかかわらず、令和 7年5月、集会時に着席姿勢が悪かった生徒に対 してプリントを丸めて1回叩いた県立高等学校 教諭を9月9日付で懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

今後も全教職員に対し、あらゆる機会を通し て児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚 を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規 律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と 連携し不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推 進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を 終わります。よろしくご審議を賜りますようお 願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、高校教育課長より補 足説明を求めます。

【岩坪高校教育課長】第91号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」につきまして補足して説明をいたします。

サイドブックスの教育委員会横長資料4ページをご覧ください。

1の改正要旨につきましては、県立中学校及び県立高等学校の入学選抜手数料について納付方法を変更することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

2の改正内容をご覧ください。

現在、入学選抜手数料につきましては現金で 県立高等学校等に納付されておりますが、キャッシュレス化することに伴いまして、県立高等 学校等を通さず県に直接納付されることになり ますので、第2条第3項、第3条第5項の文言について一部削除及び追記する改正を行うものです。

具体的な改正部分は5ページ記載の新旧対照 表に示した下線の部分になります。

3の施行日でございますが、「公布の日から施行する。」ということにしており、9月議会終了後速やかに公布したいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】以上で説明が終わりました ので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】改正内容はキャッシュレス化する

ことに対する改正ということですけれども、これまでは現金を高等学校に納付していたら納付しなかった方も学校で把握していたと思うんですが、県に直接入ってくる中で納付されてない方への督促等はどういう方法を採られるんですか。

【岩坪高校教育課長】今回の改正によりまして 手数料はそのまま県に納付されることになりま すので、県の方で学校別に取りまとめましてデ ータで学校に渡すという形を取っていきたいと いうふうに思っております。

【前田委員】そうすると督促自体は学校として やるという理解でいいんですか。

【岩坪高校教育課長】個別の保護者への連絡等は学校にお願いすることになるかと思っております。

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようです のでこれをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】討論がないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので 採決を行います。

第91号議案については原案のとおり可決する ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって議案は原案のとおり可決すべきものと 決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の 透明性等の確保などに関する資料」について説 明を求めます。

【坂口教育次長】それでは私の方から政策等決 定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との 協議等の拡充に関する決議に基づきまして本委 員会に提出いたしました教育庁関係の資料につ いてご説明を申し上げます。

対象期間は令和7年6月から8月まででございます。

資料2ページをご覧ください。

こちらは県が箇所づけを行い、市町等に対し 内示を行った補助金の実績でございます。

直接補助金は、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金など17件を記載しております。

続いて、資料4ページになります。

こちらは1,000万円以上の契約案件の実績で ございます。

5ページから8ページにおきまして、各案件の 競争入札の結果を記載しております。

続いて、資料9ページをご覧ください。

9ページから53ページは、知事及び部局長等に 対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも 同様の要望が行われたものでございます。

松浦市からの要望など教育長に関係する24件 の取扱いについて記載をしております。

続いて、資料54ページをご覧ください。

54ページから56ページにかけて附属機関等の会議結果の概要としまして、第38期長崎県社会教育委員の会議及び第1回長崎県不登校支援協議会の会議結果を掲載しております。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保など に関する資料の説明を終わります。よろしくご 審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、令和7年度主要施策 の進捗状況について補足説明を求めます。

【坂口教育次長】 失礼します。先般の令和7年 2月定例県議会文教厚生委員会分科会における 審議の際に、前田委員から新規事業については 本来、事業内容やその考え方について補足説明 が必要であり、今後、事業の進捗も含めて、改めて自発的にご説明をいただきたいとのご意見を頂戴いたしました。

前回の6月定例会の時点では各事業に着手して間もない時期でありましたので説明は見送らせていただきましたが、本日の委員会におきまして進捗状況も含めて改めてご説明をさせていただきたいと思います。

本資料につきましては、令和7年度新規事業・ 拡充事業を含め、教育委員会の主要な施策とし て合わせて11の事業を記載しております。

それでは、個々の事業の内容及び進捗状況に ついて、所管する各課室より順番にご説明をい たします。よろしくご審議を賜りますようお願 い申し上げます。

【松尾義務教育課長】 義務教育課の所管事業「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業についてご説明をいたします。

資料1ページをご覧ください。

ふるさとの未来を担う人材の育成を目指した 事業となります。

主な事業内容としましては、学校と企業が協働で実施をするふるさと教育イノベーションモデル校事業、複数校による探究的な学習を実施するふるさと教育パートナーシップ事業、そしてふるさと教育発信事業としまして、Web版「ふるさと長崎県」の政策や「ふるさと月間」の実施に向けた取組を行っております。

現在の進捗状況としましては、イノベーションモデル校事業ではモデル校を3市町3校、パートナーシップ事業ではモデル校を3市町7校指定し、各学校においてふるさと教育の研究を進めております。

Web版ふるさと長崎県の政策につきましては、 9月に入札を実施したところであり、現在は業者 との調整を進めております。

また、11月のふるさと月間に向け、各学校への周知のためのポスター制作、県庁1階において 実施するパネル展示の準備を進めているところ でございます。

義務教育課からの説明は以上でございます。 【岩坪高校教育課長】 次に、高校教育課の3つ の主要施策の進捗状況についてご説明をいたし ます。

資料2ページをご覧ください。

まず、世界とつながるNAGASAKIグローバル人 材育成事業費についてご説明いたします。

本事業は、これからのグローバル社会において求められる異なる言語や文化、価値への理解、 英語コミュニケーション能力の向上を図るため 令和7年度から実施をしております。

主な事業内容は、オンデマンド配信教材による英語学習のサポート、メタバースを活用した 英語教育、中国語の現地語学研修などを行うも のです。

進捗状況でございますが、6月から7月にメタ バースを活用した韓国語講座(第1期)、7月に 上海中国語研修、8月に国内短期留学プログラム を実施いたしました。

オンデマンド配信教材による英語学習のため の動画作成やメタバースを活用した英語講座に ついては現在準備を進めております。

次に、教員のなり手不足解消プロジェクト費 についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本事業は業務支援員の配置やデジタル採点システムの活用拡大、モデル校における新たな学校運営の実践研究など、教員の業務負担軽減につながる取組等による教育環境の改善を図るため令和6年度から実施しております。

進捗状況につきましては資料記載のとおりで ございますが、デジタル採点システムについて は全ての県立高校、県立中学校に導入し試験の 採点時間の大幅な削減につながっており、高い 効果が得られております。

次に、NEXT長崎人材育成事業費についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

本事業は、急速な技術の発展等による社会情勢の変化に対応し、柔軟な発想で課題解決や新しい価値の創造ができる人材を育成するため令和6年度から実施をしております。

主な事業内容としましては、学校現場だけで教えることが難しい先端技術・成長分野の学びを充実させるため、産学官で連携して企業見学や外部講師による実践的・専門的な授業を行うとともに、価値創造・課題解決能力の学びの充実のためのアントレプレナーシップの学びやアプリ開発講座等を行うこととしております。

進捗状況でございますが、今年度は産学官で 連携した人材育成を行う体制を構築し、専門高 校等で連携した講座や企業見学等の実施を進め ており、アントレプレナーシップゼミやアプリ 開発講座等についても幅広い学校の生徒が参加 して学びを深めているところであり、引き続き 充実した内容となるよう取り組んでまいります。

高校教育課からの説明は以上です。

【前田教育DX推進室長】教育DX推進室の所管事業についてご説明いたします。

資料6ページをご覧ください。

長崎県遠隔教育センター運営費についてご説 明いたします。

今年4月に大村市にあります長崎県教育センター内に長崎県遠隔教育センター、通称「DECTT」を開設いたしました。

4月11日の開所式には、委員の皆様方にも多く ご出席いただきましてありがとうございました。

今年度は配信専任教員を7名配置し、離島半島 部の小規模校9校に数学、理科、英語、情報、商 業の5教科13科目の授業を配信しています。

多様な学びのコンテンツにつきましては、夏 季休業中に外部人材を活用しまして、公務員講 座や韓国語講座などを実施しました。

今後もキャリア教育講演会などを全ての高校 を対象に配信することで、生徒の学びを充実さ せたいと考えております。

以上で教育DX推進室の説明を終わります。

【 髙比良児童生徒支援課長 】児童生徒支援課所 管事業についてご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。

いじめ不登校対策事業費のうち学校内外における児童生徒の学びの場創出事業費についてです。

本事業では県内小中学校における校内教育支援センターの設置を促進し、児童生徒の多様な学びの場や居場所を確保することを目的としており、主に校内教育支援センターへの支援員に係る経費の補助を行っております。

令和7年度においては、市町補助を8市町から 14市町に拡大するとともに、県立中学校にも支 援員を配置できるよう予算を拡充しておりまし た。

進捗状況としましては、14市町へ補助金の交付決定を行っており、市町立小中学校131校に支援員の配置がなされる予定です。また、県立中学校2校にも支援員を配置したところです。

次に、スクールカウンセラー活用事業費についてです。

資料8ページをご覧ください。

本事業では、児童生徒の心のケアのため、各

学校へのスクールカウンセラーの配置等を行っておりますが、令和7年度から不登校児童生徒の支援強化のため、新たに教育支援センター等へスクールカウンセラーを配置できるよう予算を拡充しました。

進捗状況としましては、9市町に12名の不登校 支援スクールカウンセラーを配置し、教育支援 センターを利用する児童生徒、保護者へのカウ ンセリングや学校や家庭を訪問してのカウンセ リング等を随時行っていただいております。

また、不登校支援スクールカウンセラーの情報交換会を実施し、各市町における活動状況の報告や今後の活動に向けての意見交換を行ったところです。

以上で、児童生徒支援課の進捗状況の説明を 終わります。

【藤井生涯学習課長】生涯学習課の所管事業についてご説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。

家庭教育支援費、対話でつながる!ながさき 子育てネットワーク推進事業費についてご説明 いたします。

本事業は、地域全体で子育てを応援する意識 を高め、親子が安心して育つ環境づくりを目的 としています。

主な取組は子育てを支援する人材の育成、地域住民や企業等への学ぶ機会の提供、家庭教育支援の重要性や実践事例の発信です。

人材育成では、ながさきファミリープログラムのファシリテーターに加え、自主的に普及を図るNFP推進員を育成しており、今年度は県内4会場で研修会を開催しています。

学ぶ機会の提供としましては、本課主催の研修会のほか、市町や地域団体の依頼に応じてPTA や教職員向けの社会教育講座など、アウトリー チ型研修会も実施しております。

周知啓発としては、ながさきファミリープログラム紹介動画や各研修会等でリーフレットの配布を行っているところです。

生涯学習課からの説明は以上でございます。 【岩尾学芸文化課長】私の方からは学芸文化課 で行う事業と県埋蔵文化財センターで行う事業

について説明いたします。

10ページをご覧ください。

地域社会におけるこどもの文化芸術活動推進 事業についてですが、地域子ども教室やこども 食堂等、日頃子どもたちが活動する場において 音楽や美術等に積極的に取り組んでいただくこ とで地域での子どもの文化芸術活動の場を増や し、将来にわたり文化芸術活動に親しむ環境づ くりを推進するものでございます。

そのため、地域子ども教室等を運営する団体と文化団体等との協力・連携体制を構築するための会議の開催や文化芸術活動を取り入れたい地域子ども教室やこども食堂等に指導者の派遣などを行うなどの支援を行っております。

また、今後、こども文化ミーティングを開催 し、子どもが様々な文化芸術を体験する場を提供してまいります。

現在の進捗状況についてですが、7月にこどもの文化芸術活動連携会議を開催し、関係団体との意見交換会を行いました。

9月からは実際に放課後児童クラブで吹奏楽の体験を始めるなど、子どもの文化芸術活動機会の拡充を進めております。

11ページをご覧ください。

埋蔵文化財センターが実施する「身近な埋蔵 文化財の魅力」再発見事業について説明いたし ます。

郷土研究部等の部活動による収集や地域の方

からの寄贈などにより、学校が所蔵する地域の 埋蔵文化財を教材として整理・活用することで 身近にある故郷の埋蔵文化財の理解を深めると ともに郷土を愛する人材を育成してまいります。

進捗状況についてですが、現在、各学校に埋蔵文化財の所蔵状況について調査を行っているところでございます。

また、対馬高校において出前授業を実施し、 今後、対馬博物館で開催予定の学校資料展・講 演会に向けて生徒たちと準備を行っております。

学芸文化課からの説明は以上でございます。 【松山体育保健課長】資料12ページをご覧ください。

体育保健課では、学校・地域!いっしょに動こ~で「健やかな体」育成プロジェクト推進事業に取り組んでおります。

本事業は子どもたちが体を動かすことが好きになり、継続して運動やスポーツに親しむ習慣や資質を身につけるために体育の授業の充実に加えまして、新たに家庭や地域、プロスポーツなどと連携した体力向上の取組を切れ目なく展開し、子どもたちの健やかな体と豊かなスポーツライフを継続する資質能力を育むことを目的としております。

主な取組といたしましては、子どもたちが体を動かすきっかけとなる機会の提供や地域人材を活用した体育授業の充実、学校・家庭・地域が連携して、子どもの運動習慣の定着を図るための取組などを実施する事業となります。

具体的には、プロスポーツ選手によるスポーツ体験会の開催や専門的な知見を有する地域の指導者を地域スポーツレジェンドとして学校の体育授業に派遣し、授業の充実を図る取組、教員向けの指導力向上セミナーの開催、家庭でも取り組める運動遊びの紹介などを行います。

現在、スポーツ体験会については日程等の調整を行っており、地域スポーツレジェンドの体育授業への派遣は10月に8校16名を予定しております。

また、運動の機会を増やすために子どもたちが思わず体を動かしたくなるように学校内にボール当て用の的を描いたり、あるいはジャンプやぶら下がり用のロープを設置するなどの場の設定を行う「学校をプレイパークに!」の取組については、7校をモデル校に指定しており、環境が整ってきた小学校においては子どもたちが実際に運動遊びを始めている状況にあります。

今後3年間で県内各市町にモデル校を設置した上で、その成果を広く発信しながら県下全域の取組につなげてまいりたいと考えております。

体育保健課からの説明は以上でございます。

【中村(泰)委員長】それぞれご説明ありがとう ございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の とおり陳情書の送付を受けておりますのでご覧 願います。

なお、審査対象の陳情番号を申し上げます。 29番、30番、32番、35番、37番、42番、43番、 44番、57番、66番となります。

陳情書につきまして何かご質問はありません か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、 陳情につきましては承っておくことといたしま す。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

【松本委員】 政策等決定資料の2つ目、集中契約分のところです。

集中契約分の19番、体育保健課の県立総合体育館の空調の改修工事1億8,480万円でございます。この金額が大きいものですから、何年経過した空調なのか、改修をする使途についてお尋ねいたします。

【松山体育保健課長】県立総合体育館の空調についてのお尋ねですが、県立総合体育館は平成6年4月に供用を開始しております。

空調設備につきましてはメインアリーナは開館当初、サブアリーナはその翌年、平成7年度に設置をしておりまして、設置後30年が経過をしているという状況になっております。

【松本委員】耐用年数も含めて30年以上経過してるのであくまでも改修ということで1億8,000万投じるということなんですが、これに関連して県立体育館も避難所にもなっていますが今、学校体育館の空調の議論が一般質問でもなされました。

ちょっと確認したいんですけど県立、市立の 体育館には空調があると思うんですけれども、 そこの空調設置の経緯についてお尋ねいたしま す。

【松山体育保健課長】一般的に社会体育施設ですけども、県立、市立ともに維持管理運営費につきましては、利用者の方から使用料という形でいただいております。そういうこともありまして、利用者の利便性をしっかり確保するという視点から空調設備がほとんどの体育館で設置をされているものというふうに理解しております。

【松本委員】利用者の利便性そして利用者が空調の費用も負担をされる、電気代も含めてですね。ですから、そういった避難所の指定もあり

ますしそういった社会体育の一環で県立、市立 の体育館には空調が初期から導入されてると。

今問題になっているのは県立高校の体育館の空調のことなんですけれども、そもそものところでその前の県立高校の教室への空調の導入が一時期協議されました。これもやはり多額な費用がかかるということで一時期委員会で協議しましたが、結果的にはもうPTAが負担するということでこれも同じ理屈でPTAの方々がリース方式を選択して子どもたちのためにその会費の中から支払われたという経過を聞いてるんですが、その経緯と今の現状をお尋ねいたします。

【山﨑教育環境整備課長】 普通教室へのPTAが 設置したリースの経緯でございますけれども、 PTAによるリース形式を取られていたのは平成 17年度からでございます。

当時は原則といたしまして、夏季休業中の課外授業、そういったもので使用するためにPTAからの要望等に応じまして、行政財産の目的外使用許可という形で空調の設置を認めてきたという経緯がございます。

その設置を認めるに当たりましては当然、資金計画、そういったものについても審査をいたしてきておりまして、PTAから提出をされました資金計画におきましては、やはり受益者負担の考え方の下で将来にわたっての債務の負担も見据えたところで保護者の負担を一定の期間で平準化をするということでリース方式を採用いたしまして、県もそういったPTAの考え方について尊重いたしまして、許可をしてきたという経緯でございます。

現状でございますけれども、このPTAによる設置をしました空調のランニングコスト、そちらにつきましてはもう全て県費で予算を措置しているところでございます。

【松本委員】受益者負担という観点からリース 方式でPTA、しかし、現状としてはもうランニン グコストに関しては県費で賄っていると。そこ の部分はすごく筋が通ってると思うんですね。

今、大村市や佐世保市が既に学校体育館での 設置に空調を、計画を進めているということで すが、把握してる進捗状況についてお尋ねしま す。

【山崎教育環境整備課長】まず、佐世保市の状況でございますけれども、今年度、令和8年度に整備する計画の11校につきまして調査及び設計費を計上しているというような状況で聞いております。令和8年度から令和13年度を目標として設置をするというようなことも聞いております。

また、大村市につきましては、21校ある市立 小中学校の体育館あるいは武道場に導入する方 針を示しておりまして、その財源につきまして はボートレースの収益あるいは国の臨時特例交 付金などの活用を検討しているということを聞 いております。

【松本委員】一般質問で県立高校の体育館空調は92億の試算ということが大きな金額としてどーんと出ましたけれども、先ほどの経過を考えれば、例えば受益者負担の在り方とかリース方式とかいろいろなやり方によっては大村市や佐世保市の動向も踏まえればやはり県立高校の体育館ももちろん避難所指定されてるところもありますし、そしてやはり近年のやっぱり異常気象というものが、実際、もう体育祭も体育館でやってるような状況の中で、やはり県が全く協議をしないというのはどうなのかなというふうに思っております。

ちょっと全国の状況を調べてみると財源が違うんですけど、東京等は小中学校の体育館の空調が92.6%導入、高校で62.2%、大阪府も小中

学校49.2%で高校が30.2%ということで、もちろん余力があるから大村市もボート財源を使うということなんですけれども、やはりそういったことがもうできるできないじゃなくてどうやったらできるかということもやはり県教委の高校の部分でいろいろな状況を踏まえて検討する余地はあると思うんですが、これについてはちょっと教育長のご見解をぜひともちょっと伺いたいと思います。

【前川教育長】県立高校の体育館の空調につきましては、今、松本委員からのご指摘もございましたとおり、これは我々も喫緊の課題として捉えているところでございます。

一般質問で総額92億という所要額の答弁をさせていただきましたが、私ども教育委員会の方には技術系の職員が配置をされておりませんので、総事業費の積算等については土木部に協力を依頼して土木部と連携をして行っております。

この92億につきましては、また土木部と再度 十分調整を行って、どういう施工方法であれば この92億をもっと圧縮できるのかという、まず 総額が圧縮できないかというところを再度十分 調整していきたいと思っております。

それからもう一つ、財源の部分でございます。 市町の方につきましては特例交付金の活用が 可能でございますけれども、県立高校につきま しては特例交付金が活用できないことになって おりますので、財源の問題、ここを教育委員会 の中で財源を捻出するということになりますと、 これは今の子どもたちの学びのために使ってい る予算を圧縮しなければならなくなりますので、 これは絶対にしてはならないと思っております。

そういう意味では財源問題は財政当局の方と 県全体の財政の中で協議をさせていただくとい うことになろうかと思います。そこも十分財政 当局の方と調整をさせていただいて、できない ということではなくてどうやったらできるのか という視点で関係部局と十分調整を図ってまい りたいと考えております。

【松本委員】 ありがとうございます。 丁寧な答 弁いただきまして。

私がやっぱり気になったのは教室の、高校への空調導入がやはりPTAの方々がやはり自分たちの子どものためにということで会費の中から出してくださったことはすごくありがたいことだと思うし、やはり県立・市立の体育館に空調が入っているのも受益者負担の観点からつまり、保護者の方でもしご理解があれば負担できる部分、リース契約の中でというところがもちろんそういうリース方式がどうやったらできるかということも、もう1回教室でやってるわけですから、そういったのも含めて、やはり協議する余地はあるのではないかな、財源が足りないのであればですね。

やっぱり今後、熱中症で倒れる生徒児童がどんどん増えていくと、やはり、そしてまた避難所指定されてるときに避難所で県立高校の体育館を借りたときに、そのときにおのずと今後、将来的にも問題になってくる課題でありますので、ぜひとも協議を深めていただきたいと思います。

【中村(泰)委員長】 ほかに。

【中島委員】資料の32ページの平戸市から要望で県立の相撲場の整備ということで、陳情項目として出てるんですけど、私も写真で見せていただいたんですけど、もう30年たって老朽化が著しいという状況でございます。

この相撲場は大会も定期的に開催されている ということをお聞きしました。そういった中で、 これまでも国体の優秀な選手を輩出されたりと か非常に地域的に相撲が盛んな地域だということも認識してる中で、これから競技人口の確保とか県下で数か所こういった競技の育成の場というのもしっかりと守っていかなきゃいけないのかなという思いがあります。

こういった中で、予算の状況というのも加味 しながら、これまでなかなか手がつかないでい るのかなという状況だとは認識しておるんです けども、この件に関して今後どのような対応を されていくのかお伺いします。

【松山体育保健課長】委員ご案内のとおり平戸市の相撲競技場でございますけども、建築後50年が経過してるということで、大変老朽化が進んでいる状況にあり、今回の要望に至っているものというふうに思っております。

平戸市の相撲場ですけども、平戸は相撲も盛んですし、これまで多くの優秀な選手を輩出してきたというところは私どもも認識をしているところでございます。

今回、平戸市の方から県立の相撲場を整備してほしいという要望でございますけども、先ほども松本委員の質問にお話をさせていただきましたが、県立の体育施設でございますけども、もう30年以上経過をしてきているという状況でございまして、まずはこの県立の体育施設というものを安全に利用していただくための大規模な改修というのが近々の課題ということになっております。

この厳しい財政状況の中ですけども、まずは 県立の現在私どもが所管している体育施設の大 規模な改修というのを計画的に進んでいきたい というふうに思っております。

新たな体育施設の整備ですけども、スポーツ の振興のみならず、地域の活性化にも役立つと いうところにつきましては私どもも理解してお りますけども、現時点では利活用の在り方も含めて今後の維持も含めまして慎重な検討が必要なのかなというふうに考えております。

【中島委員】ぜひ本当に写真でしか見てないですけど、非常に老朽化が著しくて聞くところによると大きな大会も開催されたりとか、ここ数年の大会状況を見せていただきました。

ちょっと事故でもあったら大変だと思いますので、ぜひ前向きに、整備も含めてご検討いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【中山委員】 9月18日に教育行政について一般 質問させていただきました。真摯な対応をいた だきました教育長さんはじめ関係者の皆さんに 感謝申し上げたいと思います。

そこで当日は時間の配分もありましたんで総括的な質疑になったというふうに考えておりますが、1番の教育県長崎の確立。

(1)長崎県教育方針の改訂について。(2)教育県長崎の総括。(3)教育改革の推進について。(4)不登校児童、生徒への対策についてということで質問いたしましたが、この中で検討をするという項目がありまして、時間の配分上その先まで質問することができませんでしたけれども、今日は検討をする、実現に向けての工程表というかプロセスについて少しお聞きしたいなと思います

まず、第1番目の長崎県の教育方針の改訂につ

いては、これは昭和25年度に制定されてその後 7回改訂されておりますので、中身についてはも う割愛しますが、長崎県にふさわしい教育方針 に改訂する必要性を感じてますという私の質問 に対しまして、教育長は長崎県教育方針はこれ までの改訂と同様に時代に即した方針とする必 要があると考えており、今後改訂に向けて検討 していきたい。さらに私が内容についても検討 すべきだという話を再度いたしましたところ、 今後改訂する方針については時代に合わせて、 また将来を見据えた教育方針となるよう内容に ついてもしっかり検討して行きたいとこういう ふうに明確に答弁していただきましたんで、改 訂していただけるんだろうということは理解し ておるわけであります、それは評価してますけ ど、そうするといつの時期に、どういう形でこ れを検討して改訂するのか。この辺のプロセス についてお尋ねしたいなと考えております。ど うぞよろしくお願いします。

【前川教育長】県の教育方針につきましては今、 中山委員からご質問ございましたとおり、75年 前に初めて制定をいたしまして前回の改訂から 15年以上たってるところでございます。

現在、今、私ども県立高校の在り方について 検討させていただいているところでございます。 また、新しい学習指導要領についてもその概要 が見えつつあるところでございます。

そういったところも踏まえまして、私の任期といたしましては教育長3年間の任期をいただいておいまして来年度まで任期をいただいておりますので、私の任期中には新しい教育方針、改訂ができるようなそういったスケジュール感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

【中山委員】それでは、教育長の任期の期間で

ある来年度中に教育基本方針については改訂する。その中でまだ検討が十分には煮詰めてない と思いますけども、内容についてやはり令和の 時代にふさわしいということになってきますん で、それについて何か考え方があればお答えい ただきたいなと考えております。

【前川教育長】内容の検討についてはまたこれからしっかり検討してまいりたいと思っておりますけれども、一般質問の中でも答弁させていただきました教職員、そして児童生徒含めた両者のウェルビーイングというところに十分心を砕きながら新しい教育方針の改訂について検討を進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】答弁を了といたします。やはり教職員に対してやはり非常に真面目で一生懸命頑張っておりますんで、こうしなさい、こうしなさいということだけじゃなくて、やはりあなたたち家から通って幸せになりなさいとかね、楽しくやりましょうと、それが子どもにつながっていくんだというウェルビーイングという考え方をぜひ盛り込んでいただければ大変ありがたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育県長崎の総括についてということでありますけれども、これは昭和47年にこの言葉は、教育県長崎できてるわけですね。そうするともう50年以上経過してるということで、これからまた50年、100年を見据えて、やはりここで1回立ち止まって総括すべきであると、再スタートすべきであるというような趣旨の質問をさせていただきましたが、教育長としては教育県長崎の確立を目指して半世紀になる中、これまでの取組を振り返り総括することは重要な視点であるという話でありましたんで、関心を持っていることについては理解できました。

そこで私としては、一方、もう一回踏み込んできちんとやはり検討すべきであるということで再質問させていただいたところ、それに合うような趣旨の答弁をされたというふうに僕は理解するわけでありますけれども、そうすると内容は今後のことになってくると思いますけれども今後、これについてもやはりどの時期を目指して総括するのか、重要になってくると思いますけども、その内容まで含んで検討されておるのかどうか、それはちょっと十分理解してませんけども、内容も含めてこれもいつの時期ぐらいに総括するのか、そして新しいスタートを切るのか、これについて教育長の答弁をいただきたいなと思います。

【前川教育長】それにつきましては、教育基本 方針の改訂と合わせて、その中で一緒に検討し ていければと思っております。

まずはどういった総括ができるのかということも含めまして、学校現場の教職員の意見を十分に把握したところでどういった形で総括ができるのかというのも含めて検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひ、これ教育方針を改訂版にするということですから、できればその前に並行してやってほしいと思いますけど、その前にやはり過去のやつを総括して、そして今後将来に向いては方針と合致すると、こういう形が望ましいと思うんですよね。

ぜひ、来年度に向けて一つ総括についてもやっていただくということがありましたので、答弁を了といたします。

それともうちょっと2点お聞きしたいと思いますが、一つは現・次期学習指導要領の対策ということで、なかなか現学習指導要領がなかなか浸透してないというような指摘が私の方に寄

せられておりましたんで、どうしてかと原因を聞いたらやはりコロナがあったとか多忙感があるとかいろいろあったわけでありますけども、そういう中で次期学習指導要領がもう目の前に迫ってるということであって、現在の指導要領も含めて、そして次期の指導要領含めて、これは教育関係が大きく転換する時期に来てますんで、大転換の一つの兆しは来てますんで、そうするとこの学習指導要領を全職員に浸透させんことには教育県長崎もなかなか空回りしていくという形になってくると思います。

そういう中で、教育長の答弁といたしましては、県内教職員が学習指導要領を正しく理解することが重要と考えている。改訂がなされた折にはこれまで同様、教育課程説明会等を実施することに加えて、議員、私の提案をプロジェクトチームの創設含めて浸透させるための手だてについて今後検討してまいりたいと。

そうすると、検討してまいりたいということですからね、これどういうことをどのように検討していって、そして全教職員に浸透させていくと、そしてそれを果実として児童生徒が受けて、そして生き生きとした学校が楽しいんだとこういう学校に行きたいとか、こういう生徒まで効果が出てくるというのが理想的かというふうに考えておりますので、次期学習指導要領の取組について考え方をお尋ねしたいなと。

【前川教育長】学習指導要領がなかなか現場に 浸透していっていないということにつきまして は、一般質問で答弁させていただいたとおりで ございます。

ここをどう教職員がしっかり学習指導要領の 内容を把握した上で授業を行っていくか、まず、 教員が授業を行うときのベースになるのはやっ ぱり教科書がベースになります。教科書にとら われ過ぎますとやっぱり学習指導要領にうたわれている大きな方針ですとか背景ですとか、そういったところから少し外れてしまって、教科書の細部のところに入り込んでしまうところがあると思いますので、そこは教科書は非常に大切な部分でありますけれども、その教科書を授業で使っていく上で、まずその教科書がそもそもつくられていく背景にある学習指導要領の中身というのを教員がしっかり把握していくことが重要であると思っております。

そのためにはどうやったら教育現場、しっかりと教員一人一人にそれが浸透していくのかというのは残念ながら私、教育現場の経験がございませんので、そこは今実際に教育現場に携わってる校長をはじめとする教職員そして今、私の後ろにおります教育委員会の幹部含めてご提案のありましたプロジェクトチーム含めて、どういったらしっかりと浸透させることができるかというのを検討して、本当に教職員が生き生きと授業をしてその結果、また子どもたちが元気になっていくという、そういう学校現場づくりに資するようなプロジェクトチームづくりというのもやっていきたいと思っております。

【中山委員】時期については次期学習指導要領の改訂時期と並んでぜひ一つ取り組んでほしいということを申し上げたいと思います。

最後に一つ、一般質問で要望にとどめておきました学びの多様化学校の件ですけれども、不登校児童生徒が4,095人ということで、年々増え続けているというような状況を伺いまして、そういう中で学びの多様化学校についての進捗状況はどうかと聞いたときが、令和8年度長崎市桜馬場中学校の分教室を開設する予定であるということでありました。

そういった新聞にも佐世保でそういう佐世保

市の学校の開設を目指して取り組んでるということありましたけれども、桜馬場中学校にしても定数が約30人ということでございますから、そこでやはり本格的な本校方式の学びの多様化学校をぜひつくってほしいというのが僕のお願いでございますけども、それと合わせて長崎独自性を持っていくためには学校の高校の再編もやっていくということでありますから、それをにらみながら小学校、中学校、高校の連携というか、一貫した本校方式の多様化学校ができるのが全国的にも初めてじゃないかなという気はするわけでありますけれども、これについて取り組んでほしいなと思いますけども、現時点での考え方についてお尋ねしたいなと考えております。

【前川教育長】学びの多様化学校につきましては、経過につきましては今、議員ご案内のとおりでございます。

まずは佐世保市の方で夜間学校に取り組んでいただいて、それを学びの多様化学校につなげていく。長崎市でも学びの多様化学校、ご検討ということに、開設の予定でございます。

ここは、当初は県でも開設できないかというのが私の就任の前に検討された経過もございます。県立として学びの多様化学校を開設、運営していくメリット、県が運営するメリットというのはやはり広域性の部分だと思います。

ただ、実際に通われる方のアンケート等を取りましたところ、どうしてもやっぱり義務教育のエリアの範囲内での通学者が多いということでございまして、なかなか県立でやっていくというメリットが見いだせないのではないのかという検討の経過がございました。

そうしたことをずっと市町とも協議をさせて いただきながら話を進めた結果、長崎市、佐世 保市で積極的なお取組をいただいたところでご ざいます。

県としましては、まずは長崎市、佐世保市、 両市の取組、これにつきましては県も十分関わらせていただいて教員の配置等につきましては 両市の要望、ご意向十分踏まえさせていただい て教員の配置等も行っておりまして、今、両教 育委員会とも学びの多様化学校につきましては、 非常に県のバックアップについてもいい形でやっていただいているという良好な関係を築いて おります。

そうした両市の動き、十分踏まえさせていただいて、今後の学びの多様化学校の展開がどういった形が一番長崎県において適切といいますか、長崎にとって一番いいものになるのかというのをまずは両市の対応を見せていただいて、その上でまた県としてどういった対応ができるのかというのは十分に検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】流れからするとそういう形で長崎市、佐世保市の取組の結果を見ながら県として何ができるのか。場合によっては県が入って市町と一緒になって取り組んでいくということも重要かと考えておりますので、ぜひそういう時期が来れば、ぜひ県の方もそれに加わって取り組んでいただくことを要望しておきたいなと思います。

最後に、不登校児童生徒数を見るときには、本県の児童生徒というのは道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、社会への貢献について肯定的な回答をする児童生徒が多いと、大変これありがたい話で、これは今までの教育委員会、先生はじめ取り組んできた一つの成果だというふうに考えております。

ただ、これだけに甘えておったら不登校対策

について対応を見間違う可能性もありますんで それをぜひ、それを含めて今後不登校対策につ いて取り組んでいただくことを要望して質問を 終わります。

【中村(泰)委員長】 ほかに。

【近藤委員】 私の方から令和3年度に整備した 県立高校の1人端末の更新についてお伺いしま す。

先日の県議会での溝口委員の高校生1人1台端 末の更新に関する質問に対して、前川教育長は 令和8年度入学生から私有端末を学校に持参す るBYOD方式で順次公費端末との入替えを行って いくという旨の答弁をされました。

これを受けて私の地元の新上五島町辺りで、 家庭で端末を買わなければ県立高校には入学で きないのかとか、いろんな不安が私の方にきて るもんで、まず、この件について幾つか質問さ せてもらいます。

まず、BYOD方式になるということですが、BYOD 方式とは具体的にどういうことなのか教えても らえますか。

【前田教育DX推進室長】 BYOD方式についてご 説明させていただきます。

BYODとは、BringYourOwnDeviceの頭文字を取ったものです。

生徒が私物の端末を学校に持ち込んで授業や 学習活動に活用することで、これは新規購入に 限らず既に所有している機器の持込みも認める ものでございます。

【近藤委員】 令和8年度の入学生から私有端末の持込みということですけども、今現在の在校生についてはどうなるのかをちょっと教えてもらえますか。

【前田教育DX推進室長】 令和8年度の入学生から私有端末の持込みというふうになりますが、

令和8年度の2年生、3年生につきましては、現在貸与しております公費端末を引き続き使用することになります。

【近藤委員】それぞれの家庭で準備する器具は何でもいいんですか。例えば、あらゆる何か条件があるのか。

例えば、多くの高校生はスマートフォンは持っていると思うんですけれども、そのスマートフォンなどでもいいのかちょっと教えてください。

【前田教育DX推進室長】学校に持参する機器に つきましては、文部科学省が示す最低スペック 基準を超える必要があります。

文部科学省が示しているのは、Windows端末、Chromebook、iPadの3種類です。スマートフォンは文部科学省の最低スペック基準には示されておりません。

また、令和4年度に出されました文部科学大臣とデジタル大臣の共同談話の中でも、情報 の指導内容や大学入学共通テストへの対応、大学進学後の学びや就職時に求められるスキルなどを考慮するとスマートフォンだけに頼る学びでは高校生に必要とされる資質能力を身につけます。 【近藤委員】保護者の立場からパソコンの購入となると多額の費用がかかると思うんですよい。 そういうことをやっぱり保護者の方も懸念しているところですけども、先ほどの答弁であった文部科学省が示す最低スペック基準を超えるパソコンというと相当高くなるんじゃないかと思うんですけども、どれぐらいの価格になるか見います。

【前田教育DX推進室長】まず、文部科学省が示す最低スペック基準ですが、大まかに申しますとWindows端末がストレージが64GB以上、メモリ

が8GB以上、Chromebookがストレージ32GB以上、 メモリが4GB以上、i Padがストレージ64GB以上と なっております。

今回、本県がやろうとしているのはWindows端末、Chromebook、iPad、それぞれ1種類ずつ機器を示すECサイトを設けまして、ある程度まとまった数を確保したスケールメリットを生かして価格を抑えた形で端末を提供したいと考えております。

同じような方法で、沖縄県が取り組んでおりまして沖縄県を例に申しますと、Windows端末が5万4,900円、Chromebookが4万7,300円、iPadが8万1,850円となっております。

【近藤委員】8万1,000円ですか。大体の価格感は分かりましたけど決して安い買物ではないと私は思います。相当な家計の負担になる家庭もあるはずです。

新規購入する際に県としても何らかの支援が 必要だと思うんですが、その支援についてどの ように考えているかお尋ねします。

【前田教育DX推進室長】経済的に厳しいご家庭には公費端末の貸与を考えております。また、新規で購入される場合には、先ほどご説明いたしましたECサイトにおいて、スケールメリットを生かした価格を抑えた形で端末を紹介することのほかに、高等学校入学時の奨学金を新たに創設することも検討しているところです。

ご家庭の負担軽減に向けてこのほかにも何かできないか、関係各課と検討してまいりたいと考えております。

【近藤委員】 NHKでちょうど溝口委員の答弁を 教育長がしたときに、そのときに初めて聞く保 護者、それでやっぱり保護者としても自分の子 どもを初めて高校に入れるという楽しみの中に あの答えを聞いたときにちょっとショックを受 けたりとか、いろんなざわつきがあったようです。これは、上五島ばっかりじゃなくてほかの とこもそうじゃないのかなと思うんです。

それで、県の事情を考えてみれば全額公費で 端末を購入するというのはちょっと難しいかな とは理解してます。

しかし、これまで保護者の負担なく公費で対応していた端末をいきなり家庭で準備しなければならないという保護者の負担や不安も理解できますよ。

今までタダだったのが急にこれだけの金額を 出して高校に子どもをやりなさいというのはや っぱり親にしたらやっぱりすごいあれがあった と思うんですけども、実際、そういう声も私の 地元からは上がってたんです。県内にもたくさ ん本当いると思うんです、こういう考え方を持 ってられる方。実際、教育格差を生じさせない ことが公の教育を預かる県教委の務めであると 私は思っております。

しっかりした支援を強く要望して、ちょっと もうここで終わりますけども、やっぱりちゃん とした支援をやらないとやっぱり保護者の不安 とか、やっぱ高校に上がるそういう負担が大き 過ぎるというのはちょっと問題があるんじゃな いかと思いますんで、もう一回支援を強く要望 して終わりたいと思います。

【中村(泰)委員長】 審査の途中ですけれども、 11時20分まで休憩とさせていただきます。

午前11時 9分 休憩

午前11時19分 再開

【中村(泰)委員長】 再開いたします。

ほかに質問ございませんでしょうか。

【本多委員】近藤委員の後を受け継いで、先ほどの高校生の1人1台パソコンの更新についてな

んですけれども、そもそもの導入の経緯をまず 教えていただけますでしょうか。

【前田教育DX推進室長】 令和3年度にGIGAスクール構想におきまして、高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の推進について通知文が出されまして、高等学校においても1人1台端末の環境を早急に整備することが必要というふうに明記されました。

令和3年度に高校生の1人1台端末を当時のコロナの交付金を用いて整備をさせていただいたところです。

【本多委員】当時はコロナだったんでオンラインの授業なんかもあると、そのためには絶対必要だということで当時の補助金を使って導入なされたということです。

ただ、今回更新については国の方からの補助が出ないということでBYOD方式を採用するということになったということなんですけれども、 先ほど近藤委員の方からそれでもやっぱり費用がかかるんじゃないのかというようなお話でした。

一般質問の答弁の中で生徒側の経済的状況等で準備ができない場合について貸与等の負担軽減策を検討されているというような答弁があったと思うんですが、どういった内容でしょうか。 【前田教育DX推進室長】公費で対応する端末につきましては現在検討してるところなんですが、ECサイトで販売されるものと同じものを準備いたしまして、ECサイトで購入した生徒と差がつかないように、公費端末が差がつかないように、恥ずかしい思いをしないようにその辺は注意したいというふうに考えております。

【本多委員】心配してたことの一つが家庭の事情で準備できない生徒が準備できた生徒と見て ぱっと、あっ、準備できてないんだなというよ うなことで肩身の狭い思いなんかするんじゃないのかなというような不安がありましたけれども、そこについては心配がないというようなことでした。

ちなみに見込みというか目安というか、何台 ほど貸与の機械を準備しないといけないという ような見込みなんでしょうか。

【前田教育DX推進室長】これもまだ検討してる 段階で具体的に申し上げることできませんが、 大体入学者数の10数%は準備したいなというふ うに考えているところです。

【本多委員】今、検討なされているということではっきりした数字は分からないけれども、10数%分は県の方で準備してそれを貸与するというような形。そして、先ほどおっしゃられたみたいに貸与されたPCについては、ほかの購入した生徒の方と遜色がない、見た目で判断できないような形ということでした。

多分、個人で準備するとなるといろいろ準備できた生徒、準備できない生徒、そして家庭の方針なんかで高スペックのものを準備する生徒等出てきて、そこで差がついて、それが生徒の中での見える差となってそれがいじめとかにつながらないように細心の心配りをしていただければというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、先ほど中山委員の質問の中で最後の方で取り上げてくださってましたけれども、一般質問でも取り上げてくださっておりました全国学力・学習状況調査の話で、道徳性について継続的に高い傾向が見られるというようなお話でした、長崎県としてですね。これも本当すばらしいことだと思います。

継続的に高い傾向のものがあるということは、 逆に継続的に低いものというのもあるんでしょ うか。

【松尾義務教育課長】全国学力・学習状況調査につきましては、先ほど言われたとおり道徳性については本当に継続的に高い傾向でありまして、そこについては本当に誇らしく思っているところです。

ただ、評価に関する調査につきましては、今年度は国語については全国と同程度となっておりますが、算数・数学については、やはり全国との差があるというふうに捉えております。

具体的には、算数においては図形の問題であったりとか割合の問題であったりというものが 継続して課題として挙げております。

数学につきましては、いわゆる用語の意味を 正しく理解するということについて、やはり継 続とした課題として挙げております。

【本多委員】 算数の図形、割合、比較的応用的な問題になるんでしょうかね。と中学校の数学では用語の理解ということで、これは小学生とはまた少し違うなとは思うんですけれども、共通して考えられる要因というものはあるんでしょうか。

【松尾義務教育課長】算数・数学の今具体的な問題に関しましては、今も言われたとおり実は両方を正しく理解をしていないというところについては、やはり基礎・基本的なところの定着がなかなかできていない部分があるのかなというふうに考えております。

算数につきましては、図形の性質を使って求め方を考えるとか、割合の意味をしっかり理解をして求めることができるとか、いわゆるきちんと意味理解ができていなくて、もしくは意味理解ができていても、それを活用して考えるというところに課題があるのではないかなというふうに捉えているところです。

【本多委員】 勉強してるけれども、もう一歩、 あと一歩というところが少し足りてないという ようなことになるのかなと思います。

そういった場合にそれの要因に対して何か手を打たないといけないと思うんですが、その要因という、先ほどの質問とまた重なってしまいますけれども、何か要因みたいなものが長崎県として何か見当たるようなものはあるんでしょうか。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。 先ほど申しました要因についてはやはり授業改 善等で進めていく必要があるかなと思いますが、 もう一つ考えられるものとしては、授業外の学 習時間がやはり少ないのではないかということ を考えているところです。

【本多委員】授業外の学習時間、おうちに帰ってからとか、そういうことになるんですかね。 何かしらデータのようなものがあれば教えてい ただければと思います。

【松尾義務教育課長】先ほどの全国学力・学習 状況調査の質問調査におきまして、いわゆる授 業以外の時間について尋ねております。

小学校であれば授業以外に1時間以上学習をしている児童生徒の割合がやはり全国よりも0.7ポイントほど低いという状況、さらには中学校において2時間以上学習しているというお子さんが実は全国よりも8.9ポイントほど差があります。

全国的にもやはり学習時間については課題と して挙げられておりますが、やはり本県でも同 様の課題があるというふうに捉えているところ です。

【本多委員】小学生は1時間以上それが0.7ポイントぐらい低いと、中学生が2時間以上、2時間以上なかなかハードルも高いのかなとは思いま

すけれども、その2時間以上に関しては全国の平均と比べると8.9ポイント、かなり大きい開きがあるかと思われます。

授業外の学習時間といったら多分、塾の時間 等も含まれるのかなというふうに推察できるん ですけれども、長崎県は離島半島なんかが多く て、そういった地理的に不利な条件にある。そ れも要因になってるのかなと思います。

そういった意味では長崎県としてしっかりと 何か手だてを打つ必要があると思われます。県 として取組があれば教えていただければと思い ます。

【松尾義務教育課長】本県としましてもやはり 大事ではないかというふうに考えておりまして、 子どもたちの学校外での学習の充実に向けて、 実は令和4年、5年度にいわゆる学びの活性化プロジェクト事業としまして、学びに向かう力を 育成する研究に取り組みました。

つまり、子どもたちが主体的に学びを進めるような力をつけたいということで、家庭に戻っても自ら学びを進められるような力がつけられないかというような研究でございます。

その研究の内容につきましては、リーフレットとして学びの習慣化メソッドを昨年度4月に 県内の小中学校の教職員の方々に配付をしたと ころです。

この活用につきましては、昨年度、今年度の研修会の中におきまして、活用の具体的な例をお示しをして各学校の方で活用していただくようにしっかりと指導というか周知をしているところでございます。

【本多委員】令和4年、5年で研究をしてそれを 令和6年4月にリーフレットとして出した。それ でさらにそれを今、使い方なんかを研修会とし て開いてるということなんですけれども、その 開いてる範囲はどういう形で、多分県が中心に なって開いてらっしゃると思うんですけれども、 そこのところをもう少し詳しくお願いします。

【松尾義務教育課長】授業改善研修会を夏休みに開催をさせていただいているんですけれども、これも3年計画で各地区を2回ずつ回るような形でさせていただいてております。実際に対面で行うのは3会場ということになりますが、その内容につきましてはオンデマンド配信をさせていただいておりますので、各学校の先生方がそれを見て学ぶということの機会もつくっているところでございます。

【本多委員】研修会を3年計画でやってて、3会場プラスオンデマンド、どの学校の方もその研修に参加できる。多分、ほかの県なんかと比べて進んでる方なんでしょうか、どうなんでしょうか。

【松尾義務教育課長】申し訳ありません。他県の研修の方についてはちょっとこちらの方で確認をしておりませんが、コロナ禍はオンデマンドのみでの研修会だったのですが、昨年度から対面での参集での研修会をすることによってやはり、先生方の日頃の悩みをしっかりと受け止めた上で研修をすることができているかなというふうに感じているところです。

さらには先ほど言いましたオンデマンドということで、全ての先生方にしっかりと周知をしているというところになります。

【本多委員】県としては今できることをしっかりとやってると。先ほど令和4年、5年で研究して令和6年、昨年度リーフレットを配付して今やってるということなんで、すぐに結果が出るような話ではないのかもしれませんけれども、しっかりと続けていただいて5年したら長崎県は数学ちゃんとできるというような県になってい

るようになればと思います。引き続きよろしく お願いいたします。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はございませんでしょうか。

【山村委員】タブレットの件でちょっと事前通告もない部分もあるとは思いますが、引き続きちょっと教えていただきたいんですけど、今のいろいろ答弁聞いてる中で確認なんですが、高校1年生は公費負担でも新品を提供してたのか、それとも使い古しといいますか、でやってたのかその辺ちょっと教えていただけませんか。

【前田教育DX推進室長】高校生の1人1台端末に つきましては、令和3年度に整備しましてそれを ずっと使いまわしております。

【山村委員】ということは個人のパソコンというよりも学校にあるパソコンを1人1台が持ってますという状況で、変な話卒業すればそれは学校に置いてるという状況ということで認識をしてよろしいですか。

【前田教育DX推進室長】そのとおりでございます。

【山村委員】 それは分かりました。令和8年度からの方針の中で確認させていただきたいのは、今まで使ってたのが5年前に一気にそろえたのが一気に更新になるから令和8年度は新たに入学する子たちに新しいパソコンを与えなきゃいけないという認識で今、取組をされてるのか、それともBYOD方式は私の認識が間違ってるなら訂正してほしいんですけど、持ってきてもいいよという制度なの、自分のパソコン持ってきていいよということなのか、その辺が多分すごく今のやり取りの中でよく分からなかったところで、その辺をちょっと確認させていただければなと思います。

【前田教育DX推進室長】現在の高校生1人1台端

末は令和3年度に配付しましてそれをずっと使っていくということでそれ以外のものは認めておりません。それを文部科学省が示すものが5年間というふうになっておりますので、今現在、結構不具合がたくさん出てきておりますので、もう替える時期に来ております。

国の方には公費による更新に必要な財源を措置いただきますように再三求めておりましたが、なかなかそういった国の動きありませんでしたので、今回、令和8年度の入学生からは自由に持ってくるような形を取りたいと考えております。 【山村委員】ちょっと確認なんですけど、令和8年度から新規入学者は自由に持ってきていいですよ。いや、ちょっとやり取りの中で、私も誤解しているのかもしれないけど、新品を持ってきてくださいに聞こえてるんです、正直言うと、新しいの持ってきてください。持ってこれない方々には新品を貸し出しますというような制度設計になってるのかなというふうにちょっと今認識をしてるんですが、そこで間違いないのかどうかをお願いします。

【前田教育DX推進室長】文部科学省が示す最低 スペックというのがありますので、それをクリ アしてるものであれば今現在家にあるものを持 ってきても構いません。ない場合には新規に購 入というふうな形になります。

【山村委員】 学校に今あるものについては2年生、3年生まだいらっしゃるわけですけど、その辺はどういう取扱い、そのまま使い続けるのかそれも一気に更新を本当はしたいのか、その辺はどういう状況なんでしょうか。

【前田教育DX推進室長】 2、3年生につきましては、もう今あるものをそのまま継続して使うようにこれはお願いしたいというふうに思ってます。

【山村委員】ありがとうございます。状況は分かりました。ただ、やはりどうしてもちょっと腑に落ちないのが新たに入学する人たちからですよというところが腑に落ちないところと5年間当然更新なり不具合なりいろいろあるので、パソコンの寿命5年ぐらいと言われてるので、それまでに国には財政負担の要請はしてるんでしょうけども、更新計画を上手に立てていけばトータルコスト的に、一気に更新するタイミングが来ないようにしていくという方法もあるかと思うので、そういったところもぜひ検討していただきたいというのが一点と。

もう一つは、ちょっと小中学校には多分タブレット端末が配布されてると思うんですが、この取扱いはどういうふうになってるのか。要は個人に与えてるのかそれとも学校が保管してるのか。中学校卒業してタブレットはもう学校に保管したまんまで学校に戻してもらうだけですよという状況なのかその辺を教えていただければと思います。

【松尾義務教育課長】小中学校の端末につきましては、基本的には持ち上がりということですので、例えば小学校1年生で配布された端末は自分の使うものとして2年目、3年生でも使うということになります。

保管につきましては基本的に学校、持ち帰りがある場合は家庭に持ち帰るということになります。

今度、小学校の6年生を卒業したときには、そ の端末は小学校1年生の方に下りるということ になると思います。

【山村委員】中学生も同様ですかね。分かりました。ありがとうございます。

ちょっと、もともと用意してたのは小学校、 中学校課程でのタブレットも含めたところの評

価というか、このあと高校まで行かなきゃいけ ないんだろうと思うんですけど、今、実際授業 で使っていたり宿題で使ってたりという中で、 いろいろきちんと評価しなきゃいけないかなと 思うのは、結局今、小学校1年生から高校3年生 まで何らかのICT教育しなきゃいけないですよ という中で1人1台確保しましょうということな んですが、予算上いろんな面から考えたときに 本当に義務教育課程の1年生から6年生までの間、 例えば1、2年生が本当に1人1台いるのかとか、 授業できちっと生かされてるのかそれともなく てもできるもんなのかとかいう評価を、コロナ のときは恐らくオンライン授業とかで必要性に 迫られて導入はしたと思うんですが、今の時点 では対面が当たり前になっている中でいけば、 いつまでもオンラインのためにということの整 備ではなく、必要性、その学年その学年に応じ た必要性によって本来整備されるもの、ある意 味支給されるものであっていくべきかなという ふうに思うんですけども、そういった学年ごと の評価とかいうのをどうやってやられているの か、もし分かれば教えてください。

【松尾義務教育課長】それぞれの学年での活用についての評価というのはなかなか難しいかなと思いますが、先ほど委員がご指摘いただいた小学校1、2年生にいわゆる端末が必要なのかというところにつきましては、やはり私たちの方も端末については子どもたちの発達段階や状況に応じて活用すべきだというふうに考えております。

例えば低学年であれば、特に1年生は文字入力 をさせるというようなことは各学校ではさせて いないと思います。

例えば、カメラ機能を使って生活科で観察を するものを写真を撮って詳しく見るために拡大 をしてしっかりと観察をするだとか、音楽や体育でいわゆる自分の表現活動を動画で撮って見返してよりよいものにしていくだとか、そういったふうな、いわゆる主体的・対話的な深い学びの方につながるような取組をしているのではないかというふうに考えております。

【山村委員】ありがとうございます。私もそうかなとは思いながら、なんでこんな質問してるかというと義務教育と高校教育いろいろあるんですが、ICT機材を国なり県なりで全体で整備していって、コロナの最中に整備したという中であるんですが、どうしても私はどちらかというと高校にはやっぱり必要だろうと思うんですよね、1人1台パソコンでも将来社会人になっていくためには必ず必要なものだと思います。それをやはりできれば公費でやっぱり負担すべきだろうというふうに思ってます。

一方で本当に小学校の1、2年生に1人1台いるのかという議論をきちっとやっぱりして、限りある予算の中で本当に必要なところに必要な機材を提供するというのは必要なことではないかなというふうには思うんですが、その辺で何か多分いろんな課にまたがる話なんでしょうけども、誰かご意見があれば教えていただければと思います。

【狩野教育政策監】 令和3年度に個々導入してその検証等の対策する際に必要なんだろうと思っています。1、2年生に必要かと、もし必要なければそれもう高校にということも議論の一つかなと思うんですけども、先ほど義務教育課長が答弁申し上げたとおりそれぞれの発達段階、学年に応じての利用というのがあるだろうと思っております。だから1、2年生が不要かというとそうではないのかなというふうに思っています。

高校への端末の導入というのは、これは今まで令和3年度全て公費で対応してきたという経緯があって、令和8年度入学生から全て保護者負担ということでかなり激変するわけです。

それについては先ほど答弁申し上げたECサイトを使いながらスケールメリットを生かした圧縮をしていくということ、それからこれはもう財政当局との話合いになるかと思うんですけども、何らかの支援をしていく中で少しでも保護者負担を減らしていくという方向で考えてまいりたいと考えてます。

【山村委員】ぜひきちんと議論をしていただき たいというふうに思ってます。高校は新たでも 端末が要る、要らないも含めていろいろあると 思うんですよね。

今はもう多分一律に全部という方式になってますので、多分一律に全部となると正直言えば県の財政、国の財政を考えたときに本当にいつまで持つのかというのは、なので保護者負担をというところに入ってくるのかもしれないんですけども、そういったところが本当に保護者負担でいいのかどうなのかというのも含めて、学校に置いてればいいだけだったら置いてればいいだけでしょというところも含めて考えていただければなというふうに思ってます。何かありますか、いいですかね。

【山﨑教育環境整備課長】補足してご説明をさせていただきますけれども、義務教育、小中学校そして特別支援学校の1人1台端末につきましては国庫補助がございます。基本的には補助単価5万5,000円ということで国の方から示されておりまして、その3分の2で国が支援をするということで、各小中学校の設置者が取り組んでいるというような状況でございます。

【山村委員】 ありがとうございます。多分、国

庫負担とかその辺はよく何となく理解はしてる つもりなんですけど、多分現場からきちっと声 を上げないと何も変わらないのが国の行政でも ありますので、本当の生の声をきちっと評価し て伝えていただきたいというところでお願いを しときたいというふうに思います。

次に、ちょっと用意してた質問の中で、メールでちょっといただいてたんですけど、ちょっと別の質問になります。

子どもの健全な育ちについて考える意見交換会を開催しましたというのを以前メールでいただいて、具体にどういうことをやってるのかというのをちょっと教えていただければなと思いまして、お願いいたします。

【藤井生涯学習課長】 ありがとうございます。 現在、生涯学習課を主管としまして子どもに関 する意見交換会、健全な育ちに関する意見交換 会というのを行っております。

近年、少子化で子どもが減っているにもかかわらず、不登校でありますとか問題行動が大きく増加し、低年齢化も顕著になっているところでございます。増加率で言いますと小学校の低学年で非常に増えているという状況があります。

こうした不登校や問題行動が起こった後の対策というのはそれぞれの学校、機関で行われているところでありますが、このような対策だけではなくて問題が生じる前の段階のアプローチ、小学校低学年期までの伸びやかで健やかな学びを社会全体で支えていく必要があるだろうということで、そのためにはどういうことができるのかを関係の皆様からご意見をいただいているところでございます。

【山村委員】 ありがとうございます。多分、い るんな社会問題がある中で不登校低学年化も進 んでるというところがあるのかなと思ってます。 正直言うとさっきもタブレットの話もそうなんですけども、本当にいろんなことが社会変わってきてる中で、何がどうあった方がいいのかというのも含めていろいろ議論をしていただければなと思います。

以上で終わりたいと思います。

【中村(泰)委員長】午前中の質疑はこれにてと どめ休憩といたします。

午後からは1時半再開とさせていただきます。

午前11時47分 休憩

午後 1時29分 再開

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。 また、前田委員から所用により本委員会の出 席が遅れる旨連絡があっておりますのでご了承 をお願いいたします。

質問ございませんでしょうか。

【中島委員】 令和7年度の主要施策の進捗状況 というものを義務教育課のふるさと教育パート ナーシップ事業についてなんですけれども、今 回7校を指定されて連絡会を設けられて地域課 題について研究を行っているということですけ ども、研究内容の状況と求める成果についてお 伺いします。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。 ふるさと教育につきましては、今年度始めたと いうことで、それぞれの市町で今取り組んでい ただいているところですが、先ほど委員の方からもありましたとおり、月に1回程度市町の方で ふるさとの方のところについて取組をされているということでした。

特にパートナーシップ事業につきましては、 それぞれのパートナーである学校同士、市町の 担当も含めて月1回の連絡会等を行っていると いう状況です。 もう一つの事業の方につきましては、企業とのやり取りについて今まだ調整をしている段階というふうに聞いておりますので、今後そこの調整が終わった後に研究については深く進めていくことになるのではないかなというふうに考えているところです。

【中島委員】非常にいい事業だと思うんですね。 我々もそうですけど、子どもの頃、他の地域を 全く知らない状況であって、特に離島なんかは 私も個人的には県議会議員になってから行って 島のよさを非常に痛感したところなんですけど も、子どものうちからこういった情報を得て、 地域の課題も含めて他の地域を知るということ は非常にいいことだと思うんです。

ですから共通の認識課題もあるとは思うんですけども、地域ごとの課題もあると思いますので、その辺をしっかり協議していただいて、まず、できれば他の地域を知るということが非常に有効なことなのかなと思いますので、そこを含めてぜひ進めていただければと思いますんでよろしくお願いしたいと思います。

【松本委員】私もちょっとふるさと教育のパートナーシップの方を質問しようと思ってたんですけども、中島委員がおっしゃったとおりで、やっぱり小中の連携があるというのが珍しい事例で、それとやっぱり今度地域間のやっぱり統合とかそういうのが出てくるときに、やっぱり教員の人事交流とかもやっぱり大事になってくると思いますので、やっぱり連携してる事業が初めてなことですから、やっぱり成果をパートナーシップしたからこういう成果が出たというのを報告していただくようにお願いをいたします。

そして午前中から出てるタブレットのことな んですけれども、やはりちょっと保護者の方が やっぱり混乱、困惑してしまわないように、また、違った不安感を与えないようにやっぱり特に来年度4月からの高校の話ですから、もう既に保護者説明会が夏と秋に終わってしまっているので、結局中3の保護者の方がどうなるんだろうという、やっぱ不安を持たれています。

一応確認したいのは、要するに毎月の負担額がどうなるのかということと初期投資がどうなるのかの支払い方法のことなんですけど、例えば、私の子どもは私学だったからリース方式でずっと普通に補助がなかったから払ってたんですけど、リース方式がいいのか分割がいいのか、また先ほど答弁にあった奨学金方式とか受験をするまでにやっぱりある程度明確にしておかないと後でやはり聞いてなかったとならないように、今の段階で説明できる範囲の中でちょっと答えられるところありましたら教えていただきたいと思います。

【前田教育DX推進室長】今、委員がおっしゃられたリース方式ですね。リース方式につきましては、月払いなど初期投資を抑える意味ではとてもいい方法だと思います。しかしながら卒業時に端末を返却する必要があったり、あるいは卒業時に買取する場合には逆に割高になったりする場合もあります。

今、我々が考えているECサイトにつきましては、端末購入をしてもらうに当たりまして、OSごとに1種類ずつ端末を指定して業者と我々が価格交渉しまして、その上でスケールメリットによって端末価格を抑えられるのではないかと思っております。そういった形で保護者負担の軽減ができるんじゃないかなと思っております。

そしてECサイトから購入する場合とあるいは リースにする場合、それが混在すると今申した スケールメリットがちょっと小さくなりますの で、トータルで一番安く購入できるECサイトからの購入が一番いいのではないかなというふうに考えております。

現在、どういった支援ができるのかなどを関係各課とも協議を進めているところです。具体的に決定しましたら中学生の保護者にBYODに関するチラシを配付したいというふうに考えております。

【山﨑教育環境整備課長】奨学金についてのお 尋ねがございましたので、私の方から答弁させ ていただきます。

奨学金につきましては現在、関係団体において検討いただいているところでございまして、 近年の物価高騰による保護者の負担も大きくなっておりますので、タブレットなども含めまして高等学校の入学時の学用品等の購入に充てるための一時的な奨学金として創設を検討していただいているところでございます。

その創設に当たりましては、貸与額の設定でありますとか貸与条件、一般的に家計の所得要件とか学力の基準、そういったものがございますけれども、このような条件をどのようにしていくのか。また、募集から送金までの一連の事務のスケジュール、そういったものについても考えていく必要がございます。

さらに、今回検討いただいてるものはあくまでも貸与型の奨学金ということでございますので、数年後からは返還が生じてまいります。そうなると1回当たりの返還額、そういったものもある程度設定をしていかないといけないということで、県といたしましても関係団体と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】タブレット以外にももちろん入学 のときに様々なものを買わなきゃいけないし、 おっしゃるとおり物価高で経済も厳しい中でやっぱりどれだけのお金がかかるんだろうというのは、保護者の方も上の子がいれば分かるんでしょうけれども、その前にやはり確かにリースにした場合は返さなきゃいけなくなるので、実際購入できればそのまま自分のものにできるわけですから、そういった方で育英会がそういった制度を利用してできるということを既にもう今9月ですから少なくとも願書を出すまで、年内にそういうことをしっかり固めていただいて、そしてやはり保護者に通達していただきたいと思います。

そういったBYODの方式なんですけれども、これも非常に確かに家で使ってないタブレットとか家族のものを使えるというのもあるんですけれども、非常にこれスペック次第というのがあって、もう5年も前のものになると対応ができなかったりとか、そういうのも確認をどうやってするのかどこを見ればスペックが載ってるのか、それを照らし合わせるのもやはり直前というのではなくて事前の願書を出す前に確認ができるようにやはり丁寧に寄り添った対応をやっぱりしていかないと、結局現場が混乱することになりますので、そちらはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと進捗状況の3ページのところなんですけど、初任者複数配置校への業務支援員の配置というところがあります。

教員のなり手不足解消プロジェクト費なんですけど、市町に対し初任者や初任者の指導に当たる教員を支援する業務支援員の配置を支援ということで、53名から68名に増員してますがこちの業務内容をお尋ねいたします。

【熊本義務教育課人事管理監】失礼いたします。 業務支援員いわゆるスクールサポートスタッフ につきましては、教員がより児童生徒への指導 や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員 の負担軽減を図るために配置をさせていただい てるとこです。

お尋ねの業務内容につきましては例えば、教員が授業で用いる学習プリントの印刷であった りとか、あるいは家庭に配布する文書の印刷や 仕分、あとは学校行事等の準備の補助等様々な 多様な業務に携わっていただいております。

【松本委員】初任者複数配置校へとか業務支援 員って初任者のためにとなってるけど、結果的 には全体的な雑務を請け負っていただくという ことなんですよね。だからそれが本当に初任者 のフォローになってるのかというところにちょ っと疑問があったので質問させていただきまし た。

やはリベテランの方と初任者であれば初めて やる方は負担も初めてだから分からないところ のサポートというのはやっぱり出てくるのかな と思います。

そういったところまで、やはりちょっとこの 後質問する離職の関係出てきますけれども、せっかく配置するんであればそこの部分もちょっと配慮したような扱いと、それともう一つは事務の効率化ですね。やっぱりDX化を進めて本当にその事務が必要なのかということもやっぱり内部で検証してなるべくこう、実はPTA会長してるときに教員の先生方が何が大変ですかと聞いたら県教委の報告が一番大変ですというふうに先生方が質問するのでと言われて、私もちょっと反省をしたんですけれども、本当にそれは確かに通常の業務を優先してもらわなきゃいけないし、私たちはあくまでもチェックなので確かに報告は求めたことはありますけれども、本当に必要な事務なのかというのもやっぱ内部でぜ ひ検証して。

それともう一つがやっぱり教頭先生の負担が あまりにも重いのも見ててやっぱりちょっと偏 ってるなというのを、教頭の成り手が不足して るのも理解できます。

そういうところもやっぱり軽減、人を増やすのもそうですけれども、そもそもやらなきゃいけない事務なのかというのもまた内部で検証していただきたいと思います。

最後に、新規採用教員の3年以内の離職につい て質問いたします。

休職も合わせてなんですけれども、教員がやはり足りないという中で、どうしても新規の教員が入ってこない中でやっぱり3年以内で離職されるとかなりのやっぱりロスというか、痛手になると思います。

それとまた休職も、もちろん認められてはいるんですけれども、なぜ休職したのか、そしてどうやったら復帰できるのかというフォローも大事だと思いますが、3年以内の離職数と休職数をお尋ねいたします。

【熊本義務教育課人事管理監】お尋ねの新規採用教員の3年以内の離職数とそれから休職数についてのお尋ねですが、過去3年間、令和2年度採用者から令和4年度採用者までの数ですけれども、まず、離職数については令和2年度の採用者が26名、令和3年度採用者が45名、そして4年度採用者が43名となっております。

一方、同様に3年以内の休職者数につきましては令和2年度採用者のうち7名、そして3年度採用者のうち8名、4年度採用者のうち7名が3年以内に休職をしているという状況でございます。

【松本委員】今の答弁で毎年50名近くが前線から離れていくという状況で、そこの50名をまた 退職者も合わせて埋めていかないといけないと いうことで、やっぱり大変だと思います。そも そも離職とそれと休職の主な理由が分かったら 教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】まず、離職の主な理由につきましては、例えば結婚や転職に伴って県外へ転出・転居をされる方あるいは体調不良、また、同じように他の校種ですね、小中学校の教員が例えば高校であったり特別支援学校を受験するといったこと、また、配偶者の方等のご家族の転勤等によるものと伺っております。

一方、休職につきましてはそのほとんどがいわゆる精神性の疾患ということでございます。 【松本委員】結婚しても仕事は本来は続けられるんだけれども、もう結婚した先が県外だったということですね。そこはもうやむを得ないと思います。

ただ、ちょっと気になるのはやはり、休職者 の毎年7、8名が精神性の疾患ということで、要 するに精神的なストレスを抱えてもう現場に出 れなくなってしまうという状況は非常に問題が あるし、職場としてもやはりフォローアップが 大事だなというふうに感じてるんですが、もち ろん窓口とかはあると思うんですけれども、ど うしても教員というのは教室の中で先生が1人 でしなきゃいけない仕事だし、なかなか先生も それぞれたちに自分のクラスがあって、周りに やっぱ相談しにくい環境ではあるのかなと。そ の状況の中で抱え込んで、もうふさぎ込んでし まって出れなくなってしまうというのは、やは りこれを少しでも減らしていくような試みの中 で、大事になってくるのはやっぱり校長先生の フォローアップじゃないかなと思います。

教頭の事務の負担も大きいけど、校長先生に やっぱり職場内の職員のいかに話を聞いて、や っぱり円滑にできるようにしていくのが大事な のかなというふうに思います。

実は昨日、県立大の坂口理事長が来られて全職員ですね、何百人もの職員と面談を何回もしたと、もう本当非正規の方まで含めて何回も話をしてどうやったら気持ちよく働いていただけるか、やらされてる感がないようにするためにいろフォローアップを人事のもう何十年もやってたのでやってきたというお話をされて感銘を受けたんですけれども、校長先生に負荷がかかるのも申し訳ないんですけれども、やはりなかなか表面上じゃ分からない精神的なものですから、校長先生の方のフォローアップというのはどういうふうな研修とかそういうのはやってるんでしょうか。

【熊本義務教育課人事管理監】校長のフォローアップが非常に重要であるということはもう委員ご指摘のとおりでございます。定期的な校長と職員との面談の機会というのはいわゆる人事評価制度の中で年間に2回ないしは3回定期的に実施をしているところです。

ただ、おっしゃられるとおり校長がより強力にフォローアップを行っていくためには、定期的な面談以外にも常日頃から職員とのコミュニケーションを緊密に図っていくと、そしてその中でもし気になるような兆候であったりとか、体調不良が見込まれる場合についてはそれを素早く察知することが大事であると思います。

このことについても引き続き、私どもは市町 教育委員会を通しまして、校長先生方にも働き かけをしてまいりたいと思っております。

【松本委員】最後に、今、現時点で22名という 数字が休職者延べになりますけれども、休職さ れた方が復帰していただくためにいきなり現場 というのはきついからワンクッション置いたり とか、カウンセリングしながらみたいな、そう いった支援体制はできてるんでしょうか。

【熊本義務教育課人事管理監】休職された方が 復職に当たりましては、復職の前にある一定期 間、医師の同意の下、もちろん本人同意の下で 復職をするための訓練期間を設けております。 その中で少しずつ、まずは出勤をすることから 始めまして最終的には、徐々にならしをしてい って、通常どおり授業を行うという段階まで行 ってフォローしている状況でございます。

【松本委員】 3年以内だったら20代の方が多いですよね。だから定年まで60まであと30年ぐらいあるわけでありますから、やっぱりそこの部分でぜひ諦めないでもう一度教員の夢を続けていただくようなフォローアップも引き続きお願いしたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。しばらく休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして教育委員会関係の審査を終 了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10 時から委員会を再開し、こども政策局を含む福 祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

午後 1時48分 散会

第 3 日 目

1、	開催年月日時刻及び場所		
	令和7年9月26日		

2、出席委員の氏名

中村 泰輔 委 員 長 虎島泰洋 副 委 員 長 中山 委 功 員 溝口芙美雄 前田 哲也 中島 浩介 松本 洋介 近藤 智昭 坂本 浩 本多 泰邦 山村 健志

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

新田 惇一 福祉保健部長 岩崎 次人 福祉保健部次長 福祉保健部次長 尾崎 正英 福祉保健課長 川村 喜実 福祉保健課企画監 西村 武士 (地域福祉・計画担当) 地域保健推進課長 長谷川麻衣子 松尾 監査指導課長 実 猪股慎太郎 医療政策課長

坂本	敬作	医療人材対策室長
桑原	一馬	薬 務 行 政 室 長
江口	信	国保・健康増進課長
鶴田	小百合	国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)
中村	直輝	長寿社会課長
山田	薫	長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)
里	隆介	障害福祉課長
町田	裕央	障害福祉課企画監 (精神保健福祉担当)
庄崎	鉄也	原爆被爆者援護課長
浦	亮治	こども政策局長
黒島	孝子	こども未来課長
村﨑	佳代	こども未来課企画監 (幼児教育・保育担当)
大内	田基教	こども未来課企画監 (こども施策連携担当)
鴨川	司	こども家庭課長

6、審査の経過次のとおり

午前9時59分 開議

【中村(泰)委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

こども政策局を含む福祉保健部においては、 今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、福祉保健部長より所管事項説明を 求めます。

【新田福祉保健部長】おはようございます。

今回、福祉保健部関係の議案はございません。 議案外の報告事項について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料の福祉保健部の

2ページをお開きください。 和解及び損害賠償の額の決定について。

こちらは長崎こども・女性・障害者支援センターが一時保護していた児童が、法人所有の施設に損害を与えた事案1件につきまして、損害賠償金9,350円を支払うため、去る9月2日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明 いたします。

長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設立について。

令和6年4月1日に施行された孤独·孤立対策推 進法において、官民連携の取組の推進が求められており、本県においては孤独・孤立対策に対 する理解と機運の醸成を目的とした長崎県孤 独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立 することとし、本年8月5日から会員の募集を開 始したところです。

本プラットフォームは、既に支援に取り組んでおります団体に加え、孤独・孤立対策に関心を有する団体など多様な主体と連携し、「ゆるやかにつながる場」として、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるもので、より多くの団体にご参画いただけるよう、周知・啓発に努め、孤独・孤立対策の推進に向け、取り組んでまいります。

「脳卒中・心臓病等の予防及び医療提供体制推 進に関する協力協定」の締結について。

脳卒中・心臓病等の予防や正しい知識の普及 啓発等に取り組むため、去る7月27日、県、長崎 大学病院及びオムロンヘルスケア株式会社の三 者で「脳卒中・心臓病等の予防及び医療提供体 制推進に関する協力協定」を締結いたしました。

県といたしましては、引き続き長崎大学病院 及びこれまでに同協定を締結いただいておりま す企業9社と協力し、県民の健康寿命の延伸、 脳卒中・心臓病等の死亡率減少に向けた取組の 推進を図ってまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係説明資料の 福祉保健部(追加12ページをお開きください。 ドクターヘリの一時運航休止について。

本県のドクターへリの運航を委託しております学校法人ヒラタ学園において、ドクターへリに搭乗する整備士が不足したことから、整備士の勤務調整がつかず、8月に4日間ドクターへリの運航を一時休止いたしました。

その後、9月は通常運行しておりますが、10月から12月にかけて再び整備士不足により勤務調整が困難となったことから、10月においては6日間ドクターへリを一時運休することとしており、運休期間中は県防災へりの運用や佐賀県のドクターへりの応援などにより救急医療体制を維持してまいります。

11月及び12月の運航体制についてはヒラタ学園と協議を行っておりますが、本県は多くの離島や半島を有しており、ドクターへりの運休は救急患者の搬送に影響を及ぼすことから、引き続きヒラタ学園に対しドクターへりの安定した運航体制の確保を強く求めるとともに、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、本年秋頃を予定しておりましたドクターへリの2機目につきましても、ヒラタ学園の整備士不足等のため年内の導入が困難になったことから、同学園に対し、早期の運航開始を強く要請してまいります。

その他の所管事項につきましては、文教厚生 委員会関係説明資料の福祉保健部の3ページか ら、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 等の進捗状況について、4ページ中段新たな総合 計画の策定について、で記載のとおりでござい ます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を 終わります。よろしくご審議を賜りますようお 願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、こども政策局長より 所管事項説明を求めます。

【浦こども政策局長】おはようございます。

それでは、文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局の2ページをご覧ください。

こども政策局関係の議案はございませんので、 議案外の主な所管事項についてご説明をいたし ます。

こども場所の充実について。

子どもの居場所づくりや体験の提供につきましては、これまでNPOや地域企業等において様々な取組がなされており、こうした取組を後押ししていきたいという考えから、8月に長崎県こども場所相談センターを開設し、こども場所の立ち上げや活動に関する相談業務を開始いたしました。

また、こども場所の活動の賛同者から成るネットワークを設置し、活動の情報発信を行うことで、こども場所の充実に向けた機運を高めるとともに、交流会の実施による活動者や支援者のつながりを強化することに加え、基金を活用した居場所の立ち上げやモデル的な体験提供に対する補助を実施するなど、庁内各部や市町、企業等と連携しながら、こども場所の活動を後押ししてまいります。

結婚支援事業の推進等について。

結婚支援事業を官民で連携して推進するため、 県・市町及び関係団体で構成します長崎県婚活 サポート官民連携協議会を毎年開催していると ころです。

今年度は各地域の事情を踏まえた結婚支援の

在り方について議論をする必要があると考えまして、協議会に先立ち県内4つの地域に分けて新たにブロック会議を実施いたしました。

地域の観光資源や特産などを生かしながら、 結婚支援にとどまらない地域づくりや地域内外 の交流促進につながるイベントの必要性など、 ブロック会議での意見を踏まえ、引き続き県内 で一体的に結婚支援事業に取り組んでまいりま す。

また、若い世代を対象としたライフデザインの支援を実施しているところですが、昨年度に引き続き、県内の若い世代の従業員の方が、将来の暮らしや働き方について考えるきっかけとして、企業研修への講師の派遣を行っております。

今年度は、新入社員の方への研修といたしまして、結婚、出産など将来起こり得る様々なライフイベントをゲーム形式で楽しみながら、それぞれの選択が人生設計にどのような影響を与えるかを疑似体験してしていただき、ライフデザインを考えることの大切さを学んでいただきました。

こうしたライフデザイン支援は、結婚、妊娠、 出産、子育てを望む方の希望を実現する社会を 目指していく上で重要な取組であることから、 引き続き、ライフデザイン支援やプレコンセプ ションケアなどの希望をかなえるために必要な 知識や情報を習得する機会を提供する取組を推 進してまいります。

さらに、8月には、こども未来課の企業コーディネーターによりまして、アミュプラザで開催している夏休みキッズワークショップに、初めてながさき結婚・子育て応援宣言登録企業の参加をいただきました。それぞれの企業の特色を生かしたブースを展開し、子どもたちが楽しみ

ながら学べる職業体験型のワークショップやも のづくりを通じて、子どもたちと家族が触れ合 う機会を提供することができました。

今後も企業と連携した取組を推進し、結婚や 子育ての希望がかなう環境づくりに取り組んで まいります。

続きまして、説明資料(追加1)の2ページを ご覧ください。

児童虐待の防止について。

本県の令和6年度の児童虐待相談対応件数は、 速報値ではありますが、対前年度比3.2%増の 1,301件であり、過去最多の件数となる見込みで あります。

相談内容別では、心理的虐待の割合が最も高く、全体の約6割、752件となっております。これは、夫婦を含むパートナー間の暴力を目撃した児童等について、心理的虐待が行われたものとして対応することが定着してきたことに加えまして、警察からの心理的虐待の通告が572件と昨年度から引き続き高い件数であることが影響していると考えられます。

増加する虐待件数に対し適切に対応するため、 児童相談所においては24時間・365日、いつでも 相談に応じることができる体制の整備を図って きたところであり、加えて昨年度末には、児童 相談所に新たな情報管理システムを導入し、記 録作成などの事務に要する時間の縮減を図るこ とで、これまで以上に相談者や関係機関に対し、 きめ細やかな支援を行うことが可能となるよう 取り組んでいるところであります。

また、児相職員の一人ひとりの支援技術の向上や、市町や警察など関係機関との連携を引き続き図っていくことが非常に重要であると考えており、虐待事案への対応能力の向上や警察との連携強化を目的としまして、去る8月20日、長

崎市において、警察と児童相談所による合同訓練を実施いたしました。

訓練は、虐待通告受理後、児童の安全確認ができないため、警察へ援助を要請するとともに、強制的に児童の自宅へ立ち入り、児童を保護するという想定で実施し、訓練後、警察や弁護士の皆様から課題を指摘いただくなど、大変有意義なものとなりました。

今後とも、児童虐待に対し迅速・的確な対応 を行うとともに、被虐待児童の保護・支援に向 けた対策等に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、当初版説 明資料の3ページ下段以降に記載しております 「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」 等の進捗状況について、また、新たな総合計画 の策定について、でありまして、内容は記載の とおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明 を終わります。よろしくご審議を賜りますよう お願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【川村福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、令和7年6月から令和7年8月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が、箇 所づけを行って実施する個別箇所に関し、市町 並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行 った補助金について、直接補助金は資料2ページ から7ページに記載のとおりで、計26件でございます。間接補助金は資料8ページから9ページに記載のとおりで計9件ございます。

次に、10ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、資料10ページに記載のとおりで計1件であります。

次に、11ページをお開きください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、 県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの は、佐世保市等からの計8件であり、それに対す る県の対応は、資料11ページから52ページに記 載のとおりであります。

次に、53ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、長崎県福祉保健審議会など計17件となっており、その内容については資料53ページから70ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況について、記載しております。

大村市、長崎県町村会、長与町、島原市からの要望書の計4件となっており、それに対する県の対応状況は、2ページから22ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8 月までの実績は3件ありまして、その内容につい ては24ページから26ページに記載のとおりでご ざいます。

説明は以上でございます。

【中村(泰)委員長】ご説明ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の とおり、陳情書の送付を受けておりますので、 ご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号29番、30番、31番、 33番、35番、42番、44番、56番、57番、60番、 62番となっております。

陳情書について、何かご質問はございません でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご質問がないようですので、 陳情につきましては承っておくことといたしま す。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。 【中島委員】おはようございます。

福祉保健部の政策決定の資料で8ページですけども、各市町の老人クラブ連合会についての助成をされているということで、私もほぼ毎年、市の老人クラブ大会に参加させていただいているんですけども、ここ数年、会員も減ってきて非常に危惧される中で、地区によっては新たな老人クラブを立ち上げられる地区もありました。

こういった中で、しっかりと県の方でも助成をいただいているようで本当にありがたいと思うんですけども、金額の内容はどう、規模によって大小があるんですけども、まずこの算出の仕方についてお伺いいたします。

【中村長寿社会課長】今ご指摘あったとおり、 老人クラブの運営費については、国と県と市町 村がそれぞれ3分の1ずつ負担して補助をしてお るんですけれども、老人クラブの会員数が減っ てきているという現状を踏まえまして、昨年度 から県の方で初めて直接のそういった会員を新 たに増やす取組を募集する補助金をスタートし たということで、これはその補助金になります。

こちら20万円という数字が目立つと思うんですけれども、この数字がある市町村につきましては会員募集のためのイベントをされているところで、上限20万円で補助をしております。これは非会員も参加可能な行事をしていただいて、そこで会員を勧誘してもらうという目的でございます。

端数が生じている部分については、実際、老人クラブの方からお話をお聞きしたら、先ほど申し上げた補助金の申請書類とかそういうのを書くのもなかなか厳しいという話でしたので、それを手助けする事務員とか、あと集合型で指導する場をする市町村に対して補助をしているものでございまして、この事務補助を行っている市町村が4市町、大村、平戸、松浦、壱岐が事務補助を行っているところでございます。

あと、イベントを行っているのが8市町、長崎、 佐世保、大村、平戸、壱岐、雲仙、長与、時津 というような内訳になってございます。

【中島委員】見ていると全市町と考えると、ここに記載されてない市町に関してはイベントを 開催されてないという状況でしょうか。

【中村長寿社会課長】我々も市町村にこういった取組をぜひお願いしたいというふうなお話をさせていただいているんですけども、今年ここに記載されてない市町村については、まだ取組をいただいてないということで、実質この補助

金が3年計画で考えてますので、そういった市町村の皆様方に対しては、来年度やっていただくというようなことを想定している状況でございます。

【中島委員】やっぱりせっかくの会員減の必要な対策ということで、できれば全市町に対処していただいて、先ほど事務手続が困難な地区においてはしっかりとそういうお手伝いもされているということですから、そういった説明を踏まえた上で、ぜひ全市町対象となるように今後努力していただければと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【前田委員】こども政策局の陳情・要望のところで、大村から出ている「子ども医療費制度のあり方について」ということで、長崎市も同様の要望をしてるんですけども、そもそも現行の制度というのは、市町に対しては、3年たったら見直すという約束事があったんですか。どうも市町はそういう解釈をしていて、これもそうですけど3年たったんだから何らかの見直しをしてくださいというような要望で、多分、長崎市も出してると思うんですが、この県の対応を見たら少し微妙に表現が違っているので、検討状況というか、今後の在り方を含めて、まずご答弁いただきたいと思います。

【鴨川こども家庭課長】子ども医療費助成制度につきましては、令和5年度から高校生世代につきまして、県の方で10分の10支援する形で制度を開始しまして、乳幼児から高校生世代まで、市町と連携して実施しております。

その中で、高校生世代の部分につきましては、 令和5年度から3年間、まず試行的に実施してみ るということで市町と合意しておりまして、令 和5年、6年、7年、今年度が3年目になっております。

その中で、試行した中で実績を確認しながら、 令和8年度以降の在り方については、市町と十分 協議をしていきたいという形で話を進めてきて おります。

現在のところ令和5年度と令和6年度実績が出てきたところなんですけれども、併せて令和7年度の実績は今、追っているところですけれども、償還払いの部分などにつきましては、実際どれだけ申請が出てきたのか、そういった不明な部分もございまして、今、医療データの方を、県の方でも助成実績だけにかかわらず医療データも収集しながら、実際どれぐらいの金額になるのかというところをもう少し精査しようと今、分析しているところです。

そういった結果も合わせまして、引き続き市町と意見交換しながら、令和8年度以降の在り方について検討を深めてまいりたいと考えております。

【前田委員】一義的には国に求めるとしても、 その手前でやれることをやろうということでの 取組を評価してるんです。

その上で、今おっしゃったように、実績のデータ、特に高校生の償還払いについて、やっぱり市町は、高校生の償還も現物もですけど、本当は対象というか、県の持ち出しはもっと下の年齢に持っていってほしいということだと思うんですが、今のやり取りでいけば、高校生の分の償還払いの実績を検証する中で、そこを現物給付に切り替える可能性はあるという理解をしていいんですか。

【鴨川こども家庭課長】今、私の説明が高校に少し特化した説明になりましたけれども、今現在、乳幼児医療につきましても、県で2分の1出

しております。小・中につきましては、今、市 町が全額という形でございます。

そういった子ども医療費制度全体の支援額に つきましては、やっぱり県の予算規模、県の財 政状況もありますので、まずは高校生部分をし っかり分析しながら、高校生を現物給付にでき るのか。または市町から一部要望があります小・ 中学生分についても支援をしてほしいという部 分、そこにどういった財源の中で手だてができ るのかも、総合的に今、検討しているところで ございまして、今の段階で高校生世代に現物給 付でありますとか、乳幼児、小・中・高校まで 一貫して県が支援をするのかとか、そういった 部分については、まだ未定の状況でございます。 【前田委員】個人的には小・中は難しいと思っ ているので、できればやっぱり保護者の負担も 考えたところでも、高校生の現物給付、本来は 出すべきところを償還払いすることで財源を通 常なら1.5倍ぐらいになるのを抑えてるという 現状がある中でいけば、そこまでは何とか実施 してほしいということを要望しておきたいと思 います。

本来、議案外で質問しようと思ってましたけど、もう一点、不妊治療の件が大村からも要望が出てますので、私も以前、個人質問の中で問いましたけども、全国的に出生率の10%以上が不妊治療による出生となった現況において、本県においては、ちょっと古いデータですけど2.5%程度という中で、様々な支援が必要じゃないかということで質疑をし、その中でアンケートを取っているという答弁が出ていたと思いますので、ここにも少し触れてありますけども、その後の進捗についてご答弁いただきたいと思います。

【鴨川こども家庭課長】前田委員の方から総括

質疑等でもご質問いただいた経過でございます。 その後、こちら当局としましては、現状把握を まず努めるということで、調査をどういったも のをやろうかということを検討してまいりまし た。

その中で、実際に実施中のものが、2つございます。

まず1つは、県内の不妊治療実施医療機関がありますけれども、そういったところに実際、不妊治療をやられているのかどうかであったりとか、今後の見込み、そういったものをまず医療機関の方へ調査をしたいと思っておりまして、これは、9月中に照会を投げて取りまとめをしようとしているところでございます。

もう一点が、実際、不妊治療を受けた方、も しくは受けようとされてる方、また、受けてい らっしゃる方につきましては、10月から調査を しようと思っておりまして、中身としましては 治療の状況でありますとか、経済的負担感、そ れから仕事と両立の観点、あとは支援ニーズに ついて、およそ20項目ぐらいでアンケートを取 らせていただいて、実態がどうなっているのか というのを今年度中に押さえたいと思っており ます。

【前田委員】ぜひそういったアンケート調査を する中で出てきた数字を分析してほしいんです けども、全国的にいち早く不妊支援の条例をつ くった兵庫県の方に視察に行ってまいりました。

ただやっぱり少し時間をかけながらやっているということも分かったので、ぜひそこは知事自らがそういう体験者というか家族が、そういうことを含めてきっかけでやってますけども、やっぱり少しトップダウンでやらなきゃ難しいのかなと思ってますけども、政策局として、そこまでの意識を持ってるんだったら、ぜひそう

いうアンケートが出てきたときを見計らって、 どんな支援ができるかというような協議会の設 立を目指していただいて、いろんな方に参画い ただく中で、どういうことができるのかという ことを検討していただきたいと思ってますけど、 その点について、局長、もし何か答弁があった らいただければなと思います。

【浦こども政策局長】私もこの問題、こども家庭課の職員の皆さんといろいろ話をしたり、あるいは医療機関の方と話をする中で、不妊治療の重要性は認識しているつもりでありまして、これからまさに県民、特に若い世代の希望をかなえていくという視点でも、今、前田委員からお話があった何らかの協議会のような形の関係機関で構成されるものというのは必要かなというふうに思ってます。

ただ一方で、不妊治療を続けられるときの課題もあります。高齢になっていく中で、どこまで不妊治療に対する負担を我々行政としても捉えていくかというのは、非常に難しくて重い課題だなというふうに思ってます。

そのため、先ほど私の局長説明の中にも触れてましたけどプレコンセプションケアのような取組も併せてしっかりと推進していくことが必要かなというふうに思ってますので、そういうプレコンセプションケアとかライフデザイン、こういったところをどう今後、関係機関と一緒に進めるかというふうな枠組みも踏まえ、含めながらどういう構成の在り方、連携の在り方ができるかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

【前田委員】すみません。局長から言われて、 言い漏れてます。確かにそのプレコンは大事な んです。そういう意味でいけば、これも兵庫県 ですけども、県立の高校とかを3年かけて全ての 学校で実施するということで、取組を始めてい ます。

やっぱり事前にそういうことを知識として知ることで、「適齢」という表現を使うといろいろ難しいのかもしれませんけども、やっぱり望ましい時期があると思うので、そのことを若い方に知っていただくということは、非常にやっぱり大きな意義があると思いますので、そこは教育委員会の範ちゅうになると思いますけども、ぜひ連携を取って、早速そういうことは進めていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、 次に、議案外所管事務一般について、ご質問は ありませんか。

【松本委員】それでは、福祉保健部の事業の進 捗状況の15ページです。

事業の進捗の15ページの一番下のところ、避難行動要支援者の個別支援計画策定済率という 進捗なんですけれども、遅れているということ で、当初は7%から上がったり下がったりして今 19.7%ということで、目標は100%という状況の 中で遅れています。

そもそも、まず、この個別避難計画の策定の 趣旨についてお尋ねをいたします。

【川村福祉保健課長】高齢者や障害者など自ら 避難することが困難な避難行動要支援者ごとに 氏名、それとあと住所、そのほか災害時に避難 の支援等を行う方の情報や避難先などを記載し た避難計画を作成するものとなっております。

個々の計画を策定しますことで、避難行動要 支援者などが自宅の災害リスクや避難先を把握 することで、円滑な避難行動につなげることを 大きな目的としているところであります。

【松本委員】やはり過疎化が進んで、やはり避難指示が出た場合に、避難できない方、要はお一人で在宅してる方とか、いろんな障害があられる方に、もう行政だけでは対応できないときに、やはりいろいろな連携できるような体制をつくっておこうというこの計画なんですけれども、そもそもこの計画策定なんですけど、いつから始まったもので、いつまでにしなきゃいけないものなのか、今19%という状況でありますが、状況についてお尋ねいたします。

【川村福祉保健課長】まず、以前は平成25年8月に内閣府が示しております避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、これによりまして個別計画の作成を市町等に対して促してきたところでありましたけど、令和3年5月に災害対策基本法の改正がございまして、市町が作成に努めるという努力義務になりました。

法改正後、優先度の高い方々については、おおむね5年程度で策定することとなっております。

【松本委員】令和3年に法改正で努力義務になったということで、やはり個人情報の関係はあるとは思うんですけれども、やっぱり一日でも早く、もちろん求めない人もいるとは思うんですけれども、しかし、そういった状況の中で一番動けない方に対して、やはりしっかりとした連携した体制を県としても推進していく必要があると思います。

それで、各市町ごとの状況をちょっと資料で取り寄せたんですけれども、ここでちょっと驚いたのが、大きな格差が市町でございました。 避難行動要支援者数が分母として、例えば諫早市であれば、対象の2,373人に対して2,373人全 員登録されて100%なんですけど、隣の大村市は、2,333人対象で計画策定というのは1人ということで0.04%ということで、市町によって100かゼロか大きな差があります。

長崎市においても2万5,989人対象で5,605人、21.6%なんですけど、佐世保市は1万943人対象で17人、0.2%ということで、やはりいろいろ市町の事情はあると思うんですけれども、そこは県としてやはり目標を立てている以上は、なぜできないのか、そしてどうやったらできるのかというところをやっぱり促していく。実際100%に行ってるところもあるので、そういったところで県の役割は大きいと思うんですが、この低い要因についてはどのようにお考えですか。

【川村福祉保健課長】まず、個別避難計画を作成するためには、計画作成のための同意を要支援者本人から得る必要がございます。

計画には、要支援者本人の要介護度や障害の程度、こういった個人情報が含まれておりますので、こうした情報を知られたくないなどの理由から、作成の同意に消極的になっておられる方が一定数おられるというふうに認識しております。

また、親族が近くにいないとか地域とのつながりが薄い、それと地域住民の高齢化等によって、避難の際、支援する方が見つからないといった、そういった事情もあるというふうに伺っております。

このほか、市町によっては、まず障害の程度が重い方、そういった優先度が高い方の作成を優先的に進めているとか、そういった事情もあったりとか、本人や家族、関係機関等との協議にそういったことで時間を要しているために、全体の進捗が上がらない、そういった声も伺っているところであります。

【松本委員】いろいろご事情はあると思います し、もちろん親族が近くにいないという、だか らお一人なんでしょうけれども、そういった状 況だからこそ、やはりやる意義があると思うん です。

やはりコロナの影響で非常に地域が希薄化になっていく中で、災害があったときに取り残されるような方が起きるようなことがないように、民生委員の方々も、負担も大きくなっていくと思いますけれども、100%になっているところもありますので、なるべく何ですかね、個人情報の関係もありますから登録しやすいやり方がどのようなものがあるかというのも、また市町と話し合いながら進めていただきたいと思います。

次、こども政策局の「追加1」のところです。 児童虐待の防止についてです。

対前年度比3.2%増の1,301件ということで、 児童虐待件数が若干増えております。過去最多 となっていることでちょっと気になるんですけ れども、その要因についてお尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】件数が過去最高を記録したところでございますけれども、児童虐待に対する社会的な関心の高まりでありますとか、あとは警察をはじめとした関係機関による通報の徹底、こういうのが図られるようになりまして、全体的通報が伸びていると認識しております。

実際、特に警察からの通報なんですけれども、 10年前の平成27年度でいけば95件だったんです けれども、こちらの方が令和6年度で今回の調査 では856件ということで、9倍近く伸びておりま す。

その要因としましては、そのもうちょっと前、 平成24年度ぐらいから警察庁の方から各都道府 県警の方に対して、警察と児童相談所との連携 強化を図ることというような通知が出されてお ります。

こういったことを契機としながら、警察の通 報が大きく伸びてきているものと考えておりま す。

【松本委員】潜在的にあったものが、警察と児相の連携が強化されて顕在化されたことによって増えたということで、そこの部分は連携ができているということで理解しました。

それと、もう一つ気になったのが、心理的虐待の割合が最も高く全体の6割ということで、ここの部分は要因、背景等はあるんでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】心理的虐待、いわゆる 目の前で夫婦げんかが行われるとか、そういっ た案件を心理的虐待と申しますけれども、この 心理的虐待の通報の経路が、これがまた多くが 警察という経路が占めております。

そのため、先ほどご説明しましたけれども、 警察からの通報の増加というのがそのまま心理 的虐待の認知件数の増加につながっていると考 えております。

【松本委員】心理的虐待、要は精神的にやはり子どもが両親がそういった暴言であったり暴力を振るっているところを目の当たりすることで、心に傷を負ってしまう。これも大きな虐待であり、そこの部分がやはり今まで警察と児相との連携ができてなかった部分で、今、広がってきたということだと思います。

それと、もう一つ気になるところが、児相の 方の対応が今までやはり非常にオーバーワーク のところがあったという中で、今度、児童相談 所に新たな情報管理システムを導入というふう に説明がありますが、具体的にどういうことを しているんでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】児相の情報管理システ

ムですけれども、これまでのシステムは大きく相談支援を記録する機能と、一時保護のデータを記録する機能、それから、それらを統合して統計を図るための機能、こういった3つの機能が実際ばらばらに稼働していたところです。

これを令和6年度中に改修といいますか開発 しまして、令和7年度、今年度から一元管理して 新システムとして導入して、国も監視している ところです。このことで業務の効率化が図られ て、業務の時間短縮ができているところです。

例えばですけれども、そうやって事務が軽減されることで児童福祉司が電話対応だけでなくて訪問の回数を増やせるでありますとか、一時保護所の職員が、より児童に関わることができるでありますとか、そういう効果を期待しております。

実際、現場の方からは、システム導入でこれまで各ケースの方が持っているデータを皆が共有してすぐ見れるということで、緊急の場合に担当が不在でもすぐ動けるようになったとか、いろいろメリットがあると聞いているところです。

現時点、システムは順調に稼働しております ので、引き続き業務の効率化に寄与していって いるものと考えております。

【松本委員】非常に効率化することによって、 短縮することによってやっぱり今まで以上に丁 寧な対応、説明ができるようになると思います し、やはり今まで児相の件数も増えていること によって業務量も増えていきますので、そうい ったところをしっかり引き続き取り組んでいた だきたいと思います。

最後に、ひとり親支援のところなんですけれ ども、こども政策局の進捗状況の7ページです。

ちょっと一般質問でも触れたんですけれども、

また今回、進捗が出てましたので質問させていただきます。

まず、このひとり親家庭の就職者数の数値目標なんですけれども、なかなか伸び悩んでおりまして、令和6年は37人ということで非常に下がっております。

就職者数が、人手不足ではある中で低迷している状況についての要因について、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】就職者数37人につきましては、我々としても数字的にもう少し伸びてほしいとは思っているところです。

この数字につきましては、ひとり親家庭等自立支援センター、通称「エールながさき」というところに委託しております。そこが対応しました就職者数と、各福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員の支援員の方の対応による就職者数の計を書いているところですけれども、自立支援員の方、福祉事務所からの数字というのは、ほぼ横ばいなんですけれども、エールながさきの方での数字が少し伸び悩んだところです。

その要因としましては、こちらとしては相談に応じた以上、その対応状況を、どうなったかというのを押さえるように努めているんですけれども、やっぱり就職状況が個人情報でして、そもそも教えたくないという方もいらっしゃいますし、その後、連絡が取れずにどうなったか把握できなくなっている方もいらっしゃいます。

そうした中で、これまでも答弁してるんですけれども、エールながさきは今、無料職業紹介事業の許可を得る準備を進めておりまして、それで適切に把握していきたいと考えております。

無料職業紹介事業の許可を得ますと、エールながさきが独自に求人情報を入手しまして、求

人と求職、それぞれをあっせんして結びつけることができますので、相談に来られた方の情報を、相談に来られた方からだけではなくて採用側からも集めることができるようになりますので、より正確に把握できていくようになると考えております。

そのほか就職について有利な高等訓練促進給付金等もございますので、そういったものも案内しながら引き続き支援の強化を図っていきたいと考えております。

【松本委員】民間もありますしハローワークもありますし、求人に関しては様々な手法があると思います。ただ、ここはあくまでも、ひとり親家庭自立促進センターということで、ちゃんと公費も入れて専門の窓口としてやっているわけですから、やはり年間で37人、これは本当にもうちょっと上げていきたいところだと思います。

先ほどありましたとおり、やっぱり権限を強化というか、無料職業紹介事業の許可をまずは取るということ、そういった就職者は別として、実際、相談件数はどれぐらいあっているんですか。

【鴨川こども家庭課長】相談件数ですけれども、エールながさきでいいますと、全体的には1万件 ぐらいある中で、離婚の相談、経済的相談、住 居の相談とかある中で、実際就労に関して集計 しますと、年間3,200件程度、日にしますと1日 10件程度の相談はあっております。

【松本委員】だから、これだけを見るとやはり少ないように見えますけど、全体の相談は1万件以上あって、その中に就労の相談は3,200件あるということも、参考資料としてやっぱり出しておくことも大事なのかなと。この37人だけを出すと、どうしてもそういう感じに取られてしま

うので、1万件以上の相談を受けてるということ も、やはり非常に大きな役割を担っていると思 いますので、今後もそういったところも記載す るようにしていただきたいと思います。

そういった状況なんですけど、逆に分析のところを見ますと、後段の方なんですけれども、「令和6年度に実施した児童扶養手当受給者へのアンケート調査によると、センターを知っていると回答したのは23.6%であり、センターによる就労支援が知られていないことも考えられる。」と。一般の人はあんまり知らないかもしれないですけど、児童扶養手当受給者へのアンケートで23.6%というのが、ちょっと少ないと思うんですが、こちらの状況はどうなっているんでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】実際、令和6年度の調査では23.6%という数字です。その前、前回、令和4年度調査では17.3%でしたので、伸びつつあるものの、引き続き低いという認識は持っております。

委員からお話しいただいていますとおり、児童扶養手当というのが各市町窓口に申請が行われてますので、そういった部分につきましては、今、実際、市町がどういった案内をしていただいているのか、正直、現時点で確認・把握できてないところですので、今後そうした機会も捉えて周知を図っていただくことを市町に求めていきたいと考えております。

あわせて、引き続き県におきましては、ホームページ等での広報、それからハローワークとの連携、関係機関との連携、こういったところで引き続きエールながさきの利用促進を周知してまいりたい、図ってまいりたいと考えております。

【松本委員】やっぱり各市町で申請手続をする

わけですから、そこの部分でやはり紹介、説明 しているかどうかを県が把握してないというこ とは、やっぱりそこの部分の認識がまだ足りな かったかなと思います。

強制ではないですけど、やはり困ったときに 相談できる窓口が、市だけではなくて、エール ながさきがあるということによって、やはり相 乗効果も出ますし連携もできると思います。

70%以上が知らなかったわけだから、知らないだけで恐らく相談したくてもできなかったわけでありまして、そこの部分はやはりもっと上げていくということも、そこで就職できるかできないかは、また今後のやり方だと思うんですけれども、まずは間口を広げていく。そこの取組をぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

【中山委員】子どもの健全な育ちについて考えるプロジェクト(仮称)、これは教育庁とこども政策局が連携して取り組んでいこうということで、不登校児童生徒が増えてくる、低年齢化が増えてくるというような状況で、ここに歯止めをかけるためには、どうしても就学前に対応していこうということでありますが、その考え方については的を射ているし、これを何としても歯止めをかけるような成果を期待したいなという、そういう思いで幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、改めてこのプロジェクトの目的 について、お聞きしたいなと思います。

【黒島こども未来課長】今回、教育委員会と連携をしまして検討を始めましたのが、少子化で子どもが減っているにもかかわらず、不登校ですとか学校における問題行動が増加してきてい

る。また低年齢化が顕著になっているということで、対処的な対応だけでは十分ではないのではないか。

教育庁とこども政策局が連携を強めて、関係者の知見も集めながら、予防的なアプローチを検討する必要があるのではないかという問題意識から、こういった意見交換会を開催することとなりました。

【中山委員】目的の一つに、背景・要因を探すということですが、これを長崎方式というか、徹底してやってほしいというような気持ちを持っていまして、そういう中で、第1回意見交換会の中で、もう既にやっているようですけども、低年齢化する問題行動や不登校の背景にあるものについて、意見交換会があったということでありますから、この席で出た主な意見を何点か挙げていただければなと思いますが。

【黒島こども未来課長】意見交換会としまして、例えば保育園、幼稚園の関係者も含めまして、学識経験者、精神科医師、それから市町学校関係現場などからメンバーに集まっていただきまして、7月31日に第1回の意見交換をいたしました。

その中で、まだそれぞれのお立場から感じられていることなどを自由に発言いただいたという段階ではございますけれども、不登校の要因については、まず様々であると。学校への不安であったり、一つには、家庭が最近あまりに快適なのではないかという意見もございました。

そのほか、近年の子どもの姿が少し変わってきたのではないかという意見もございました。 感情のコントロールが未熟であるとか、少し難 しいようなお子さんが増えているであるとか、 少し指示を待ってしまう。自分の意思であれこれ試してみる、やってみるというような態度が少し弱いお子さんが見られるですとか、それから、その背景として、あくまでも一つのご意見ではございましたけれど、親子関係の問題も、何らか、例えば愛着形成が不十分であるとか、逆に「愛着」という名で呼んでいいのかどうか、ちょっとあまりに母子密着のようなものが強過ぎるのではないかと見られる家庭もあるといったような、日頃のそれぞれのお立場の活動の中で感じられていることを幾つか出していただいたということでございます。

【中山委員】様々意見があって、家庭の問題とか親子の関係とかいう話がございましたけども、私は、これに取り組むに当たっては、就学前と不登校、この関係性をどう捉えていくのか。そうなると、関係性をよく知っておるのは保護者なんですよね、家庭。

そうなると保護者の意見、例えば就学前については、こういう問題があって心配されたけども、小学校に入って2年、3年になった頃に不登校が発生しただとか、この状況については先生もよく分からんし、保育所も分からんと思うんですよね、その関係者について。

そうすると、ここを丁寧に聞く必要があって、 小学校低学年・高学年、中学校、そして高校、 そして男女別で若干違うんじゃないかと私は思 うんです。一概に要因がこれだというんじゃな くて、それを含めて保護者を抽出して、こうい うことを具体的に要因について、関係者を含め てやはり調査せんことには、なかなか問題解決 につながっていかないのではないか、そういう 気がしているわけでありますけど、これについ ては保護者とも意見聴取とか調査とか、これに ついての考え方について、お尋ねしたいなと思 います。

【黒島こども未来課長】現在お集まりいただいてるメンバーについては、県のPTA連合会の会長に加入をいただいております。この方は保護者であられると同時に、学校と連携した様々な活動をされている立場ということでの意見を期待してということでございます。

ただ、1回目の意見交換会でも、不登校の要因 はかなり様々であると、一概に言えないという のは、委員ご指摘のとおりかと思います。

今ご質問にございました年齢別であるとか、 男女別、そういった子どもの背景、属性に応じて、きめ細かく事情を聞き取っていくということも重要かとは思いますけれども、今、構成しているメンバーには、ちょっと細かく保護者まで入っておりませんので、今後そういった保護者さんの当事者としてのご意見をどう伺っていくかというのは、改めて、また有識者等のご意見も伺って検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひ検討してほしいんです。

それと、自主的に予防的な対策をしていくためには、やはり自分が経験した方が分かりやすいんですよね。あと、PTA連合会長さんがおりますけど、この人が不登校を経験したことがあるのかどうかちょっと分かりませんけども、恐らくないんじゃないかなという気はしておりますけども、そうしますと、私が言いたいのは、この不登校対策の本部のメンバーの中に、いろいろ保護司とかいろいろ入れてバランスよく入れていることは理解します。

しかし、もう一歩踏み込んで、やはり自分で 不登校を体験して、こういう形で今現在、頑張 ってますよとか、不登校になって、もう社会に 絶望しましたよとか、いろいろ形があるんだろ うと思うんです。

ここで不登校経験者を少なくとも男女1人ずつぐらい公募で選んで、そしてその人たちの実績の肌感覚というか、肌感覚がないことには、なかなか対策が取れないので、それを入れながら、肌感覚を聞きながら進めていく方が、僕は非常に効果的だろうというように思うんです。ぜひ不登校経験者を公募で、応募してくれればありがたいと思いますけど、そういう基本的な気持ちが大事だと考えておりますので、それを含めても、やはり現場の生の体験をこれに生かしていくんだという、そういう思いがあればありがたいなと思いますので、そういう私の考え方について、いかがでございましょうか。

【黒島こども未来課長】不登校を体験された方、 実際の肌感覚でお話しいただける方に、その方 法、ご意見を伺うべきというご意見かと思いま す。

子ども自身に関わる施策を今、検討している という段階ですので、まさに子ども自身の声に 耳を傾けていくというのは非常に重要であると 認識をしております。

不登校に関しましては、特に事情も様々であるうということで、当事者の体験に基づく、ご意見は重要かと思います。今年度予定しております残り2回の意見交換会の中で、どういうことができるかというのは、このプロジェクトチームを所管しております教育庁生涯学習課とも協議しながらのことにはなりますけれども、できる限りその当事者、子どもの意見を反映するというのは、こども政策局としても意見として申し上げていきたいと思います。

【中山委員】当然、不登校児童生徒についての 意見を聞きたかったという話を持っとったんで すけども、そこは教育委員会かなというような 思いがあったもんだから、これをちょっと外して話したんですけども、ぜひそういう意味で、やっぱり経験者の意見を聞くということが、大前提だと考えてますので、ぜひそういう形で意見を反映するような形をつくっていただくことを、これは要望しておきます。

それと、もう一つは、この事業の中核になるのは、やはり保育士さんだと僕は見とるんですけど、そうなると、この保育士さんの資質をどう上げていくのかという問題と、処遇改善です。

昨年でしたか、保育士さんに1人2万円で約1万人に支給して、辞職防止等に役立つんじゃないかというのがありましたので、その2億円程度の改善策の事業効果について、現時点でどういうふうに捉えておるのか、お尋ねしたいなと思います。

【村崎こども未来課企画監】まず、保育士さんの資質向上に関する取組についてですが、不登校対策としてというくくりではなく、まず、幼児期の教育についてのお話をさせていただきますと、幼児教育については、将来にわたって必要となる非認知能力と言われる生きていくための基礎となる力が身につくよう育成することが重要だと言われております。

具体的には、この非認知能力と言われる頑張る力であるとか、我慢する力、協力していく力、他者を思いやる力などになりますが、こういった力が、子どもが主体的な活動や行動する中で、自らが気づいて身につくものとされておりますために、これまで家庭や近所で子どもたちだけで遊ぶ中で自然に育っていたものなんですが、これが近年の社会環境、家庭環境などの変化で、子どもが自発的な活動ができる機会が急激に減ってきたために、保育園や幼稚園の活動の中で主体的に活動や行動ができるようにする必要が

あるということを、最近の幼稚園の教育要領や 保育指針などに示されているところです。

こうした内容を保育士さんに伝えたり、保育 内容を現場に行って確認をしたり、よりよい保 育や教育内容となるようにアドバイスをしてい く取組を、令和5年度に設置しました幼児教育セ ンターが中心になって今進めているところでご ざいます。

委員の御指摘にありました昨年度から開始しました学ぶ保育士応援事業につきましても、同じような意味合いで、保育士さんたちの資質向上が喫緊の課題だという認識がありますので、2万円の処遇改善の給付の前提として、保育士さんたちが園内でこういった資質向上に資する研修を実施していただくことを要件として創設しており、不登校対策につながることも見据えまして、保育士さんの資質向上についてはこうした取組を総合しまして、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

【中山委員】今の答弁については一定は分かるんですけども、しかし今、幼児教育を実際に取り組んできて、その中で、小学校、中学校で増えてきているわけですから、ここがきちんと行っとけば増えないかもしれないんです。ということは何かが足りないんですよ、足りないの、何かが。そこに気づいて今回そこにもう一回手を入れようということでしょう。

そういった意味からして、僕はもっともっと、 やはり処遇改善もすべきだという考え方を持っ とるんです。先生の質についてもなかなか難し いと。やけん、そういう意味で、応援の気持ち で言ったつもりやったんですけれども、ぜひそ れを取っていただいて、あわせて、今後難しく なってくるというのは、僕は保育士の質が落ち とる問題で、ものすごい難しいのは、これは保 育士と保護者の信頼関係をどう構築するかという問題と、もう一つは、保育士と学校の先生との関係をどうしていくかという問題と、こういう形で、保育士の本来の仕事、プラス、面が広がった。その分をどういうような形で手当てをしていって、それに対応していかんことには、不登校とかそういう対策までは届かんとじゃないか。そこに質をどう高めていくのか。

その質に実はかかっていますので、それをやはり高めていく必要があると考えてますので、 保育士の質、これについて今後どう取り組んでいくのか、それについてお聞きしたいなと思います。

【村﨑こども未来課企画監】委員ご指摘のとおり、保育の質の向上は、研修をするだけでは確かによくなっていかないと考えております。

様々保育士さんのご苦労は、よく声が届いてきているんですが、保護者との対応に関しても、いろいろご苦労されていることもありますし、保育士さんが子どもと関わる以外の雑多な業務とか記録業務とか、そういった業務で時間に追われていることですとか、あと、人員が配置基準どおりでは足りないなど、日々苦労されているということもよく承知しております。

ですので、質の向上は、そうですね、研修でありますとか訪問支援だけではなく、そういう保育現場の環境を整えることでも図っていかないといけないと考えておりまして、県だけでできる範ちゅうではないかもしれませんので、そこら辺も含めて現場の声を国の方に届けて、配置基準の改善など、あと処遇改善がより進むように要望していくようにしております。

【中山委員】基本的な問題で大変恐縮ですけど も、保育所と教育とこれは大きなギャップがあ るんです。ただ、子どもはそれが分からない。 何を言いたいかというと、やはり今後は子どもの勉強についても、5歳ぐらいから、やはり小学校1年生、2年生はこういう勉強があるんですよと、それをにらみながら、やはり教えていく必要があるんですよ。

逆に、教育委員会としては、1年生の先生が、 幼稚園でどういう形で授業が行われているのか。 まだ小学生だから、小学校以上の教育の話で、 教えていこうという考え方がいろいろあった。 しかし、そうやって一歩進んで、やはりどうい う形でこの子どもたちは勉強してきたんだろう、 遊んできたんだろうと、その辺が、まずうまい こと交流していかんことには、この部分は僕は なかなか改善できないと思うんです。

そういう意味で、今後、保育所と認定こども 園と、学校とも先生も含めて、システムが違い ますので、その交流について、ここはやはり盛 んにする必要があると僕は思うんです。ちょっ とこの辺について、一つ、今後の取組について お尋ねしたいなと思います。

【村崎こども未来課企画監】幼保小の連携の取組についてのご質問ですが、幼保小連携の重要性は以前から言われております。なかなかその取組が進んでおりませんで、幼児教育・保育施設側は熱心な取組をしているというか、思いが強いんですが、なかなか小学校側が熱心でないというような声も聞かれているところです。

こちら側としては、いろんな交流活動は、子 どもたち同士の交流は、以前からよく実施され ているのではありますが、その際に職員同士の 話合いというのが、なかなか行われていないと いうふうに聞いておりましたので、まず、小学 校の先生と園側の保育士さんとの話合い、それ ぞれの教育内容について理解ができるような話 合いの場が必要でないかということで考えてお

ります。

まず、幼保小連携の取組なんですけれども、 県としましては、現場の先生方がお互いに教育 内容を理解するための場であったりとか、あと、 園長先生と校長先生の関係を密にするような場 として、市町単位に定期的に開催される会議体 の設置を促してきております。

現在、16の市町に幼保小連携推進協議会ができておりまして、残る自治体についても、市町の担当部署間で設置に向けた検討が進んできている状況ではございます。

さらに今後は、市町に設置されました幼保小連携推進協議会を通しまして、年長時の1年間と小学校の1年間、この2年間の架橋期のカリキュラムを、幼児教育・保育施設の先生方と小学校の先生方が協力して開発することなどを促していくこととしておりまして、そのカリキュラムの県モデル案を現在、県の方で作成中です。これを市町の方に示しまして、市町ごとに施設のひな形となるカリキュラムを作成していただく予定にしております。

これ以外にも取組が進んでいる地域においては、保育士さんが卒園児の様子を小学校に見に行ったりする交流があったりとか、小学校の先生が夏季休業期間に地域の保育施設の様子を見学するような取組も行われており、徐々にこうした取組も広がりつつありますので、こういった好事例を広く県内に普及してまいりたいと考えております。

【中山委員】時間が来ましたので、もう質問いたしませんけども、幼保小連携については、教育委員会の方にも拒否しないように、私の方からも要望しておきますので、はい。終わりにさせていただきます。

【中村(泰)委員長】それでは、11時20分まで休

憩とさせていただきます。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

【中村(泰)委員長】時間前ですが、再開させて いただきます。

ご質問ございませんでしょうか。

【近藤委員】自分の方から、ちょっと教えてもらいたいことを聞きますので、長崎県外国人介護人材居住環境整備支援事業助成金ってあると思うんですけども、これはどういうふうな助成金になっているのか教えてもらえますか。

【中村長寿社会課長】外国人介護人材については、近年急速に増加しておりまして、事業所さんの努力で確保していただいているんですけれども、お話をお聞きしたところ、やはり住居を確保するのがなかなか難しいということと、初年度の費用負担、いろんな研修とか、あと管理団体にお支払いする費用等が大きいということをお伺いしましたので、雇用されて最初の1年間に限り、外国人の方がお住まいになる家賃を補助するということで、1事業所当たり上限20万円で、1か月当たり上限1万5,000円として、支援をさせていただいているという補助金になります。【近藤委員】この制度は今年からですか。何年

【中村長寿社会課長】今年度、開始させていただきました。

前からですか。

【近藤委員】私も離島とか半島とかそういう事業者と意見交換する中で、これはもう何年も前から外国人を入れたいということなんだけども、居住場所がないということで、いろいろ相談を受けたことがあったんです。

それで、県の方にもこういう制度がない中で、 もう離島とかそういうところは、もう自前でそ ういう場所を自分たちでつくって外国人を入れないと、人がいないということで今までやってきた中で、急にこの事業が出てきてるもんで、ちょっと違和感を持ってるようなあれがあるんです。

例えば、これはアパート代とかなんとかに充てられると思うんですけども、長崎とか佐世保とか中央部は、やっぱり借家って結構あるんです。でも、田舎に限ってはアパートもないし、結局、借家もないし、そういう関係でどうしても自前でやらなきゃいけないという経験をしてきた中で、この環境を整えるという中で、あくまでもこれは家賃という考え方の中でやっているんですか。

【中村長寿社会課長】先ほど冒頭に申し上げましたとおり、我々、事業者様がかなり努力をしていただいて、外国人の確保を進めていただいている現状がある中で、どういった支援が重要かというところに着目した中では、やはり負担を軽減させていただくことが重要であろうというふうな形で、しかも最も課題となっている家賃というところで支援をさせていただいているんですけれども、ほかにも住居に対する設備整備の補助金というのがございまして、これは離島地区も含めて使っていただいている状況です。ここに外国人がお住まいのケースも多々あられます。

なので、そういった補助金との支援の整理の 仕方とか、そういった部分で少し今年度初めて 家賃補助を行うという形になったというところ でございます。

日本語教育の支援とか、事業所に向けた支援 はどういう在り方でやるべきかというのは様々 な意見があろうかと思いますけれども、今この 実績が、もう既に69人分、340万円近く伸びてい

るところでございまして、一定のニーズはある のかなと思っていますので、こういった県全域 を見渡した形での支援という形になりますけれ ども、引き続き、お話を聞きながら取り組んで まいりたいと思っているところでございます。 【近藤委員】これはいい制度だと思うんです。 ぜひやってもらいたいと思うんですけども、こ れをやっぱり離島とか違うところの事業者さん からしたら、格差、差別というんですかね、全 然自分たちに使えない部分ばっかしじゃないの かと。これは都市部もそういう事業者さんだけ が使えるような補助金として、何か不公平感を 感じているところがありますので、もしよかっ たら、借家とかなんとかの家賃もですけども、 逆に言ったら、自前でつくっているところ、や っぱりそこには電気代とか水道代とかそういう のもあると思うので、何かそこら辺も考えて、 何かできるような補助金という形で、この補助 金を回せるような仕組みをつくってもらえない かと思っているんですけども、どうでしょうか。 【中村長寿社会課長】確かにお困りの事情とい うのは施設によって異なってくるかなと思って おりますので、先ほど申し上げましたけれども、 しっかりそれぞれの施設のご意見をお聞きして、 特に離島・中山間に関しては、一般質問で申し 上げたんですが、我々も社会保障審議会等で国 に対して強くやっているところでございますの で、そういったところの意見をしっかりお聞き してまいりたいというふうに思ってございます。 【近藤委員】やっぱりそこら辺で、都市部と地 方部の違いというのは結構、問題化してきてい るみたいですので、そこら辺の公平さというの をしっかり入れながら、できる支援というのを 今からやってもらえればと思います。

ぜひ、こういう支援は、私は本当に、事業者

は助かると思いますので、ぜひよろしくお願い します。

もう一つですけれども、看護師のことで、認 定看護師という制度があると思うんですけれど も、どういう制度なのかちょっと教えてもらえ ますか。

【坂本医療人材対策室長】認定看護師につきましては、日本看護協会の方が認定される資格でありまして、感染症ですとか、がん患者の看護など特定の看護分野におきまして、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる看護師のことでございます。

【近藤委員】例えば、この認定看護師を取得したい場合には、看護師さん全員がすぐ取れるような看護師免許になるんですか。

【坂本医療人材対策室長】認定看護師の資格を取得するためには、日本看護協会が認定する教育機関において12か月程度の課程を修了する必要がございまして、令和7年4月現在、全国に41か所ございますが、うち九州が4か所となっておりまして、福岡県に3、熊本県に1で、本県にはないという状況でございます。

【近藤委員】本県の看護師さんたちがこれを受験したいと、そういう場合には、1年ぐらいのその学校に行くという期間が必要なんですよね。そういう機関がないということは、長崎県の看護師さんたちは全部、福岡と熊本に行っているという形になるんですか。

【坂本医療人材対策室長】現状におきましては、 認定看護師の資格取得のためには県外に行って いただいているという状況ではございます。

一方、同じく質の高い看護師の育成という面では、あらかじめ医師が作成した手順書を基に、 診療の補助行為ができる看護師を養成する特定 行為研修というのもございます。 こちらは、厚生労働省が認定した研修機関で研修を同じく1年程度を受けていただいて修了された後、そういった診療の補助行為ができるようになるということになりますけれども、こちらは令和7年3月現在、全国に462か所ございまして、県内では、令和7年、同じく3月現在で2か所、それから今年度8月に1か所増えまして3か所になりましたので、こちらの方であれば、県内で受講していただくことができるという状況でございます。

【近藤委員】そしたら、県内の3か所で全ての分野のそういう免許が取れるという形ですか。

これは多分、自分の専門専門で取っていく免許だと思うんですけども、長崎県のその3か所では、自分がそれを取りたいという免許は全部用意してやるということになっているんですか。

【坂本医療人材対策室長】特定行為研修機関の 方も区分がございまして、その行為につきまし ては複数の課題がございますけれども、県内で は一部の課題にそれぞれ3つの研修機関がござ いますが、それぞれ課題が異なりますので、全 ての課題が網羅されているというところではな い状況でございます。

【近藤委員】そこには子ども教育もあるんですけども、例えばこれは、看護師をして5年以上の看護師の方たちが受験してから、それで1年間通って、それから免許を受けて受かるというあれだと思うんですけども、例えば5年過ぎた看護師さんといったら、ほとんどが家庭を持って、家庭とかいろんな形でなかなか家を空けられないような状態の家庭の看護師さんたちが、福岡とかなんとかに、そこに学校に通っていくということは1年間アパートを借りてそこで生活しながら行くという環境になってくると思うんですけども、その辺で、今、長崎県で認定看護師さ

んというのは大体何人ぐらいおられるか分かり ますか。

【坂本医療人材対策室長】認定看護師の資格を 取得されて働かれている方は、令和6年12月末現 在で309人おられます。

【近藤委員】この認定看護師さんというのは、 大体、医療的にどこら辺までできるような、看 護ばっかしじゃなくて、これ、少し医療もでき るような形の認定看護師じゃないかと思うんで すけども、どの辺までできるような免許になる んですか。

【坂本医療人材対策室長】認定看護師制度につきましては、看護師の役割のうち実践、指導、相談のところを柱として行われておりまして、特定の分野において、高い臨床推論力と病態の判断力に基づいて熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。また、その特定の分野において、看護実践を通して看護職に対する指導を行う。それから、特定の看護分野におきまして、看護職やその他の職責にある方に関してもコンサルテーションを行うというようなことができるという形になっております。看護の中でという形になっております。

また、先ほど申し上げました特定行為の方でございますけれども、こちらは医師が作成した手順書を基に、特定の行為ができるということで、こちらも行為や区分が定められておりますけれども、医師が、あらかじめ作成した手順書を基に診療の補助行為ができるということで、例えば薬剤を投与する量の管理でありますとか、そういったところが具体的に行えるのが定められているというところでございます。

【近藤委員】看護師であって、ある程度、医師の指示とか、医師のあれで看護師以上のもう一つ判断とかそういうのができるような看護師だ

と私は理解しています。

そういう中で、長崎県内、離島・半島が多い中で、やっぱし医者の不足とかそういうのが今、問題になっているんですけども、こういう認定看護師とかいうのが長崎県としては特に必要じゃないかと私は思ってるんですけども、その辺についての長崎県の対策としてはどういうふうな形でやっているのか教えてもらえますか。

【坂本医療人材対策室長】今、近藤委員からご 指摘ありましたとおり、これから2035年、40年 に向けて、高齢者の増加と医療需要の変化もあ り、また、マンパワーの確保ですとか医師の働 き方から、医療従事者の働き方改革等もある中 で、離島・半島を含めて県内で質の高い看護師 を育成して、チーム医療ができるように推進を していく観点から、質の高い看護師の育成につ いては非常に重要であると考えてございます。

こうした質の高い看護師の育成につきましては、県ではこれまで認定看護師、それから特定行為研修を修了した看護師の確保対策としまして、医療機関の方を対象に、それら研修受講経費の支援を行ってまいりました。

先ほどちょっと数に触れましたけれども、令和6年12月末現在で309人の認定看護師、134人の特定行為研修修了者が県内の病院等で勤務いただいているところでございます。

こうした質の高い看護師の育成、並びに活躍を促進することは重要と考えておりますので、今年度、新たに新規事業としまして、こうした特定行為研修の修了者が所属する医療機関の医師の理解を得て活躍を促進するというところも必要でございますので、そういった医療機関の管理者等を対象とした研修ですとか現地指導の実施、それから、修了者本人を対象としました実践報告会ですとか、自分の医療機関の中でど

ういうふうに働いているとか悩みの共有であったり、そういうことができる交流会を開催したりして、そういう方が活躍できるような環境整備にも取り組んでいくところでございます。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携をしまして、質の高い看護職員の育成、それから活躍促進に努めてまいりたいと考えております。

【近藤委員】そこら辺はよく分かりました。

もう一回言いますよ。特定行為研修ですかね、 そこをやっているところが長崎で3か所、その3 か所はどことどことどこか教えてもらえますか。 【坂本医療人材対策室長】昨年度までございま したところは、長崎医療センターと長崎大学病 院、それから今年度新たに始められるところが 長崎北病院になってございます。

こちらについては民間病院ということで、こちらの方で育成された修了者が実際に活躍できるとか、こういった効果があるとか、あるいはこれぐらいの負担で病院自体が新たに研修機関となれるんですよというような情報を、私どもも、またほかの医療機関にもお伝えすることで、こういった養成機関自体も増やしていきたいと思っております。

【近藤委員】今の3か所は全部、長崎と大村ですよね。佐世保もあるんです。佐世保地区の看護師さんたちが、この認定研修を受けるため、1年間通わなきゃいけない。そしたら、やっぱり、もうそのときは佐世保にどっか泊まる場所を構えて、それで研修を受けるという形になるんです。

一番いいのは家から通える、例えば家庭を持ったこういう看護師さんというのは、やっぱり30代、40代のベテランの看護師さんが一番必要になってくるのかと思うんですけども、その中

で、家から通えるような範囲の中にそういう学校と言ったらあれですかね、そういう環境がないと、これは絶対進んでいかないと思うんです。

やっぱり長崎は特にこういうふうな特定研修、こういう研修とかなんとかを増やしていくためには、やっぱり県内各地にそういう場所をどんどん広げていかないと、これは、例えば佐世保の看護師さんは、ここで免許を取りたいといったら、必ず長崎まで来なきゃいけない。そういったらやっぱり長崎でそういう部屋でも構えて、そこで生活しなきゃいけないという形になってくるのかなと思うんですけども、佐世保方面のそういうふうなあれはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えてもらえますか。

【坂本医療人材対策室長】今現在、資格が取得 できる研修機関の方が、長崎地域、それから県 央地域のみでございますので、先ほど申しまし たように、今回新たに開校されるところが民間 の病院であって、また区分のうち1区分だけで、、 始められるということになりますので、そうい ったところの成果をほかの地域においてもご紹 介しながら、私どもとしましても、先ほど134人 修了者がいらっしゃるというお話をいたしまし たけれども、これは令和11年、今現在の医療計 画の中で234名の修了者を目指すということで 目標設定もしておるところですので、修了者が 増えるように、各地域においてもそういった研 修機関が設けられることが一番よいと私どもも 思いますので、それに向けて取り組んでいきた いと思います。

【近藤委員】もう時間がないので、ぜひ、やっぱりこれは、長崎県としては必要な看護の人材だと思うんです。そういうところをしっかり福岡、熊本まで行かないでも長崎県でもそういう箇所をつくりながら、医療・看護の質をどんど

ん上げていってもらいたいと要望して終わります。

【中村(泰)委員長】ほかに質問ございませんで しょうか。

【坂本委員】私から何点か質問させていただき ます。

まず、総合計画の施策の進捗状況の調べで、 ページ数でいうと5ページです。

5ページの生活困窮者自立支援事業における 就労・増収率ということで成果指標があります けれども、実績値でいうと、令和6年が46%とい うことで、過去3年間も24%、59%、39%ですの で、進捗状況としては遅れということになって おります。

この遅れの要因等について、教えてください。 【西村福祉保健課企画監】生活困窮者自立支援 制度につきましては、生活保護に至る前の段階 の自立支援策の強化を図ることを目的としまし て、平成27年4月に施行されました生活困窮者自 立支援法根拠法として、生活困窮者に対して包 括的な支援を行うものでございます。

この目標値である75%の設定と実際の実績の 乖離の部分に関してでございますけれども、1つ には、この目標値自体が生活困窮からの脱却・ 自立でございますので、その最終的なものをは かる材料として就労・増収というのを目指して おるところでございますが、実際に委員からも ご指摘ほかございましたように、生活が困窮し ている状態というのが、この背景としまして、 経済的自立に至る以前の手厚い支援を要する病 気でございますとか、家族の問題、家計管理の 問題、あるいは債務の問題とか、多岐にわたっ ておりますので、また、そうした課題を複数抱 えておられる世帯というのもございます。

この事業では、そのような複合的な課題を抱

える生活困窮者も包含して、生活困窮の脱却・ 自立というのを目標にしておりますので、段階 に応じて日常生活の自立であるとか、そもそも 社会生活の自立というところから、ひいては経 済的自立ということで、個々の対象者の状態や 希望に応じて目指すこととしております。

したがいまして、なかなかこの最終評価としての就労・増収というところまで至らないという現状になっているというところでございます。 【坂本委員】分かりました。これは大事な事業だと思いますので、継続してお願いいたします。

ちなみに、これ、就労・増収率というふうなことでありますけれども、そもそも就労支援の対象者数というのが何人ぐらいになるんでしょうか。

【西村福祉保健課企画監】具体的な数といたしましては、こちら令和6年度の就労・増収率46%と実績値をしておりますけれども、こちらは県が所管する福祉事務所管内の就労支援対象者が56人おりまして、実際に就労・増収者が26人ということで、その割合ということで記載をしております。

令和5年度につきましては、就労支援対象者71 人に対しまして、就労・増収者28人、就労・増 収率は39%ということでございます。

【坂本委員】分かりました。

これは県が管轄をする部分の自立支援事業であるというふうに思いますけれども、県内的にも、もっともっとこの自立支援事業でこういった就労とか増やしていかなければならないと思いますので、引き続き各市町とも連携の上でよるしくお願いいたします。

それから、この自立支援事業というのは、生活保護に至る前の取組だと思うんですけれども、 実際、県内でもたくさんの方々が生活保護とい うことで受けられているというふうに思います。

それで、この生活保護については冬季加算というのがあると思うんです。冬季加算、冬場の生活扶助と別に、生活扶助基準に上乗せして支給しているというふうに思うんですけれども、ちなみに長崎の場合、冬季加算というのが時期はいつぐらいなのか、それから金額、これが分かれば教えてください。

【川村福祉保健課長】生活保護法上の冬季加算ですけど、期間につきましては11月から3月までの5か月間、基準については、これは生活扶助に基準として上乗せするような形で支給をしております。

世帯数に応じて加算の金額は変わってまいりますけど、1人世帯であれば月額2,630円、これが2人世帯になると、今度3,730円、これが月額ということになっております。

【坂本委員】分かりました。1人世帯で2,630円、 2人世帯で3,430円ということです。

これ以外にも多分、いわゆる最近の物価高対策、これで令和5年度から特例加算というのがありまして、多分1人1,000円、この10月から1,500円というふうになろうかというふうに思います。

なかなか今、物価高等もありまして、そういう生活保護が厳しい状況にある。特に、これは国の方が10年ぐらい前ですか、生活保護費の大幅な引下げというのを行いまして、これについては裁判がありまして、今年の6月にも裁量権の逸脱とか乱用というふうな、そういうことで減額の取消しとか、そういったことになっておりますけれども、それで、今、猛暑の夏が、今は、やや秋らしい空気になってきてますけれども、本当に今年、去年もそうですけど、長崎県も含めて全国でこれも熱中症の健康被害もあったりとか、連日のように熱中症警戒アラームが出さ

れています。

それで、今、聞きましたように冬季加算というのがありまして、これはもちろん冬における 光熱費の需要の増加に対するものなんでしょう けれども、夏場の加算というのは現実ないんで すよね。その辺どうなんですか。

【川村福祉保健課長】今、委員の方からお話がありましたとおり、夏季加算については現時点におきましては、生活保護上では制度化はございません。

【坂本委員】分かりました。

これ、国の基準でありますので、生活保護基準でありますので、長崎県と各市町で、各自治体で勝手にどうのこうのとはできないんでしょうけれども、ぜひ夏季加算というのを冬季加算同様に、これは夏場のエアコンになるというふうに思うんですけれども、24時間フル稼働している家庭も多いんじゃないかというふうに思いては、約半数が、半数以上が高齢者の世帯というふうに言われております。長崎県でもそうじゃないかなというふうに思ってます。ぜひ国の方に求めていただきたいというふうに思うんですけれども、これまでの何かそういうふうなことで何か国に求めたりとか、そんなことをしたことはあったんですか。

【川村福祉保健課長】夏季加算につきましては、 委員もおっしゃられたとおり近年の猛暑化が進 んでおりまして、受給者が暑さに耐えることな く、最低限度の生活が維持をできるよう、その 必要性につきまして、九州各県の担当部長会議、 こういった場で協議を行ってきているところで ございます。

夏季加算の新たな制度化につきましては、そ ういった場から国の方に対して要望していると ころでございます。

今後も他県と連携を図りながら、制度創設に ついて国に対しては要望してまいりたいという ふうに考えております。

【坂本委員】分かりました。

ぜひ国にもっともっと強めていただきたいと 思いますし、特に今、エアコンを設置するため の特別な事業をやる場合の要件というのもあろ うかというふうに思いますが、そうした要件の 緩和も含めて、ぜひ国の方に要望を強めていた だきたいというふうに思います。要望です。

それから次に、旧優生保護法に基づく優生手術、あるいは人工妊娠中絶を受けられた方々に対して補償金を支給する法律というのが今年1月に施行されました。県の方でも、こども家庭課内に専用相談窓口等をつくられているというふうに思いますけれども、その後の県内でのこの補償金の状況というのは、どういうふうになっているか教えてください。

【鴨川こども家庭課長】旧優生保護法に関する 補償金につきましては、支給対象者としまして 本人と配偶者も対象となっています。また、本 人分につきましては、配偶者及び、亡くなられ た場合、その配偶者及びそのご家族までもらう ことができる制度になっております。

現在把握しておりますのが、19件の補償金申請が本県内で出ておりまして、そのうち18件が既に認定済みで、残る1件が今、審査中でございます。

【坂本委員】ありがとうございました。

今、請求件数が19件で認定が18件ということでありますけれども、そもそも県内で、この対象になり得る方いうのがどの程度、県として把握をされているか、そこを教えてください。

【鴨川こども家庭課長】厚生労働省の調査であ

りますとか本県の調査において、県内で受給資格をお持ちと確認できている方というのが51名いらっしゃいます。そのうち先ほど申しました19名の中に1名入っておられまして、残り50名につきまして受給資格をお持ちと認識しております。

今、調査を進めているんですけれども、その50名のうち生存を確認できている方が3名いらっしゃいます。残念ながら既に死亡が確認されてる方が31名で、我々の把握している書類で確認したけど、ちょっと見つからない方、今、調査中で所在不明の方が残る16名という状況になっております。

県としましては、生存が確認できた方3名につきまして、今、至急、個別通知を発送する準備をしておりまして、実際高齢になられていて施設入所されていたりもしますので、施設の理解を得ながら今、順次進めているところでございます。

【坂本委員】分かりました。51名が把握できておって、そのうち1名が既にもう補償金を受けられたということなんですが、ということは、先ほどありました19件のうち、今、把握されている51名のうちの1名がいて、それ以外は県が把握できてなかったという方が補償金の請求をしたというふうなことなんですよね。分かりました。

そうすると、これ2019年に一時金の支給の法律ができましたので、そこら辺から具体的にいるいろ動きがあっていると思うんですけれども、その中で、県の方が把握している51名以外にも対象となる方がやっぱりいるというふうなことなんですよね。

そのうち、もう既に国の方の審査で認定を受けてる方もいらっしゃるということでありますので、そういう意味でいくと、この補償金の請

求について周知をきちんとしていかなければならないというふうに思っているんですけれども、その周知について今後どういった形でやっていくかというのをちょっと教えていただけますか。 【鴨川こども家庭課長】委員おっしゃるとおり、国の推計でもこういったことで不妊手術を受けられた方というのが全国で2万5,000人とかいらっしゃるのではないかという数字もあるところです。我々としましても把握できてない部分ございますので、おっしゃるとおり周知が大事かと思っております。

県としましては、こども家庭庁でありますとか障害者の関係団体、そういったところと連携して、広報紙であるとか、既に配布されておりますリーフレットやポスターもございますので、こういったものを活用しながら引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

【坂本委員】ぜひよろしくお願いいたします。

ちなみに、これ、請求というのはいつぐらい まで、請求の期限があるんですよね、いつぐら いになっているんですか。

【鴨川こども家庭課長】補償金の方につきましては、請求期限は令和12年1月16日までです。実際、施行されたのが令和7年1月17日ですので、この5年以内にということが決められております。

【坂本委員】分かりました。

この優生手術を受けられた方というのは、年齢的にも昭和34年から昭和44年の間で51名の分が把握されてますけれども、もう随分高齢の方がいらっしゃいますし、県が把握できてない方も恐らく高齢の方がいらっしゃるというふうに思いますので、ぜひ、いろんなところと連携をしていただきながら周知の方をしていただければというふうに思います。

それから、最後ですけれども、被爆体験者の問題について、原爆被爆者援護課の方にお尋ねいたします。

5月議会でもお尋ねしましたけれども、8月9日に総理大臣が来て、その場で何とか昨年同様、被爆者の皆さん方と一緒に、体験者の皆さんも同席の上で要望をしていただくように努力していただきたいというふうなことでお願いをしておりました。

結果は、被爆体験者の皆さん方も参加することはできたんですけれども、なかなか発言の機会までは、昨年のようにはいかなかったというふうなことになりました。

ただ、被爆者4団体の方々が、今年の要望については、被爆体験者の問題に絞って要望されましたので、それに対して総理からはいろんな答えはなかったようなんですけれども、厚生労働大臣の方からは一定の回答があったというふうにお伺いをしております。

ただ、内容的には、昨年12月に拡充した、いわゆる今の被爆体験者事業、これを継続してやっていくというふうなことでありましたので、そういう意味でいくと、被爆体験者、あるいは要望した被爆者団体の皆さんにとっては、これはゼロ回答だったなというふうな、そういう受け止めをされているようであります。

それについて、県の認識をお伺いいたします。 【庄崎原爆被爆者援護課長】8月9日の要望の会 及びその後の記者会見におきまして、石破総理 及び福岡厚生労働大臣より被爆体験者問題の解 決については、過去の最高裁判決との整合性や、 現在も高裁での判断を仰いでいる状況から、被 爆者として認定することは困難であるというこ と。また、昨年12月から開始されました新たな 医療費助成事業を着実に実施していくとの発言 がございました。

以上です。

今回、委員ご指摘のとおり、それ以上の具体 的なご発言はなかったということに関しまして は、被爆体験者の救済を求める立場として非常 に残念であるというふうに受け止めております。 【坂本委員】分かりました。

時間が来ましたので終わりますけれども、10月1日に、今行われている福岡高裁での裁判が結審をします。見通しでは年度内にも判決が出されるんじゃないかというふうに言われておりますけれども、ぜひ今後、裁判は裁判としてあるんですけれども、県として、ぜひ長崎市と連携をして、国に対する様々な取組を今後も継続してやっていただくことを要望して終わります。

【中村(泰)委員長】午前中の審査はこれにて止め、午後は1時30分から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時28分 再開

【中村(泰)委員長】それでは、皆様おそろいで すので、午後、再開させていただきます。

質問はございませんでしょうか。

【本多委員】数点ございます。午前中に坂本委員も言及されておりましたが、補足説明資料長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025施策の進捗状況調査、福祉保健部の部分でございます。5ページ、誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進について、これの中段の図にある成果指標、生活困窮者自立支援事業における就労・増収率の目標値75%に対して、実績値、達成率ともに低かったので、ちょっと気になっております。

お尋ねします。この目標値の75%自体が高い のではないかというふうに考えるんですけれど も、この数字の根拠についてお尋ねします。

【西村福祉保健課企画監】目標値である75%の設定根拠でございますが、こちらは自立相談支援事業における新規相談を受けた方の中から、例えば数回で終わるような簡単な助言であったりとか、他機関をあっせんしたりとかいう形であるものを除いて、相談支援を継続してが、名の支援プランというものを作成するんですが、その支援プランの中に就労支援を行うというプランが盛り込まれたものの数、これを分母としまして、こちらを「就労支援の結果、就労に結びついた方や就労による収入が増加るといった方としまして「就労・増収者」と呼んでおりますが、その割合を指標化したものでございます。

75%というのが、国が従来、従前から示しております目安値でございまして、県の総合計画策定時におきましても、この目安値を参考として75%と設定しておりまして、この目安に関しましては現在も国の方も変わっておりません。【本多委員】午前中にご説明いただきました先ほどの数字だと、令和6年が56分の26だったわけです。国の目安値としての75%をそのまま使っていらっしゃるということです。

また、午前中の答弁の中でも、進捗状況の分析のところからいろいろご説明いただきまして、その中に就労による経済的自立以外、日常生活や社会生活の自立が当面の指標目標となっている事例も見られていると、答弁の中でそういったことを教えていただいたんですけれども、実際にこのような状況が少なくないんじゃないのかなというふうに感じております。

そういった意味では、非常に難しいミッショ ンだと考えるんですけれども、そう考えたとき に、成果指標とか目標値が適正なのかなという ふうに疑問に思っております。いかがでしょう か。

【西村福祉保健課企画監】この事業による最終的な目的としては、生活困窮からの脱却・自立でございますので、それを直接、最終的にはかる指標として、国も K P I としております就労・増収率を75%にすること自体は適切だろうかと考えておるんですが、実際、長崎県の数字は、先ほど申し上げたんですけど、国の方も全国値としても就労・増収率は、令和5年度、6年度ともに約50%という状況でございました。

先ほどもご説明申し上げましたが、この事業では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しまして、最終的には生活困窮から脱却・自立というのを目標としながらも、段階に応じて個々の対象者の状態や希望に応じた支援を行いながら、何らかの形で自立を目指していくというようなことを粘り強く対応していただいております。

したがいまして、本施策の目標としては1点、 最終評価としての就労・増収率としております が、現場でも様々な段階での献身的な支援もあ っている中におきましては、就労以前の支援の プロセス部分についても着目していくというこ とが大切であるというふうに私も認識しており ます。

【本多委員】私自身は、生活困窮者自立支援というもの自体は非常に大事な事業と考えているんですけれども、来年度以降も同様なものが継続されるのでしょうか。

また、同様の事業がある場合、先ほど申し上 げました成果指標、目標値の工夫が必要なのか なというふうにも考えております。

私自身が、目標値と自分がやった仕事の結果

にどーんと乖離があるとモチベーションが上が らない方なんです。維持できない方なので、自 立支援のために働く皆様、またサポートを受け ながら自立を目指す方々には、もっと段階的な 指標が必要と思いますが、いかがでしょうか。

【西村福祉保健課企画監】本事業は、県民のセーフティーネット機能としても非常に重要な事業というふうに考えております。法律の根拠もございますので、引き続き実施していけるよう、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

事業評価におきましては、確かにこの事業において現場で支援に携わるスタッフにも、また受益者の方にとっても、自立に向けた改善が見えるものとなる、より適切なものがないかということに関しては、次年度以降の評価におきまして何らか工夫ができないかというのを考えてまいりたいと考えております。

【本多委員】働く人も、助けてもらう県民の方 も、ともに前向きになれるような何か指標を探 していただければと思います。

続きまして、同じ資料の14ページ、健康寿命日本一プロジェクトについて、こちら、指標の健康寿命、これ、数値の実績値なんですけれども、国において3年に1回公表の数値を実績値として資料をつくられております。令和4年の達成率は男性・女性ともに98%、令和7年の達成率をはかるための実績値は、いつ公表されるのでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】この事業につきましては、厚生労働省の健康日本21(第三次)推進専門委員会において公表されておりまして、調査年の約2年後に発表されるのが通例となっております。

あと、これまでの公表時期を考えますと、令 和7年の健康寿命のデータは令和9年12月頃に公 表されると見込んでおります。

【本多委員】令和9年12月、来年、再来年の12月 ということです。分かりました。私がここにい るか分からないですもんね。それはどうでもい いです、すみません。

進捗を図るための指標ですので、3年に1回のみ、見る人によっては、長崎県は何もやってないんじゃないかというふうな意見も出るかと思います。声が大きい人が言えば、それが世間の評価につながってしまいます。その点を踏まえて、毎年出てくる数値をもって達成率が分かる方がいいと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】委員のご指摘のとおり、健康寿命は毎年の実績値を把握できないのが現状でございますが、国の計画でございます健康日本21(第三次)においても、最終目標として位置づけられておりまして、本県においても健康づくり施策全体の成果を示す指標として、設定すべき重要な指標であると考えております。

次期の総合計画におきましても、目指す姿に 向けた施策の成果を表す指標としては、健康寿 命が最も適していると認識しているところでご ざいます。

【本多委員】ということは、次期以降もこの3年 に1回の、それが一番適切だということですね。 かしこまりました。

もう一つ、長崎健康革命には4つの柱があります。運動、食事、禁煙、健診がありますが、それぞれの目標値や実績値が分かれば、そういったものを指標とか目標値にするのも手段の一つかというふうにも考えます。実際にそれぞれの目標値や実績値はあるのでしょう。

【鶴田国保・健康増進課企画監】長崎健康革命

プロジェクトの運動、食事、禁煙、健診の4つの 柱につきましては、県の健康増進計画でござい ます健康ながさき21におきまして指標を設定し て、長崎県生活習慣状況調査などの各種調査に より現状値を把握しているところでございます。

各分野の指標の一例といたしまして、まず運動につきましては、1日の歩数の平均値を指標といたしまして、令和6年度の調査によれば、20歳から64歳までの目標歩数8,000歩に対しまして、男性は6,641歩、女性は5,501歩でございまして、引き続き目標達成に向けた取組が必要となっております。

次に、食事でございますが、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合を指標としておりまして、目標値55%に対しまして、令和6年度は54.4%と目標にかなり近い数値に改善したところでございます。

一方で、野菜摂取量の平均値は目標の350グラムに対して、令和3年度調査では234.4グラム、食塩摂取量の平均値につきましては、目標8グラムに対して10グラムと、依然として目標に届いていない状況でございます。

禁煙につきましては、令和6年度の喫煙率は 15.5%で、目標12%に至っていない状況にござ います。

あと、最後に健診についてでございますが、 特に働き盛り世代の受診率向上を図るため、県 では健康経営の推進に取り組んでいるところで ございます。

令和7年9月1日時点で1,318社が健康経営宣言 事業所として登録されておりまして、令和8年度 の目標でございます1,500社に向けて、引き続き 取組を進めてまいります。

【本多委員】ありがとうございました。

この4つの柱に関しては、それぞれ指標ですと か実績値が分かるということを今、伺いました。

こういったものをどんどん発信していただくことで、健康寿命増進に向けて長崎県は頑張っているんだ。県民の皆さんも一緒に取り組んでいきましょうという機運の醸成にもつながるかと思います。

引き続き健康寿命延伸のために頑張っていた だければと思います。ありがとうございました。 【中村(泰)委員長】ほかに質問。

【山村委員】私の方から、部長説明資料の補足 資料で、ドクターへリの運休の件がありました ので、その件について幾つか説明をお願いした いと思います。

ドクターへリは、8月に4日間、10月にも6日間 運休するということですが、本県は特に離島・ 半島を多く有しておりますので、ドクターへリ そのものはやっぱり欠かせない輸送手段の一つ だろうと思ってますが、今回がヒラタ学園の整 備士不足が原因ということで、学園としての人 員体制に問題があるのかなというふうに思って います。

そもそもなんですが、ヒラタ学園というところとどういう契約をしているのか、契約期間とか額とか、あとヘリコプターの所有の状況とか人員の配置について、契約上どのような規定で県として契約をしてきたのかというのを教えていただければと思います。

【猪股医療政策課長】ヒラタ学園との委託契約の中身につきましてですけども、契約期間が令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間となっております。

そして、契約額は、5年間で約15億6,800万円、 1年間当たりでいくと約3億1,300万円という状況になっております。 なお、ヘリコプターの所有者はヒラタ学園になっておりまして、人員配置につきましてはヒラタ学園におきまして、操縦士と整備士、そして運行管理担当者を通年で配置するように契約で締結しております。

【山村委員】ありがとうございます。

多分契約上は、きちっとやっぱり休みがないような形でというところでされてると思いますけども、人員不足というところで今回、正直言うと、8月だけだったらやむを得ないのかなというところもあったんですが、今回の資料でいけば10月、12月ぐらいまで人員不足が続くというところで、運休が続きますということになっております。

こういうふうに言われてくると、やっぱりほかと契約できないのかというところも含めて、やっぱり県として考えなきゃいけないのかなというところに来ているかと思うんですけども、今現時点で、他社にドクターへりの運航を委託するとか変更するとか、一時的にでも変えるとか、そういったことができるのかできないのかというところを、県の認識を教えていただければと思います。

【猪股医療政策課長】今回、ヒラタ学園におきまして整備士不足が生じましたので、ほかの運航会社に、その確保、運航がどのような状況か、全国でヒラタ学園以外に11社ございますが、そこに状況を確認したところでございます。

そして、話を聞きますと、機体のヘリコプターの予備がないということで、数か月程度で機体を手配できるようなものではないという話があっております。

また、操縦者、整備士の人数、それ自体も余 裕がないということだったので、現時点で、す ぐほかの業者とか、そういった話にはならない のかなと思っております。

【山村委員】多分、実態がそういうことなのかなと思っております。機体をどうしても委託業者さんの方持ちというところでやっておりますので、機体の準備からとなると、なかなか難しいんだろうというのは容易に想像できますけども、今回は5年間の契約が今、結ばれている中での事態なんですが、今回のような事態が生じないように、正直言うと契約期間が来年の11月30日までというところになってきますので、今後の発注も来年に向けて、多分いろいろ考えなきゃいけないだろうというふうに思います。

次の契約締結において、こういった事態を招かないようにどうやっていくかというのを、やっぱり契約条項できちっとやっていかなきゃいけないのかなと思いますけども、その辺について県の考えをお願いいたします。

【猪股医療政策課長】次のドクターへりの運航 委託契約に当たりましては、今回の事態を踏ま えまして、適切な人員体制が確保されているか、 確認したいと思っていまして、それはドクター へり部分だけじゃなくて、会社全体としての整 備体制、そこが余裕を持った体制となっている か、そこを確認していきたいと考えています。

また、その人員体制というのは整備士だけじ ゃなくて、操縦士や運航管理者も含めて体制を 確認したいと思っております。

そして、そのほかにも安全性がきちんと担保されているかどうかとか、経営状況はどうかとか、そういった点も重要視していきたいと思っております。

この契約に係る仕様書を作成するに当たりましては、長崎医療センターや救急の専門医の意見を聞いて、仕様書を作成しているんですけども、作成に当たりましては、先ほど述べました

人員体制や安全面、経営状況などを、そういったのを重要視して慎重に検討していきたいと思っております。

【山村委員】ありがとうございます。多分、今 の時点ではそういうお答えしかできないのかな というふうには思っております。

今回の件で、私もちょっと今回質問させていただく関係でいるいる教えていただいて、やっぱり驚いたのが、機体そのものを委託業者に用意してもらうというところが、国の制度も含めてそういう条件になってるということなんですよということは教えていただきました。

でも、そうなってくると、やはりある意味、 機体を持っているところしか取れないし、機体 がなかなか準備できないから変更も利かないと いうところもあるでしょうし、今後多分、防災 へりとかそういうのは県で所有したりいろいる してるんだと思うんですけども、そこまで含め て機体の所有の在り方とか、整備士の確保の仕 方とか、パイロットの確保の仕方とか、また別の おことを含めて、来年に間に合えば、また別の 問題にしても、やはりこういった事態が起きないように、県としてどういうことが一番ベター なのか、それは国と協議しなきゃいけないこと もあるかとは思うんですけども、そういったことをきちっと検討した上で、やはりやっていた だきたいと思います。

取りあえず人手不足というのは多分、今から どんどん進んでいきますので、その中でやはり 人手がいないから飛べません、患者さんを運べ ませんというのは、やはり避けなきゃいけない ことでしょうし、ドクターへりは長崎県にとっ て一番、離島・半島の命を救う上でも大事なア イテムだと思っておりますので、その辺をいか に長崎県として確保していくかというのを、ぜ ひご検討いただければというふうに思いますの で、お願いしておきたいと思います。

次、続きまして、人件費の話をちょっとさせ ていただきたいと思います。

最低賃金が今回改正になって上がってまいります。10月から上げていくということになるかと思うんですけど、医療機関とか福祉の施設もそうなんでしょうけども、どうしても診療報酬で経営をやられてる中でいけば、看護師さんとかそういった給料はまた別にしても、多分大きな病院に関していけば、清掃業務だったり給食業務だったり、外注委託されているケースが多いのかなというふうに思っております。

そういう中で、やはりこの人件費高騰分をどうやって経営の中で吸収していくかって、すごく難しい課題に取り組まれるのではないのかなというふうに思っておりまして、これは別々でお聞きした方がいいと思うんですけども、医療機関と福祉施設の関係で、今までやってきた物価上昇対策と、今後どうやっていこうとされているのかというのを、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

【猪股医療政策課長】物価高騰や人件費の上昇に係る対応ですけども、医療機関につきましては、公定価格である診療報酬で運営されておりまして、物価や人件費の上昇の影響を価格に転嫁できないということがあって、厳しい経営状況を強いられているということは認識はしております。

このため、県におきましては、6月議会で予算を計上し、国の補助金や重点支援地方交付金を活用して、物価高騰や医療機関の経営安定化に向けた支援を行っているところでございます。

そして、県が単独で支援を行うことは、財政 として厳しいところがございますので、全国知 事会を通して、国に対して要望を行っておりまして、補助制度の創設や拡充、そしてまた、物価や賃金の上昇が適切な時期に適切に反映されるように、診療報酬制度の見直しなど、こういった点を要望しているところでございます。

国においては今後、予算編成に向けて診療報 酬の改定とか、そういった議論が進んでいくと 思われますので、こういった点の動向を注視し ていきたいと思っておりますし、また、物価高 騰や人件費上昇に伴う医療機関への影響、ここ は引き続き注意深く確認していきたいと思って おります。

【中村長寿社会課長】続きまして、介護施設の件ですけど、基本的には今の答弁と同じような形になるんですけども、前回のこの委員会で議論いただいたとおり、我々もそういった国のお金を活用して、今回、人材確保やそういう処遇改善のために10億円規模で実施した中では、やはりなかなか県単独での支援というのは難しいかなと考えているところです。

環境改善に関しましては、ICT・介護ロボット機器に加えて、今、我々は協働化ということで、小規模な事業者さんが多い離島とか中山間を中心に協働化がかなり進んできており、それにかなりの金額支援を行っているところでございます。

そういう形で、ぜひ環境改善の成果を、そういう賃金等につなげていただきたいというふうな話をさせていただいておりますので、我々、社会保障審議会の委員になっておりまして、実際、介護報酬改定がいかに大変かということは認識していて、なかなか臨時改定とかそういうのは難しいかなというのは分かっておりますので、そういうところを事業者さんにしっかり加算を取っていただくよう努めてまいりたいと思

っております。

【山村委員】ありがとうございます。

多分、今の時点で、6月補正でいろいろさせて いただいた分で対応していただいているという ふうには認識しております。

ただ、最低賃金が改定になりまして、10月からいろんな人件費が上がってきます。やはり清掃業者さんたちにお聞きしますと、ほとんどが最低賃金レベルで働いていただいている方々が多いという中、もしくは、それでなくてもやっぱり相対的にやっぱり上げていかないと、どうしても人材が集まらなかったり不公平感が出たりというところで、やはり請負金額に少しやっぱり上乗せしないと、なかなか自分たちも苦しくなるというところで、医療機関に対しても、恐らく値上げ交渉というのが当然生まれてくると思うんです。

これはある意味、政府としてはきちっと受け 入れてくださいというところになっていますが、 医療機関や福祉機関って自主努力でなかなか改 善できないというか、お客様から利用料を上げ てということができない業種ですので、それぞ れの業種の皆さんが、なかなか企業努力ができ ない中で、一方では、委託しているところから は、労務費上昇の部分で値上げ要請が来るとい うのを止めるわけにもいかないというところで、 多分今からかなりいろんなことが起きてくるか なというふうには想像しています。

きちっとやはり状況を見といていただいて、 本当に国の支援を待てるのか待てないのかとい うのも多分あると思うんです。その辺も含めて、 県としてきちっとスピーディーに対応していく ことを考えながら、いろんな情報収集なり政策 決定なりをやっていただければなと思っており ますので、ぜひこれはお願いに変えたいと思い ますけども、よろしくお願いいたします。

続きまして、部長説明資料の方にありました 孤独・孤立のプラットフォームの件でお話をお 聞きしたいと思います。

今、先ほどから坂本委員とか本多委員からい るいろお話があった中の一つの取組になるのか なと思っておりますが、これはどういったもの なのか、具体的に教えていただければなと思っ ております。

【西村福祉保健課企画監】長崎県孤独・孤立対 策官民連携プラットフォームでございます。

令和6年4月に施行されました孤独・孤立対策 推進法、それから同年6月に策定されました国の 重点計画を受けまして、孤独・孤立の課題に官 民が連携して取り組むために、本県におきまし ても今月に設立するということで、今、会員募 集を進めておるところでございます。

このプラットフォームには、県内の市町、福祉機関、企業、NPOや地域の民間支援団体などで、孤独・孤立という社会的課題に対して既に支援活動を行っておられる団体に加えまして、孤独・孤立対策に関心を持つ団体にも広くご参加をいただくこととしております。

このプラットフォームには、当事者個人を直接支援する場というよりも、支援に関わる団体機関が相互に理解を深めて情報共有して、連携を促進する場という位置づけで、これを「ゆるやかにつながる場」というふうに呼ばせていただいておりますが、これをつながる、学べる、知らせるという、大きく3つの機能を持たせることを意図して立ち上げをしようと考えております。

具体的な取組としましては、県のウェブサイトや会員団体向けのニュースレターの配信等を通じまして、孤独・孤立に関する国や県の取組

でございますとか、会員団体そのものの情報を 掲示させていただいたり、あるいは県や会員団 体が主催する講座とかセミナーとか、そういっ たものの情報共有などを行いまして、支援者同 士のネットワークの構築と学びの機会の提供を 図りまして、地域における支援の輪を広げ、孤 独・孤立対策に対する理解と機運の醸成を図り たいというふうに考えております。

【山村委員】ありがとうございます。

資料を頂いて読ませていただいて、やはり支援の輪というか、「ゆるやかにつながる場」というのをキーワードでいろいろされているということで、すごく多分じわじわと効果が出てくることだろうというふうには思っております。

ひきこもりの方のご家族さんとか不登校のご 家族さんと話をしたときに、不登校なら、ある 意味、学校につながれば何とかなるかなという ところもあるんですが、ひきこもりに関して、 やはりどこにつながっていいかが分からないと か、どういった支援があるかが全く見えないと いう状況の中で、実はそういったのをネットで 調べるのも難しくて、どこの支援団体もそんな ネットを使ってホームページができるような財 力もなくてという中で、やはり1つ何か調べる窓 口というか、いろんなつながる場があれば、そ ういったところがどんどんどんどん広がってい けば、孤立・孤独対策、ある意味、生活困窮者 支援も含めてですけども、つながっていくのか なと思っておりますので、ぜひ頑張ってやって いただければなというふうに思っております。

続きまして最後に、似たような話でこども場 所の取組も併せて、今の現状を教えていただけ ればと思います。

【大内田こども未来課企画監】こども場所の現 在の状況についてでございます。 こども場所につきましては、安全・安心なこ どもの居場所づくりや様々な体験を充実させる という状況を目指しまして、今年度より本格的 に取組を始めています。

本事業では、8月から、こども場所の活動者等に対する相談窓口の開設、活動者や支援者から成る官民のネットワークづくり、基金を活用した補助金による支援を開始しました。

これらの現在の取組状況でございますけれど も、相談窓口の相談件数につきましては、9月25 日時点で延べ32件の相談をいただいております。

内容としましては、子ども食堂を場所として 提供していらっしゃるような方自身が、子ども 食堂を始めたいというようなご相談であったり とか、あと、フリースクールの運営などについ てのご相談をいただいております。

また、こども場所の官民ネットワークである こども場所充実アクションにつきましては、現 在53団体から賛同をいただいております。

また、補助金の状況につきましては、8月28日 に募集を開始しておりますが、現在20件程度の お問合せをいただいており、一定の関心をいた だいているところでございます。

引き続き、こうした制度の周知を図ることで、 こども場所の活動を後押ししたいと考えており ます

【山村委員】ありがとうございました。

ぜひ、なかなか成果ってすぐ出てこないとは思っているんですけども、やはりネットワークが広がる、輪が広がるということは、いろんな人に支援が行き届きやすいということになると思いますので、継続してやっていただければなと思います。

終わりたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問。

【前田委員】健康寿命の延伸について、本多委員からも質問がありましたが、私の方からも質問させてもらいます。

まず、ちょっと実績値を確認しようとしたんですけども、先ほど、もう数字が出てましたので、頑張られていると思いますけど、全国平均に僅かにちょっと届いてませんので、引き続き、以前、健康寿命日本一を目指すということも宣言されてますので、積極的な取組をしてほしいと思います。

そうした中で、やっぱり一番は平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるかということが大事だと思う中で、本県のその差は、全国的には10年程度と言われてますけど、今現状どれぐらいの年齢差になっているのかお知らせいただきたいと思います。

【鶴田国保・健康増進課企画監】今ご質問がございました平均寿命と健康寿命の差である、いわゆる不健康期間でございますけれども、令和4年につきましては、男性は8.89年、女性は11.68年となっております。

【前田委員】そうであるならば、やっぱり全国 平均というか、その期間が当然短いにこしたこ とないんですから、それをどうやって短縮する かという中でいけば、やはり各種の疾患に対す る重症化の予防とか未然に防ぐというか、予防 対策を積極的に打っていくしかないと思ってい ます。

個人質問の中で宮本議員からも出てましたけども、慢性腎臓病CKD、循環器疾患対策の強化についてということで、私も少し関心を持って取り組んでるんですけども、ちょっと私のその質疑の論法は、糖尿病性よりも循環器由来の方の対策に取り組むべきだということを質疑しようと思ってたんですけど、直前にいただいた

データで、それほど伸びが横ばいになっているということなので、もうこのことには触れませんけども、改めて部長も答弁されてましたけども、この循環器疾患対策の強化ということでいえば、どういうことに今、取り組もうとしているのか。例えば専門医にどうつなげていくかというのが大事だと思ってますけども、答弁の繰り返しになるかもしれませんけども、対策についてご答弁いただきたいと思います

【江口国保・健康増進課長】県におきましては、 その役割といたしまして、まず今、取り組んで おるところとしましては、市町で行っている保 健事業、いわゆる栄養指導でありますとか、運 動指導でありますとか、そういったものとか、 あと受診勧奨、病院にかかった方がいいですよ というようなお勧めをするような取組を、行政 の分野でやるというところで、行政の取組と専 門医、それからかかりつけ医との関係性を、も っとスムーズにして、そこの関係性を、連携体 制を強化するということを念頭に置きまして取 り組んでおるところでございます。

それで、実施方法といたしましては、国でも糖尿病性腎症重症化予防プログラムというものをつくっておりますけれども、これに準拠した形で長崎県版を作成いたしまして、それに基づいて、先ほど申し上げました市町への取組の支援、それから専門員等との連携を深めておるというところでございます。

【前田委員】慢性腎臓病のその検査として、C KDの検査として、採血と尿検査、これも宮本 議員が質問しましたけども、尿中アルブミン検 査の周知を努めていくということですけども、 専門じゃないのでよく分からないですけど、こ れはあれですか、糖尿病になってから検査する ということだと思うんですけども、糖尿病にな る前の特定健診の中で検査を促すということも 積極的な取組というのは、予防についていえば 効果はないんですか。ちょっとその点、確認さ せてください。

【猪股医療政策課長】尿中アルブミン検査ですけども、現在この検査を行うに当たって、保険診療の対象となるのは、糖尿病患者しかなっておりません。現在のところ高血圧症とか糖尿病疑いのある患者に対する検査は、保険診療の対象になっていないところでございます。

これは、その疑いの状況では、なかなかアルブミンが検出されないと、そういったことで保険診療の対象になっておりませんので、県にとりましては、この糖尿病患者に対して、この尿中アルブミン検査を適切な時期に行うということで今、進めているところでございます。

【前田委員】特定健診等でリスクが出たときに、 尿中アルブミン検査に対して、その検査を希望 される方に助成をするような市町もあるという ふうにちょっと僕は承知しているんですけども、 健康寿命をこれから伸ばすという中で、やっぱ り他県、他都市でやられているようなことで、 いいというものがあれば、ぜひ積極的に取り組 んでいただいて、市町の展開も含めて啓発して いただきたいなということを思っています。

あともう一点だけ、肝炎対策基本法が施行されて15年が経過しております。医薬品開発が進み、当時の課題であったウイルス性肝炎は治療できる疾患となっています。現在、ウイルス性肝炎から非ウイルス性肝炎へ移りつつある中で、健康寿命延伸を目指す上で、ウイルス性肝炎対策と同様、非ウイルス性肝炎対策も重要だと思いますけども、本県における肝炎対策について、ご答弁いただきたいと思います。

【長谷川地域保健推進課長】本県における肝炎

対策について、お答えします。

国の肝炎対策推進に関する基本的な指針において、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が重要な課題となっておりまして、その対策が定められております。

本県におきましても、医療計画の中で、ウイルス性肝炎対策について、施策の方向性や目標などを定めて取り組んでいるところです。

地域における肝炎診療の充実、また、検査機会の提供や県民への普及啓発により感染予防、早期発見・早期治療の推進を図るとともに、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての方が肝炎に対する理解を深めることにより、関係される方たちの協力の下、肝炎患者さんが安心して生活できる環境づくりに取り組んでいるところです。

具体的には、肝疾患診療連携拠点病院と肝疾患専門医療機関とかかりつけ医による診療連携ネットワークの構築や、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん医療費等の助成、また医療機関における肝炎無料検査の提供、検査陽性者に対する重症化予防のための受診勧奨のフォローアップ等に取り組んでおります。

また、肝炎に関する正しい知識の啓発とともに、肝炎医療コーディネーターの育成を行い、 肝炎患者等からの相談体制の強化を推進しております。

肝炎ウイルス検査につきましては、市町の健康増進事業や職域妊婦健診でも実施をされておりまして、これまで県、市町、関係機関が連携しまして周知啓発に取り組んでまいりました。

今年度は国の集中的な広報活動である「知って、肝炎プロジェクト」の対象地域に長崎市が 指定されたため、国と連携して周知啓発を強化 しているところです。 それで、非ウイルス性の肝臓病につきましてですが、肥満、糖尿病などによる脂肪性の肝疾患などの肝臓病がありまして、この脂肪性の肝疾患は脂肪肝から脂肪性の肝炎、そして肝硬変へ進行いたします。

脂肪性肝炎の予防においては、生活習慣の改善や糖尿病治療等の生活習慣病対策による効果が期待されておるため、非ウイルス肝炎に特化した施策は難しい面があると考えております。

令和4年に改正されました国の肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数に上り、重症化しやすいために、B型肝炎及びC型肝炎に係る施策が喫緊の課題であることは変わりないとされておりまして、本県においても引き続きウイルス性肝炎対策に重点的に取り組むことにより、肝炎患者や肝硬変、肝がんへの移行者を少しでも減らすように取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】ご答弁ありがとうございました。

健康寿命とか延伸だけではなく、当然、医療費削減ということも含めて、今ご答弁もありましたけども、これは理事者からもらった資料の中で、長崎県はがん対策推進計画の中に肝炎対策も盛り込まれてますけども、やっぱり他県の方は、単独で肝炎疾病対策として、例えば佐賀とか福岡とかいうのは、そこで推進計画を立てていて、それはやっぱりこの資料の目標の数字と大は開きがありますので、そういう意味では、単独で推進計画もしくは協議会等を設置してほり、と思いますけども、やっぱり長崎県の今の現況をよく分析しながら、それぞれ疾病がやっぱり重症化することがないような予防施策というものを積極的に打っていただくことを要望して

おきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

【虎島副委員長】私からは、まず、こども医療 福祉センターの施設・設備の改修について、お 伺いいたします。

5月に本委員会の現地調査で、こども医療福祉センターの視察に行きました。建設から20年、老朽化というよりも、センターを取り巻く環境が大きく変わってきたということから、時代の流れに合った改修の必要性が強く感じられ、また、多くの委員からも同じような意見がありました。

そのため、センターに対しまして、今後、施設・設備の改修の方針について、優先順位をつけて説明してほしいというお願いをしましたところ、電子カルテシステムの導入、そしてまた、病棟トイレの改修などの必要性が示されました。

電子カルテシステムは、国も業務の効率化や 患者サービスの向上、地域病院との連携等に向 けて医療DXというものを推進している中で、 令和5年時点で既に一般病院の65%が導入して いるという状況でありますので、センターにお いてもこれを導入することは重要な課題ではな いかと考えています。

また、病棟トイレにつきましても、視察で見させていただきましたけども、男女間の間仕切りの上部分が空いた造りになっていましたり、現在、使用頻度が低い小児用の小さい便器が設置されているなど、今の時代にあって、利用者のプライバシーの問題や利便性を考えたときに、早急に対応が必要であると考えます。

今後、予算をしっかりと確保して、改修等に 取り組んでいく必要があると考えておりますけ れども、県としてはどのように対応していく考 えなのか、お尋ねします。

【里障害福祉課長】こども医療福祉センターに つきましては、障害児の療育、子どもの発達支 援の拠点施設として運営してきておりますけど も、委員から今お話があったとおり、施設の建 設から約20年が経過しておりまして、デジタル 化やプライバシー向上の観点など、時代や環境 の変化を踏まえた改修等の必要があるというこ とで、現場からも話があっているところでござ います。

現在、毎年度予算を確保しまして、空調や照明設備の改修工事など、老朽化への対応のほか、必要な医療機器の更新を実施しているところでございますが、いただいたご意見を踏まえまして、病棟トイレの改修や電子カルテの導入など、時代や環境の変化を受けて必要となる改修等につきましても、今後、財政課としっかりと協議を行いまして、拠点施設として円滑に運営ができるよう、必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

【虎島副委員長】ご答弁ありがとうございます。 これは県の子どもの医療福祉の拠点でありま すので、それにふさわしい施設・設備となりま すように、この文教厚生委員会として、センタ ーの改修等に必要な予算措置を強く要請したい というふうに思います。

もう一点、先ほど山村委員からもありましたけれども、これは要望にとどめますが、最低賃金アップによる医療機関への影響というところで、この最低賃金アップ、今回8%増という全国的にも大きな値上げというふうになっています。

医療機関は、もう既に経営努力を重ねてきている状況ではありますけども、昨年の時点で、 全国ですけども、病院の7割、自治体病院に至っ ては9割が赤字、病院ではない診療所も、もう半数程度が赤字であるというふうに言われております。

そんな中で最低賃金がアップすると。これが 直接的に常勤の従業員が多いと思いますが、直 接的に影響がそんなにないのかもしれませんけ れども、やはり賃金上昇の圧力というのは上が っていきますし、ほかの業種、業界が上がって いく中、医療機関だけが取り残されるというの は、人材確保の面でも非常に弱い立場にあると 思っております。

既に来年度の政府の施策要望等で取り上げていただいたり、知事会とかでも発言をしていただいているというふうにお聞きしましたけれども、今の現状はかなり厳しい状況であると。ここからさらにしぼり取られるように、収入が限られる中で支出が上がっていくということは、もう耐えられない状況にある施設が多いということをしっかりと認識をいただきまして、医師会等としても期中改定まで踏み込んで要望をしているところでございますので、県としてもその思いをぜひ読み取っていただいて、今後の要望等に力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

もう一点、総合計画の進捗状況の中で、看護職員新規就業者数の項目がありました。進捗状況としては、遅れです。過去、私もいろんな機会を通じて看護人材の確保については、質問をしたり要望したりということを続けて、県としても様々な対策を打ってきていただいたと思っておりますが、令和5年が目標値に対しまして86%だったところ、令和6年が69%と、かなり低い状況になっているということ、この分析というか、認識をお伺いしたいと思います。

【坂本医療人材対策室長】県内で新規に就業し

ていただく看護職員の数でございます。この目標設定につきましては、令和元年に国において取りまとめられた看護職員の推計におきまして、令和7年に県内で需要の状況、その供給の状況、それから新規就業したり定年等で退職されたりとかというのも含めて661人の不足が生じる見込みとされておりました。

それを踏まえまして、毎年の就業看護職員の 目標設定をし、要請であるとか再就業促進等の 取組を行ってきたところでございます。

令和6年12月時点におきまして、県内の医療機関などで就業されている看護職員の数は、全体としましては2万5,851人ということで、この10年余り2万6,000人、2万5,800人程度であって、おおむね横ばいと認識してございますけれども、そこにつきましては新規の就業者というところで考えますと、少子化等の影響により、新卒看護職員が減少する中で、ちょっと目標に届いていない状況ではあるというふうに理解しております。

【虎島副委員長】ありがとうございます。

全体的には、就業者数は横ばいであるということでありますけれども、実際、求人を出しても来ないということは明白でありまして、いろんなところでお話は伺っております。

看護学校についても、今年度、新たに支援拡充をいただいていたところですけれども、残念ながら長崎市医師会の看護学校において、准看護コースが閉鎖が決定したというところで、これまで県内就職率が非常に高い学校が、また1つなくなるというところ、数年後になりますけども卒業生がいなくなるので、今後さらに新規の就業者数は減るということが予想されるわけです。

その中、何とか今までの看護師に対する施策

を継続するのはもちろんですけども、このままでは減っていくということがここで分かったわけですので、またさらに、魅力ある長崎を発信するなど、何とか県内の就業につなげていくような取組を、また今後も一緒に頑張ってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(泰)委員長】委員長を交代します。

【中村(泰)委員長】時間をいただき恐縮ですけ ども、1点お尋ねをさせていただきます。

令和6年高校生の医療費助成の事業でありました子どもの医療費助成事業につきまして、令和6年の予算並びに決算の額をお知らせ願います。

【鴨川こども家庭課長】子どもの医療費の高校 生世代分の医療費に限ったところでご説明いた します。

令和6年度当初予算が2.7億円で、年度途中に 所要見込額を市町村に照会をかけまして実績を 見込んだところ、伸びるという予測が立ちまし たので、補正予算でプラス1.7億円をしまして、 補正後4.4億円の予算を構えたところです。

実際、決算は4.3億円でございました。

【中村(泰)委員長】確認ですけれども、令和6年 の高校生医療費無償化で1.7億円の増というこ とでよろしいでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】予算上は1.7億円増額補正をしたところです。

【中村(泰)委員長】ありがとうございます。

令和7年2月の文教厚生委員会で、この補正予算の概要ということで数字が出ておりました。こちらに書かれている分については、子どもの医療費助成事業1億8,461万5,000円ということでされておりますけれども、ちょっと細かいところはまた後ほど確認をさせていただくという

ことといたしまして、当時、議事録をちょっと 振り返らせていただいたんですけど、議員から の質問もなく、また、理事者の皆様からのここ に関しての特段の説明もなかったといったとこ ろを確認をいたしております。

こちらの事業が全額、一般財源で行われているものでありまして、1億7,000万円から8,000万円でしょうか、それだけの追加が生じていたということは大変重く受け止めなければならないのかなというふうに感じております。

私としても、委員長として自戒の思いを込めてちょっとお尋ねをさせていただきますけれども、今ご答弁いただいた1億7,000万円、これは一般財源ですけれども、増えた要因として、今、県はどのように見ておられますでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】まず、当初、令和6年度 予算を2.7億円と見込んだところですけれども、 こちらにつきましては、その前年度、令和5年度 の実績から推測して見込んだところです。

結果的には増額の4.3億円という結果に至っておるんですけれども、基本的には市町の実績から積み上げて、結果も市町の実績になるんですけれども、今、我々としてちょっと2点考えておりますのは、令和5年度の末に、例えば医療を受けられた方は償還払いですので、実際その領収書等を束ねて市町に出すのが令和6年度にまたがるのではないかと。この部分で読めなかった数字があるのだろうというのを考えております。

もう一点が、令和5年度に導入したんですけれ ども実際、市町として動き出せたところが年度 途中であったりとか、周知に時間がかかってだ んだん周知が図られたというところもあると聞 いておりますので、そうしますと、前年度分、 令和5年度分全体を令和6年度に出すことも支障 がないものですから、令和5年度分が令和6年度 分に申請されている。そういったケースが見受 けられて、結果的に令和5年度は決算2.6億円な んですけれども、令和6年度は4.3億円と大きく 膨れたのではないかと考えております。

【中村(泰)委員長】ただいまのご答弁は、前年の令和5年で発生したものが令和6年度に持ち越されたというか、そういった内容だったかと思います。

では、まず、恐らくその数字が分からないので、まだ推測というか、そういう判断理由じゃないかというようなお話でしたけれども、それでは、そういった実際の増額になった分のデータを見ていけば、例えば日付でありますとか、どういった診療科にかかったとか、恐らくそういったところまで分かってくるのかなと思うんですけども、そういったことの分析を今後されていくのか、それとも、もう既に着手されているのか、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】高校生世代の子ども医療費ですけれども、始まって2年ということで、まだどれぐらいの金額で落ち着いていくのかでありましたりとか、実際その年度に起こるいろんな感染病等でどうなるのか、まだ推計が出ないところでございますけれども、今そういった実績だけに頼って令和5年、令和6年を見てるんですけれども、今年度におきましては、実際、医療機関から医療を受けられた内容のレセプトデータがございますので、この辺の情報収集を始めております。

実際それでかかった総医療費というのをしっかり確認もしたいと思っております。そういうことで精緻に確認していって、できるだけ高い確度で予算を積算していきたいと考えております。

【中村(泰)委員長】レセプトデータを見返していくということでご答弁がありました。それはぜひともやっていただいて、予算を立てていく上でやはり大きくずれるというのは、やっぱりあってはならないことなので、そこは今後、県内の高校生の皆さんにどれぐらいご利用いただくのかというところは、ずれのないように確かめていただきたいですし、また一方で、具体的にどのような診療をされているのかということも、しっかり見定めていく必要があるんだと思うんです。

要は、本当にもちろん皆さんお困りになって、 それが必要だから医療を受けられてるのは、それは当然のことではあるんですが、実際どういった使い方をされてるのかといったことも、それを把握する必要があるんだと思うんですが、 そのあたりについてはいかがでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】レセプトデータにつきましては、国保でありますとか社保とか、そういったところから情報収集するんですけれども、個人情報の関係等もあることから、こちらとしてはできるだけ多くの情報を集めて、そういったところまで分析したいとは思っておりますけれども、ちょっと調整の結果で判断していきたいと考えております。

【中村(泰)委員長】分かりました。県としては そういったところも含めて、検討を可能な限り していくといったことでのご答弁だったと思い ます。

こちらの施策ですけれども、知事の1期目の目 玉政策であります。手元に知事の当時就任され たときの知事説明の資料があるので、ちょっと 読みますけれども、「子育て世代の皆様が安心 して妊娠・出産・子育てできるよう、関連支援 施策を強化する」、一部抜粋しますが、「私が 目標に掲げた本県の合計特殊出生率2に寄与する」というふうにおっしゃられております。

こうしたことから、幾つかあられるんですけれども、子どもの医療費助成の拡充、これも既に高校生の医療費助成ですが、こういった施策を打ち出していくんだ、検討していくんだということで、知事は当初おっしゃられました。

また、今議会の一般質問で、知事が1期目総括について問われたときに、まず冒頭、まさにこの高校生医療費助成のことをおっしゃられたんです。具体的に、県政の基軸に位置づけたこども政策において、高校生世代までの医療費助成制度の創設をして、ほかにもいろいろなさっておられますけれども、そういったことで安心して子育でできる環境づくりに力を注いできたといったことで、まさにこの1期目の目玉であると思いますし、我々もそういった認識であります。

そこで、令和6年2月の私の一般質問で、このことについてお尋ねをしました。要は、高校生医療費助成の評価を県としてどのようにされているのかということで、そして知事がお答えになられたのが、この施策を当時は、令和6年2月議会なので着手したばかりで成果を評価するのは非常に難しいと。ですが今後、評価の在り方を研究の上、成果の把握等に努めてまいりたいということでおっしゃっておられます。

令和5年、令和6年と実績が上がっておりますけれども、まさに、この高校生医療費助成の制度が、合計特殊出生率にどのように寄与していたのか、またその成果を県としてどのように把握されておられますでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】この子ども医療費の関係ですけれども、まず、出生率の減少する背景は、結婚、それから出産など様々な要因が、またこれ、複雑に絡まってると思っています。そ

の課題解決に向けては、各種多様な施策を包括 的にやっていく必要があると考えております。

端的に申しますと、子ども医療費と出生率の 関係については、直接的に相関を説明すること は難しいと考えております。

ちなみに、九州各県の状況も調べてみたんですけれども、各県で成果指標を設定しているところはございません。また、全国に広げて確認しましたけれども、成果指標を設定している場合でも、助成件数といった形で出生率に結びつけられるような指標ができてないところを確認しております。

しかしながら、子育て支援施策として、誰もが安心して医療を受ける、子どもの医療にかかれる、そういったことを支援することで少子化対策の一助になっていることは間違いないのではないかと分析しております。

【中村(泰)委員長】おっしゃっていることは本当によく分かります。私もそうだと思います。 一助になっているということで最後の方におっしゃられましたけど、そうかなと。

ただ、とはいいましても、これだけ目玉施策で一般財源をこれだけ出して、また、もしかしたらこれからも増えるかもしれないという危惧がある中、一方で、今後の実績を踏まえて成果の把握に努めてまいりたいということまでも、知事、そして県としてもそういった姿勢だったと思うんですが、実績が上がった上でも、そういった非常に曖昧というか、そういった認識でおられるんでしょうか、お尋ねします。

【浦こども政策局長】先ほどこども家庭課長も 答弁されましたけれども、まず、少子化の背景 には様々な要因が複雑に絡み合っておりますの で、特定施策とその出生率との間の相関関係、 あるいは因果関係等を明らかにするというのは、 極めて難しいことだと考えております。

一方で、中村(泰)委員長が先ほどからご指摘されているように、多額の一般財源を使って行っている事業でありますので、その成果というものは、他県がどういうふうなの考え方で対応しているにせよ、しっかり本県としても検証し、整理していく必要があるというふうに考えております。

私自身も、この子どもの医療費助成は、基本的には18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるように、市町とも協議をした上で創設したということで考えております。その結果として、子育て世代の経済的な負担の軽減等にもつながるということで、先ほどから話があっていますように、少子化対策の多様な施策の一つにもなっているというふうな認識を持っております。

いずれにしましても、市町から、この子どもの医療費制度については、しっかり検証をした上で改めて協議を行っていただきたいというふうなご要望もいただいておりますので、そういう様々な声も聞きながら、どういう検証、あるいは成果の把握の仕方が適当かというのは、今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員長】市町からもそういった声が上がっていると。議会の中でもこういう問いを私もさせていただいて、なかなか成果の評価の仕方とかそういったのは、議論が具体的に進んでいなかったというふうに捉えざるを得ないかなというふうに思います。

これは子育て施策で打ち出されたものなので、 やはり子育てにおいてどういうプラスになった のかというのを、もう少しやはり具体的におっ しゃっていただきたいですし、今のままだった ら正直なところ、家計支援なのかなというふう に捉えてしまわざるを得ないように思ってます し、そこをしっかり考えていただくことが、我 が県の子育で施策のより効果的な施策を打つ上 でのきっかけになると思いますし、今日はもう 申し上げませんけれども、保育士の待遇に関わ る支援策など、また不妊治療とか、今回されて ますけれども、そういったところが具体的にど うだったのかというのを分からないと、せっか くやったから、それがどうだったかというやっ ぱり説明をいただかないと、なかなか一般財源 が、要はこれだけ縮められるということは、我 が県の政策的経費に注がれるものが、やっぱり 自動的に減ってくるわけです。シーリングかけ ればいいとかいう話ではなくて、シーリングを かけると、ほかの事業をされている皆様が苦し くなっていくわけです。

そういう中でこの施策をやっているので、やったからには、もう少しちゃんとご説明をいただくのが、私は筋だと思いますので、お願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

【虎島副委員長】委員長を交代します。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに意見がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時35分 再開

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。 これをもちまして、こども政策局を含む福祉 保健部関係の審査を終了いたします。 引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時37分 再開

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会文教厚生分科会の 決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいた します。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご異議ないようですので、 そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時38分 再開

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の 日程につきましては、お手元の審査日程案のと おりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご異議ないようですので、 そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】それでは、正副委員長にご 一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会を閉会い たします。

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年9月26日

文教厚生委員会委員長 中村 泰輔

議長 外間 雅広 様

記

Ⅰ 議 案

番	号	件	名	審査結果
第91	号議案	県立高等学校等条例の一部を改正する条例		原案可決

計 |件 (原案可決 |件)

委員長 中村泰輔

副 委 員 長 虎島 泰洋

署名委員 中島浩介

署 名 委 員 本多 泰邦

書 記 藤川 翼

書 記 深浦 朋大

速 記 神戸綜合速記(株)

配付資料

令和7年9月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県公立大学法人の業務実績に対する助言について)

長崎県公立大学法人の第4期中期目標期間の2年目に当たる令和6事業年度に係る 業務実績について、中期目標の達成に向け取組状況に対する助言を行うことを目的に 長崎県公立大学法人評価委員会を開催し、去る8月21日に、その結果が法人に対し て通知されるとともに、知事に対して報告がなされました。

委員会では、法人が定める中期計画の取組項目について、目標達成が見込まれる項目として、しまなびプログラムの点検及び改善について、「長崎県ならではの環境を活かしたプログラムの検討」や「大学と企業との連携を深化させ企業や地域の課題解決に取り組むことで学生の自主性向上に期待する」などの助言を頂いております。

一方で、目標達成には努力が求められる項目として、3年修了時までに9割以上の 学生に卒業要件を修得させる取組について、「早期取得を達成した学生の経験を1、 2年次の学生と共有する機会を設けるといった、これまでと異なる手法を取り入れる 努力」や「同じ卒業要件を設けている学科での取組の横展開や情報連携強化の必要が あること」、さらに、「学生に卒業要件の早期取得の必要性を理解させ能動的に行動 できる仕組み作りや時代の変化に合わせた卒業要件の見直しも必要であること」など の助言を頂いております。

また、県内就職率の向上については、「大学の取組だけでは難しいため、行政や民間企業と一体となって取り組む必要がある」との助言を頂いております。

県といたしましては、委員会からの助言を踏まえて、引き続き法人と一体となって 魅力ある県立大学づくりを進めてまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ& チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施 策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である4項目の令和6年度の進捗状況は、

- ・最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが2項目
- ・令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが2項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである2項目の令和6年度の進捗状況は、

- ・ 最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが1項目
- ・令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目 となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、 最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町 のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0 の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。 また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、総務部においては、基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に関する施策において、私立学校の独自性・自主性を尊重しながら魅力ある学校づくりの支援に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「地域を支える企業の人材育成・確保」に関する施策において、地域に貢献し選ばれる県立大学づくりに取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第91号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」 であります。

第91号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」は、県立中学校及び県立高等学校の入学選抜手数料について納付方法を変更することに伴い、所要の改正を しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(障害者雇用について)

県教育委員会における障害者雇用率については、本年6月1日時点で1.72%となっており、法定雇用率2.7%を下回っております。

これまで、障害者雇用率の拡大を図るため、教職員の採用枠の拡大や、県立学校における会計年度任用職員としての雇用、本庁及び特別支援学校における知的障害のある方の雇用及び訓練を行う「ワークサポートオフィス」、「ワークサポートグループ」の設置のほか、障害のある職員を対象にした職場等の満足度アンケートなどによる職場環境の充実にも取り組んできたところであり、今後も、法定雇用率の達成に向けて、必要な予算の確保や障害のある方にとって働きやすい職場環境づくりに努め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本年、4月14日から17日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語・算

数・数学・理科の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る7月31日 に文部科学省から公表されました。

4月17日に実施された国語・算数・数学・小学校理科にかかる本県の平均正答率は、小学校国語・理科、中学校の国語が全国と同程度、算数が2.0ポイント、数学が2.3ポイント下回りました。

なお、中学校理科は14日から17日の期間に文部科学省のCBTシステムによるオンライン方式で実施され、結果は設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準にした得点で表すIRTを用いたスコアとなっており、全国平均を5ポイント下回りました。

今回の調査結果で明らかになった内容としては、用語の意味を正しく理解することや、目的に応じて自分の考えをまとめ、表現することに課題が見られました。一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問調査では、道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、社会への貢献について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均より高く、地域や社会へ積極的に関わるうとする意識の高さがうかがえます。

県教育委員会では、今後、今回の結果を詳しく分析し、各学校の取組の充実等を支援するための情報提供や、教職員一人一人の指導の改善等に役立てることができる研修を実施するなど、実効性のある学力向上対策を推進してまいります。

(高校生の活躍について)

8月3日から4日に中国・四国地方を会場として開催された「第20回若年者ものづくり競技大会」において、長崎工業高校機械科2年中川慶真さんが「機械製図(CAD)」部門で全国1位となる金賞を獲得し、厚生労働大臣賞を受賞しました。この競技大会は、職業能力開発施設や工業高校等で技能を習得中の20歳以下の若年者を対象とする大会で、本県の工業高校生は過去において、30名の生徒が金賞を獲得

しています。

今後も本県高校生が意欲的に学習に取り組み、より高い専門性を身につけられるよう、高等学校教育の充実に努めてまいります。

(「しま」の未来を担う子どもの育成について)

離島に住む小学生を対象とした、「しまのリーダーチャレンジ2025」を本年8月5日から7日まで2泊3日で予定していましたが、海上時化による船の欠航が予想されたため、8月5日から6日までの1泊2日に変更して実施しました。

対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の5市町と、佐世保市の離島部から、計18名の児童が参加し、長崎スタジアムシティでの施設見学のほか、長崎歴史文化博物館での観覧及び版画体験、株式会社AIRFlightによるドローン体験など、多様な体験や参加者同士の意見交流を通して、ふるさと長崎県と「しま」の魅力や未来について考え、ふるさとを担っていく意欲やリーダー意識を高める機会となりました。

参加児童からは、「島民を集めて自分の考えを伝え合う場を作りたい」、「大人の力も借りて、毎日行きたいと思えるような施設や自然を生かした遊び場を作り、人口を増やすきっかけにしたい」、「この旅で出会った他の島の仲間と協力して、暮らしやすい長崎県にしたい」などの感想や意見が出され、本県の未来を担うリーダーの育成に寄与することができたと考えております。

今後は、本事業での取組を修学旅行等のモデルプランとして市町教育委員会へ提供 するなど、県下全域での体験活動を推進してまいります。

(子どもたちの文化活動について)

去る、7月22日から24日にかけて、「第72回NHK杯全国高校放送コンテスト」が東京都において開催され、朗読部門で長崎北陽台高校2年生の只安遥都さんが本県勢として28年ぶりに優勝するなど、3部門において個人8名、団体2校が入選・

入賞を果たしました。

また、7月26日から31日にかけて、「第49回全国高等学校総合文化祭(かが わ総文祭2025)」が開催され、本県から310名の高校生が吹奏楽や合唱など19 部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。

本大会では、パレード部門において西陵高校吹奏楽部が1位相当のグッドパレード 賞を受賞したのをはじめ、弁論部門や放送部門など、7部門において個人3名、団体 6校が上位入賞を果たすなど優秀な成績を収めました。

今後とも、文化部活動のさらなる育成に努めるとともに、子どもたちの文化活動の 活性化をより一層推進してまいります。

(九州地区及び長崎県民俗芸能大会の開催について)

9月14日に開会した第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭(ながさきピース文化祭2025)地域文化発信事業として、11月23日に九州地区民俗芸能大会、24日に長崎県民俗芸能大会を大村市シーハットおおむらで開催します。

九州地区大会では、本県の「滑石の龍踊」をはじめ、九州沖縄各県の個性豊かで特色ある民俗芸能が、また、長崎県大会では、ユネスコ無形文化遺産である大村の黒丸踊りなどの風流踊や無形文化遺産登録を目指す壱岐、五島及び平戸の神楽が披露される予定です。

ながさきピース文化祭というまたとない機会での、地域の宝である民俗芸能の魅力 や価値の発信をとおして、保護や継承に向けた機運の醸成に繋げてまいります。

(スポーツにおける活躍について)

7月23日から8月20日まで、中国地方5県を主会場として「全国高等学校総合 「ローザスにーごー体育大会開け未来の扉中国総体2025」が開催されました。

県勢の競技結果については、団体では、ソフトボール競技男子で大村工業高校、登

山競技団体女子で長崎北陽台高校、個人では、ウエイトリフティング競技女子76kg超級で西彼農業高校の森七菜実選手がそれぞれ優勝を果たすなど全30競技のうち14競技で団体8、個人28、合わせて36の入賞を果たしました。

また、7月25日から8月23日まで東京都を中心に開催された全国高等学校定時制・通信制体育大会においても、卓球競技女子団体で鳴滝高校通信制、バドミントン競技女子団体でこころ咲良高校通信制がそれぞれ優勝を飾りました。

さらに、中学生では、8月17日から25日まで本県を含む九州8県で全国中学校体育大会が開催され、団体では、ソフトボール競技男子で島原 J H S 男子ソフトボールクラブ、個人では、陸上競技女子4種競技で長崎大学教育学部附属中学校の上田奈緒選手、柔道競技男子60kg級で福江中学校の山口裕剛選手がそれぞれ3位入賞するなど団体・個人合わせて9の入賞を果たしました。

一方、成年競技では、8月8日に東京都で行われたポラ女王杯 第1回全日本女子 銃剣道選手権大会において、望麻衣選手が優勝を飾りました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、さらなる競技力向上とスポーツ の振興を推進してまいります。

また、5月から8月にかけて、国民スポーツ大会の予選となる第45回九州プロック大会が本県を主会場として開催され、本県選手団は23競技47種別において代表権を獲得いたしました。予選を行わない競技を合わせ、32競技79種別の選手が、9月28日から滋賀県で開催される国民スポーツ大会に出場いたします。

本大会においては、競技団体と一体となって、51種目以上の入賞を目指してまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ& チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施 策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、教育委員会関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である41項目の令和6年度の進捗状況は、

最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが26項目、

令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが6項目、

令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが9項目 となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである 2項目の令和6年度の進捗状況は、

令和6年度の目標値を達成したものが1項目、

令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、 最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町 のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。 計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生 2 . 0 の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、教育委員会においては、主に基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関連施策等を位置付けております。

「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に関する施策においては、こどもたちが自ら豊かな人生を切り拓くための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するほか、郷土への誇りと愛情を育み、郷土の未来を担う人材の育成、グローバルな視野を持ち予測困難な時代を生き抜く人材の育成等に、地域の様々な資源を活用して取り組んでいくこととしております。

また、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に関する施策においては、地理的条件に関わらず、すべてのこどもたちの学びのニーズに応えられるよう一人一台端末や遠隔教育など教育環境の整備による多様な学びの提供のほか、教員の働きがい改革の推進等にも取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会8頁20行目の次に、次のとおり挿入する。】

(教職員の不祥事について)

過去に不適切な発言に係る指導を受け、「体罰・不適切な指導の再発防止のための 指導力向上研修」を受講していたにもかかわらず、令和7年5月、集会時に着席姿勢 が悪かった生徒に対して、プリントを丸めて1回叩いた県立高等学校教諭を、9月 9日付けで懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

文教厚生委員会関係説明資料

福祉保健部

今回、予算議案の部分を除く、福祉保健部関係の議案はございません。 議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、長崎こども・女性・障害者支援センターが一時保護していた児童が、法人 所有の施設に損害を与えた事案1件につき、損害賠償金9,350円を支払うため、去 る9月2日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設立について)

令和6年4月1日に施行された「孤独・孤立対策推進法」において、官民連携の取組の推進が求められており、本県においては、孤独・孤立対策に対する理解と機運の 醸成を目的とした「長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立することとし、本年8月5日から会員の募集を開始したところです。

本プラットフォームは、すでに支援に取り組んでいる団体に加え、孤独・孤立対策に関心を有する団体など多様な主体と連携し、「ゆるやかにつながる場」として、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるもので、より多くの団体に参画いただけるよう、周知・啓発に努め、孤独・孤立対策の推進に向け、取り組んでまいります。

(「脳卒中・心臓病等の予防及び医療提供体制推進に関する協力協定」の締結について) 脳卒中・心臓病等の予防や正しい知識の普及啓発等に取り組むため、去る7月27日、県、長崎大学病院及びオムロンヘルスケア株式会社の三者で「脳卒中・心臓病等の予防及び医療提供体制推進に関する協力協定」を締結いたしました。

県といたしましては、引き続き、長崎大学病院及びこれまでに同協定を締結いただ

いております企業9社と協力し、県民の健康寿命の延伸、脳卒中・心臓病等の死亡率 減少に向けた取組の推進を図ってまいります。

(ドクターヘリの一時運航休止について)

本県のドクターへリの運航を委託している学校法人ヒラタ学園において、8月23 日及び8月27日から29日までの計4日間、ドクターへリに搭乗する整備士の勤務 調整がつかず、ドクターへリの運航を一時休止いたしました。

ドクターへリの運休期間中は、県防災へリの運用や佐賀県のドクターへリの応援などにより救急医療体制を維持してまいりましたが、本県は、多くの離島や半島を有しており、ドクターへリの運休は、救急患者の搬送に影響を及ぼすことから、引き続き、ヒラタ学園に対し、ドクターへリの安定した運航体制の確保を強く求めるとともに、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、福祉保健部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である14項目の令和6年度の進捗状況は、最終 目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが4項目、令和6年 度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、令和6年度の目標 値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが6項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである7項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標

値を達成したものが2項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向に あるものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるもの が3項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、 最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図 ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、福祉保健部においては、主に基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」や「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」では、地域の医療・介護のサービス確保及び充実や健康づくりと生きがいづくりの促進に関する施策におい

て、持続可能な医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化等に取り組むほか、 健康寿命延伸の取組や高齢者の社会参加促進等を推進していくこととしております。 また、基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、互いに支え合う地域 共生社会の更なる推進に関する施策において、社会的配慮を必要とする人たちへのき め細かい支援の実施や障害者等が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援等に 取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

福祉保健部

【文教厚生委員会関係説明資料 福祉保健部 3頁3行目から11行目を削除し、次のとおり挿入する】

(ドクターヘリの一時運休等について)

本県のドクターへリの運航を委託している学校法人ヒラタ学園において、ドクター ヘリに搭乗する整備士が不足したことから、整備士の勤務調整がつかず、8月に4日 間、ドクターへリの運航を一時休止いたしました。

その後、9月は通常運航しておりますが、10月から12月にかけて、再び整備士不足により勤務調整が困難となったことから、10月においては6日間、ドクターへリを一時運休することとしており、運休期間中は、県防災へリの運用や佐賀県のドクターへリの応援などにより救急医療体制を維持してまいります。

11月及び12月の運航体制については、ヒラタ学園と協議を行っておりますが、本県は、多くの離島や半島を有しており、ドクターへリの運休は、救急患者の搬送に影響を及ぼすことから、引き続き、ヒラタ学園に対し、ドクターへリの安定した運航体制の確保を強く求めるとともに、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、本年秋頃を予定していたドクターへリの2機目についても、ヒラタ学園の整備士不足等のため、年内の導入が困難になったことから、当該学園に対し、早期の運航開始を強く要請してまいります。

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。 議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(こども場所の充実について)

地域のつながりの希薄化や共働きの増加、少子化の進展により、地域でこどもが育ってとが難しくなる中、県では、安全安心なこどもの居場所や様々な体験の提供を行う「こども場所」の充実を図ってまいります。

こどもの居場所づくりや体験の提供については、これまでNPOや地域、企業等に おいて様々な取組がなされており、こうした取組を後押ししていきたいという考えか ら、8月に「長崎県こども場所相談センター」を開設し、こども場所の立上げや活動 に関する相談業務を開始しました。

また、こども場所の活動の賛同者からなるネットワークを設置し、活動の情報発信を行うことで、こども場所の充実に向けた気運を高めるとともに、交流会の実施による活動者や支援者のつながりを強化することに加え、基金を活用した居場所の立上げやモデル的な体験提供に対する補助を実施するなど、庁内各部や市町、企業等と連携しながら、こども場所の活動を後押ししてまいります。

(結婚支援事業の推進等について)

結婚支援事業を官民で連携して推進するため、県・市町及び関係団体で構成する長崎県婚活サポート官民連携協議会を毎年開催しているところです。

今年度は、各地域の事情を踏まえた結婚支援のあり方について議論をする必要があると考えまして、協議会に先立ち県内を4つの地域に分けて新たにブロック会議を実施いたしました。

地域の観光資源や特産などを活かしながら、結婚支援にとどまらない、地域づくり

や地域内外の交流促進に繋がるイベントの必要性など、ブロック会議での意見を踏ま え、引き続き、県内で一体的に結婚支援事業に取り組んでまいります。

また、若い世代を対象としたライフデザインの支援を実施しているところですが、 昨年度に引き続き、県内の若い世代の従業員の方が将来の暮らしや働き方について考 えるきっかけとして企業研修へ講師の派遣を行っております。

今年度は、新入社員の方への研修といたしまして、結婚、出産など将来起こり得る 様々なライフイベントをゲーム形式で楽しみながら、それぞれの選択が人生設計にど のような影響を与えるかを疑似体験していただき、ライフデザインを考えることの大 切さを学んでいただきました。

ライフデザイン支援は、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方の希望を実現する社会を目指していくうえで重要な取組であることから、引き続き、ライフデザイン支援やプレコンセプションケアなどの希望を叶えるために必要な知識や情報を習得する機会を提供する取組を推進してまいります。

さらに、8月には、こども未来課の企業コーディネーターにより、アミュプラザで 開催している「夏休みキッズワークショップ」に初めて「ながさき結婚・子育て応援 宣言」登録企業の参加をいただきました。

それぞれの企業の特色を活かしたブースを展開し、こどもたちが楽しみながら学べる職業体験型のワークショップやものづくりを通じて、こどもたちと家族が触れ合う機会を提供することができました。

今後も、企業と連携した取組を推進し、結婚や子育ての希望が叶う環境づくりに取り組んでまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&

チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施 策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総 合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標 改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、こども政策局関係部分に ついては、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である20項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが9項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが6項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが5項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである5 項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標 値を達成したものが2項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向に あるものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるもの が1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町

のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0 の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、こども政策局においては、主に基本戦略「こどもたちの将来の可能性を 広げ、挑戦を応援する」や「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく 支える」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携したこどもの育成」に関する施策において、こどもの笑顔があふれ、地域のしっかりとした絆の中でこどもを育んでいけるように、「こどもまんなか社会」の理念を共有し、県民総ぐるみでこどもの声を取り入れた「ココロねっこ運動」等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」では、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための一貫した支援」や「きめ細かな対応が必要なこどもや家庭への支援」に関する施策において、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができるよう、登録制度等による社会全体の気運の醸成やこども家庭センターの設置促進等によるすべての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。 以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

文教厚生委員会関係説明資料 (追加1)

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局3頁21行目の次に、次のとおり 挿入する。】

(児童虐待の防止について)

本県の令和6年度の児童虐待相談対応件数は、速報値ではありますが、対前年度比3.2パーセント増の1,301件であり、過去最多の件数となる見込みであります。

相談内容別では、心理的虐待の割合が最も高く、全体の約6割、752件となって おります。これは、夫婦を含むパートナー間の暴力を目撃した児童等について、心理 的虐待が行われたものとして対応することが定着してきたことに加え、警察からの心 理的虐待の通告が572件と昨年度から引き続き高い件数であることが影響している と考えられます。

増加する虐待件数に適切に対応するため、児童相談所においては、24時間・365日、いつでも相談に応じることができる体制の整備を図ってきたところであり、加えて昨年度末には、児童相談所に新たな情報管理システムを導入し、記録作成などの事務に要する時間の縮減を図ることで、これまで以上に相談者や関係機関に対し、きめ細やかな支援を行うことが可能となるよう取り組んでいるところであります。

また、児相職員の一人ひとりの支援技術の向上や、市町や警察など関係機関との連携を引き続き図っていくことが非常に重要であると考えております。

そのため、虐待事案への対応能力の向上や警察との連携強化を目的として、去る8月20日、長崎市において警察と児童相談所による合同訓練を実施しました。訓練は、虐待通告受理後、児童の安全確認ができないため、警察へ援助を要請するとともに、強制的に児童の自宅へ立ち入り、児童を保護するという想定で実施し、訓練後、警察や弁護士から課題を指摘いただくなど大変有意義なものとなりました。

今後とも、児童虐待に対し迅速・的確な対応を行うとともに、被虐待児童の保護・ 支援に向けた対策等に取り組んでまいります。